2019年度 文部科学省委託事業「専修学校グローバル化対応推進支援事業」
東京都におけるグローバル化対応推進支援事業

事 業 成 果 報 告 書

公益社団法人 東京都専修学校各種学校協会

目　次

はじめに…… 3

Ⅰ　事業概要

1－1　事業名 …… 6

1－2　事業の趣旨・目的等 …… 6

1－3　事業内容 …… 6

1－4　戦略的に外国人留学生の受入れを進める分野並びに国（地域）名について …… 7

Ⅱ　実施事業報告

2－1　外国人留学生採用促進セミナー …… 10

2－2　留学生指導教員対象講座 …… 29

2－3　成果報告会 …… 52

Ⅲ　記　　録

3－1　委員構成 …… 84

3－2　議事録 …… 86

はじめに

公益社団法人東京都専修学校各種学校協会（以下「当協会」という）では，昨年に引き続き学校･行政･企業が個別に進めてきた情報の共有化を図り新たなネットワーク構築に向けた体制作りを進めるために，「専修学校グローバル化対応推進支援事業」を受託し事業を進めて参りました。

当協会では，専修学校各種学校の振興に向けた事業の中でも外国人留学生（以下「留学生」という）支援，とりわけ卒業後に日本での就労を希望する留学生への就職対策に関して従来からその重要性を認識し，学校教職員・企業担当者向けの研修会やセミナー等，様々な事業を展開しています。
社会のニーズに応える実践的な職業教育を行っている専門学校で教えを受けた優秀な外国人人材の受け入れ支援策の構築は多方面から望まれ，期待されるものでもあります。

専修学校で技術・技能を学んだ留学生を学校，行政，企業が一体となって具体的な支援策を展開することで，積極的に就労，定着させることが特にグローバル都市である東京においては特に必要な取り組みといえます。今回の事業成果を踏まえ，「外国人人材の積極的な受け入れと活用」ならびに「留学生就労支援者養成」を中心に留学生支援事業の充実を図るとともに，都市型モデルとして人材不足に直面する他都市圏においても普及可能な事業として，産官学が一体となった，優秀な人材の確保に結びつける取り組みを進めたいと考えています。

最後に本事業の推進にあたっては東京都，東京商工会議所，公益財団法人東京都中小企業振興公社，公益財団法人東京しごと財団ならびに専修学校，各種学校の皆様に多大なるご支援・ご協力をいただきましたことを深く感謝申し上げます。

2020年2月

公益社団法人東京都専修学校各種学校協会　副会長
東京都におけるグローバル化対応推進支援事業　実施委員長　**岡本　比呂志**

Ⅰ　事業概要

Ⅰ　事業概要

1－1　事業名

東京都におけるグローバル化対応推進支援事業

1－2　事業の趣旨・目的等

日本の外国人口は増加し，2015 年時点で 217 万人が在住しており 30 年前の 1985 年と比較して 2.5 倍となっている。全国の 20％にあたる 45 万人が暮らす東京でもその傾向は顕著であり，20 年前と比較した東京都の総人口増は 14％であるのに対し，外国人人口は 70％の増加となっている。外国人労働者数も全国の 30.5％を東京が占め，最も高い。さらに日本語教育機関・専修学校や大学等の教育機関数に比例して留学生数も多く，全国の 36％を占める留学生が東京で学んでいる。

また，日本学生支援機構の調査では，留学生の半数以上が卒業後に「日本での就労」を希望している。一方で企業の人手不足は深刻化しており，都内企業の約半数が「正社員不足」状態に陥っている。日本就労を希望する留学生に対して活躍する機会を広げることは企業にとっても有益である。しかし，現状においては就労可能な範囲が限られていることに加え，文化・習慣の違いから来るミスマッチ等の問題もあり，留学生・企業双方の要望に十分応えていない。

当事業では東京都の行政，企業，学校が連携を図り，各機関から見た問題点・課題を共有しながら留学生の受け入れから就労促進に向けた体制を構築する。具体的には東京における人材ニーズを共有し，専門人材を育成する産学連携による教育体制の整備の取り組みを進め，送り出しの充実を以て優秀な人材の受け入れ（留学）と就労機会の確保および充実に結びつける。

発信力という点において，日本の中心である東京での取り組み強化は，ASEAN 諸国における日本留学・就労の魅力へのアピールに直接的に結びつき，優秀な人材の受け入れに繋がるものである。特に就職を希望する留学生，企業等に対して具体的な支援策を展開し，同時に将来に向けた体制整備を進めるために，専修学校への留学に係る入口から出口に至るまでの総合的・戦略的な留学生施策を促進する都市型モデルの構築を目指す。

1－3　事業内容

<u>留学生支援東京モデルのプラットフォーム構築に向けた取り組み</u>

各団体，機関で実施している支援策について情報を共有し，連携のための各機関等の横断的具体的な課題を抽出の上，具体的施策を検討し，段階的な実施に向けて継続した協議体の基盤整備を行う。協議体の構成は東京都の行政・企業団体・学校によるコンソーシアムとして形成し，東京独自の留学生支援体制のモデル構築を行うための情報を収集する。

<u>効果的な情報発信</u>

昨年度実施したニーズ調査に基づき，日本での留学・就労を現地において情報収集が可能となるサイトを構築することにより情報発信の強化を目指す。

多元的研修機会の検討

経験年数，分野などそれぞれのニーズに応じた研修会・情報交換会を実施する。

事例紹介，諸手続等に関するセミナーと具体的な個別案件の助言を伴うセミナーとして開催する。学校・企業の合同勉強会を開催し情報共有を図る。研修効果の検証を行うと共に，先行事例も含む標準研修プログラムとして公開し，情報共有を図る。

◎事業実施と検証

東京都において外国人留学生の支援に関し，学校 - 企業，学校 - 行政，行政 - 企業等双方向での事業実施はそれまでにもいくつか実例はあるが，今回の事業では産学公が一堂に介してそれぞれの立場から問題提起を行い，情報共有を経て支援策を検討することになる。今年度実施する具体的な事業はそれぞれ参加する個人（または学校・企業）の質的向上を図り，また学習機会の提供（留学），就労支援（就職）に結びつくものである。事業効果に関してはアンケート結果，参加者数や就職者数など定量的な成果も含めて目標化し，実施委員会でその効果を検証し，業界団体・組織全体としての支援体制の確立，留学生の就労機会拡大にむけた事業展開を図る。

1－4　戦略的に外国人留学生の受入れを進める分野並びに国（地域）名について

[東京で取り組みを進める必要性]

◎グローバル化の進展により増加する在留外国人数

現在日本では 240 万人近くの外国人が滞在しており，東京にはその 1 割近くを占める 50 万人が様々な在留資格で生活している。中でも在留資格「留学」で滞在している外国人留学生は東京に 104,889 人が在籍しており，都内に在籍する外国人の 20%を占めている。

【在留外国人数の推移と増加率】　（法務省入国管理局 「在留外国人数について」より）

【在留外国人数の推移と増加率】（法務省入国管理局 「在留外国人数について」より）

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
全国	2,066,445	2,121,831	2,232,189	2,382,822
東京	407,067	430,658	462,732	500,874

【東京の滞在資格別外国人数の割合】

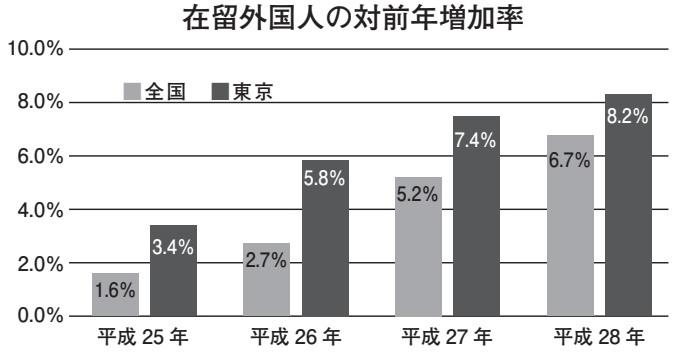

【主要都市別留学生数の割合】

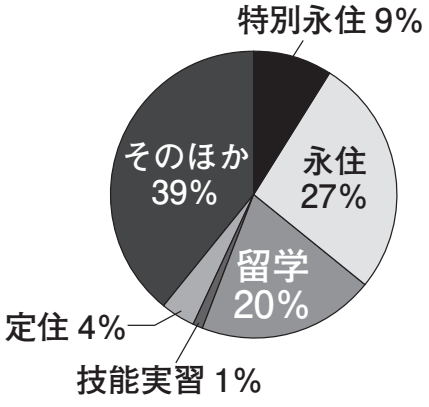

東京には137の大学，350の専門学校，230を超える日本語教育機関があり，全国の外国人留学生は36％が東京で学んでいる。

卒業後の進路については約6割が日本就労を希望するものの，「留学」から「就労」へ在留資格変更に至る人数は卒業生約4.5万人のうち40％となる19,000人に留まっているのが現状である。

【主要都市別留学生数】

東京	大阪	福岡	埼玉	千葉	神奈川	その他
100,135	22,758	16,739	16,269	16,207	14,968	90,225

◎都内企業の約半数が「正社員不足」

平成30年3月に発表された帝国データバンクによる調査では，東京都内の約半数の企業が「人手不足」と回答し，特に中小企業の人手不足は深刻な状況である。東京の中小企業比率は99.7％であり東京都にとっても人材確保のための支援は喫緊の課題であるといえる。しかしながら，留学生の就労先は約半数が300人以下の中小企業であるものの，在留資格変更等手続きの煩雑さや限られた就労職種の範囲など，多くの企業にとって留学生採用は容易であるとはいえないのが現状である。

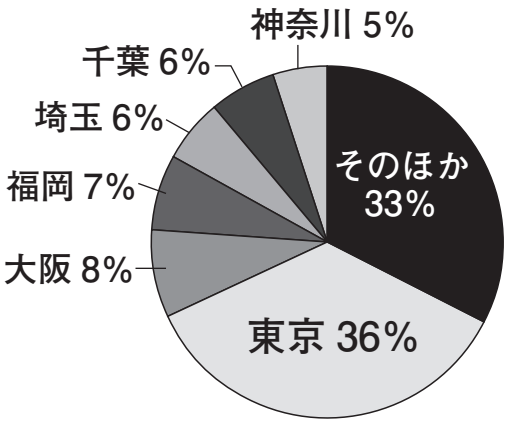

「外国人（留学生）が東京都民の一員となって活躍できる環境を整備する」ことは東京都全体の課題である。専修学校で技術・技能を学んだ外国人留学生を学校，行政，企業が一体となって具体的な支援策を提供し，積極的に就労，定着させることが特にグローバル都市である東京においては必要な取り組みといえる。このことから当事業においては「外国人人材の積極的な受け入れと活用」「留学生就労支援者養成」モデルとして人材不足に直面する他都市圏においても普及可能な事業展開を図ることとする。

Ⅱ　実施事業報告

Ⅱ　実施事業報告

２−１　外国人留学生採用促進セミナー

Ⅰ　実施の概要

［実施日時ならびに会場］

日時：2019年9月4日（水）13:30〜16:30
会場：アルカディア市ヶ谷私学会館（千代田区九段北4-225）

［講義テーマならびに講師］

高等教育機関における留学生の現状と支援
公益社団法人 東京都専修学校各種学校協会　　後藤　由利

外国人留学生の現状と留学生募集・採用方法の工夫について
株式会社 オリジネーター　取締役　専務執行役員　　工藤　尚美

外国人留学生の採用および雇用事例の報告
株式会社 Satisfill　　岩本　康正

外国人雇用の際の在留資格手続きについて
行政書士事務所 つづけるサポート　　桑田　　優

［参加者数］

参加者：15名
アンケート回答者：14名

【1】満足度

■参考になった	3
■まあまあ参考になった	6
■ふつう	4
□あまり参考にならなかった	0
□参考にならなかった	0
■無回答	1

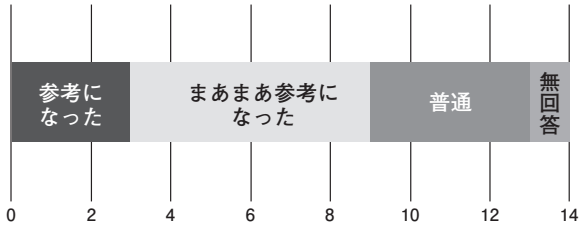

【2】参加理由（複数回答可）

■外国人留学生の採用に関する情報収集	12
■人材採用全般に関する情報収集	4
■ビザなど諸手続に関する情報収集	6
□その他	0
□無回答	0

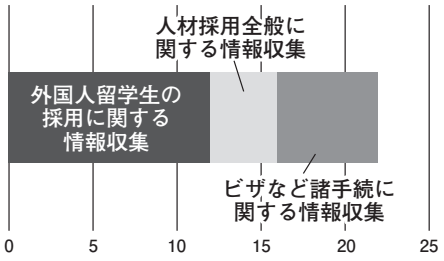

【3】雇用状況（複数回答可）

■採用中	9
■過去に採用していた	1
■今後採用を検討している	7
□採用は考えていない	0
□その他	0
□無回答	0

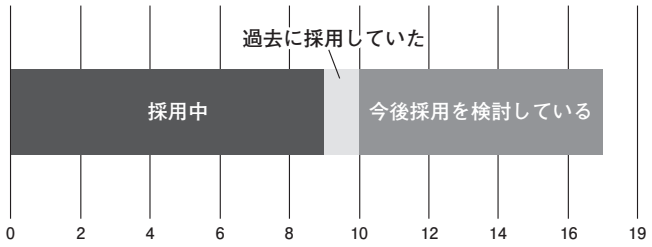

【4】採用中・過去に採用の理由

■人物本位	9
■専門性	1
■能力	2
□その他	0
■無回答	5

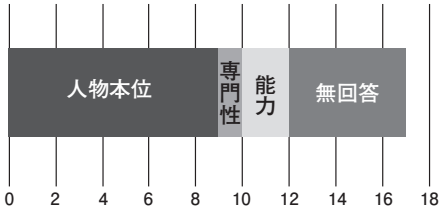

【5】今後予定・検討

■新卒・中途共に	10
■新卒	1
□中途	0
■日本人次第	1
■その他	1
■無回答	3

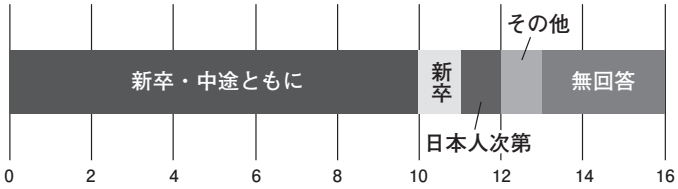

【6】採用を考えていない…回答無し

【7】インターンシップ

■ある	11
■ない	2
■その他	2
□無回答	0

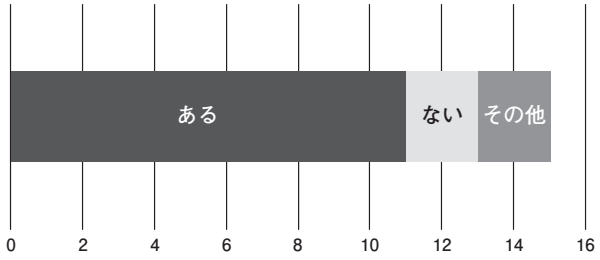

【8】留学生の受け入れ

■可能	6
□不可能	0
■条件次第	7
■その他	1
□無回答	0

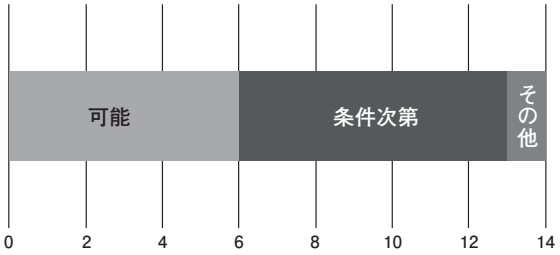

【 感想 】

●本日はありがとうございました。

●外国人留学生の現状をきちんと把握しながら，まずは自社の採用方針 (なぜ採用するのか) を固めることが重要だと感じました。

●ビザの話を一番聞きたかったので，前半に組み込んで欲しかったです。雇用事例は一番最後で良かったと思います。

●本日は誠にありがとうございました。

資料

高等教育機関における留学生の現状と支援

公益社団法人 東京都専修学校各種学校協会

Metropolitan Tokyo
Professional Institution Association

1．日本の高等教育機関①

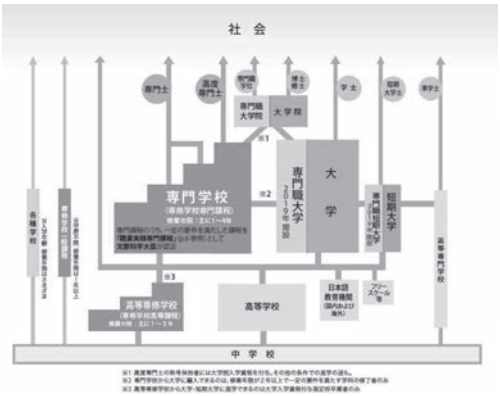

専門学校卒業者に付与する称号

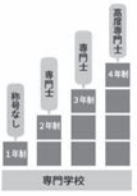

1

1．日本の高等教育機関②

1-1短大・大学と専門学校の数と在籍者数

（2018年度「学校基本調査」文部科学省）

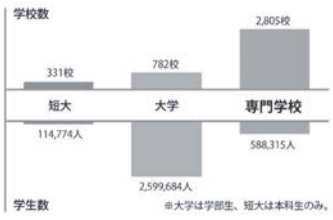

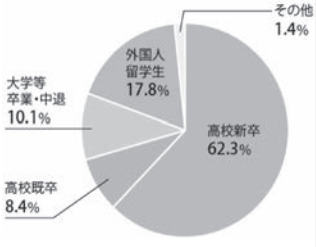

（2018年度「在籍調査」当協会）

1-2東京都内専門学校入学者の内訳

公益社団法人 東京都専修学校各種学校協会

2．日本の留学生数①

2-1学種別留学生数の推移

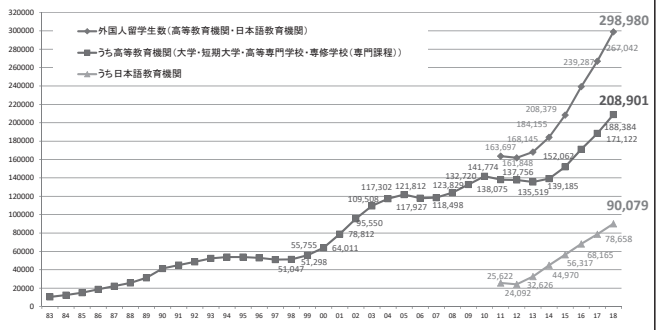

（2018年度「外国人留学生在籍状況調査」独立行政法人日本学生支援機構（JASSO））

3

2．日本の留学生数②

2018年度留学生在籍者数

国（地域）名	留学生数	%
中国	114,950	38.4%
ベトナム	72,354	24.2%
ネパール	24,331	8.1%
韓国	17,012	5.7%
台湾	9,524	3.2%
スリランカ	8,329	2.8%
インドネシア	6,277	2.1%
ミャンマー	5,928	2.0%
タイ	3,962	1.3%
バングラデシュ	3,640	1.2%
その他	32,673	10.9%
	298,980	

2-2高等教育機関在籍者数
（大学院・大学・短大・専門学校等）

国（地域）名	高等教育機関
中国	86,439
ベトナム	42,083
ネパール	15,329
韓国	14,557
台湾	7,423
インドネシア	4,719
スリランカ	4,429
ミャンマー	3,385
タイ	3,241
マレーシア	2,897
その他	24,399
合計	**208,901**

2-3日本語教育機関在籍者数
（日本語教育機関）

国（地域）名	日本語教育機関
ベトナム	30,271
中国	28,511
ネパール	9,002
スリランカ	3,900
ミャンマー	2,543
韓国	2,455
台湾	2,101
インドネシア	1,558
ウズベキスタン	1,427
フィリピン	1,205
その他	7,106
合計	**90,079**

（2018年度「外国人留学生在籍状況調査」 JASSO）

公益社団法人 東京都専修学校各種学校協会

3．日本における主な留学生政策①

- 1983 •留学生受け入れ10万人計画→2003年達成
- 2004 •新たな留学生政策（中央教育審議会答申）→留学生交流の拡大と質の向上
- 2007 •アジア人財資金構想－経済産業省・文部科学省合同で支援
- 2008 •留学生受け入れ30万人計画→2020年までに30万人の留学生受け入れを目指す
- 2009 •国際化拠点整備事業（グローバル30）－英語によるカリキュラム，国際拠点,受け入れ環境の整備
- 2015 •日本再興戦略－日本産業再興プラン→外国人人材の活用
- 2018 •外国人材の受け入れ・共生のための総合定期対応策→留学生就職促進のための在留資格の整備

⇩⇩⇩⇩2020年，留学生受け入れ30万人の実現とともに「ポスト30万人計画」へ⇩⇩⇩⇩

5

3．日本における主な留学生政策②

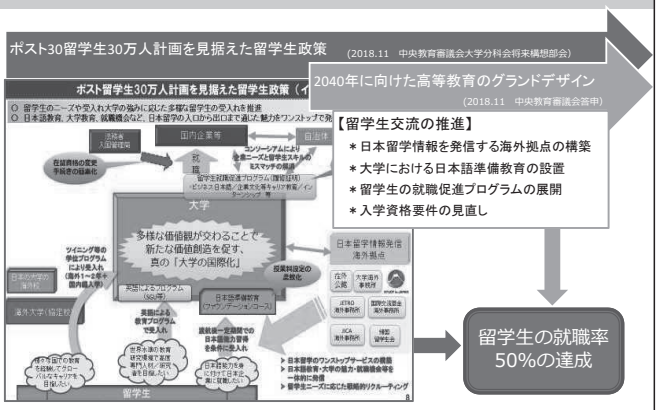

4．日本における留学生の就職状況①

4-1卒業後の進路希望（複数回答可）　(2017年度「私費外国人留学生生活実態調査」JASSO)

区分	日本において進学希望	日本において就職希望	日本において起業希望	出身国において進学希望	出身国において就職・起業希望	日本・出身国以外の国において進学希望	日本・出身国以外の国において就職・起業希望	まだ決めていない	不明
集計 pt	7,981	9,978	1,013	621	2,204	633	434	638	—
集計 pt 率（%）	34.0	42.5	4.3	2.6	9.4	2.7	1.8	2.7	—
人数（人）	2,940	3,682	605	323	1,052	353	297	299	57
率（%）	51.5	64.6	10.6	5.7	18.4	6.2	5.2	5.2	1.0
平成27年率（%）	50.4	63.6	10.8	5.3	20.0	5.9	5.8	6.0	0.8
平成25年率（%）	45.2	65.0	8.7	3.4	26.4	5.7	4.0	4.0	0.3

(2018年3月「卒業した留学生の進路」全国専門学校協会)

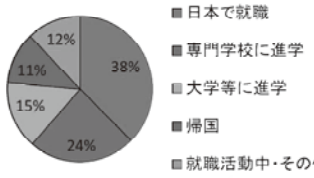

4．日本における留学生の就職状況②

4-3「留学」から「就労」への申請件数と許可件数 (2004～2017年)

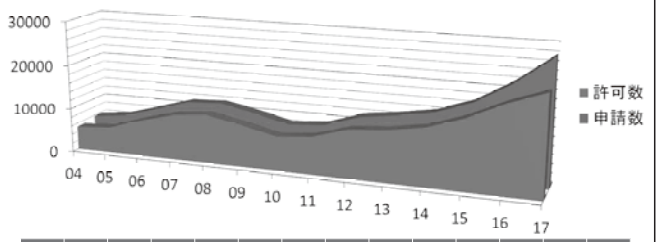

2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
8,264	5,878	8,272	10,262	11,040	9,584	7,831	8,586	10,969	11,647	12,958	15,657	19,435	22,419
5,820	6,788	9,034	11,410	11,789	10,230	8,467	9,143	11,698	12,793	14,170	17,088	21,898	27,926

(2018年「平成29年度における留学生の日本企業等への就職状況について」法務省入国管理局)

公益社団法人 東京都専修学校各種学校協会

4．日本における留学生の就職状況③

4-4留学生が希望する職種（専攻分野別）　**4-5採用した外国人留学生の主な職種**

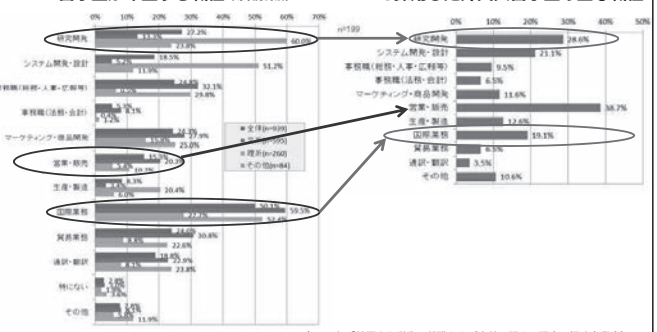

(2015年「外国人留学生の就職および定着に関する調査」経済産業省)

4．日本における留学生の就職状況④

4-6就職活動中に困ったこと

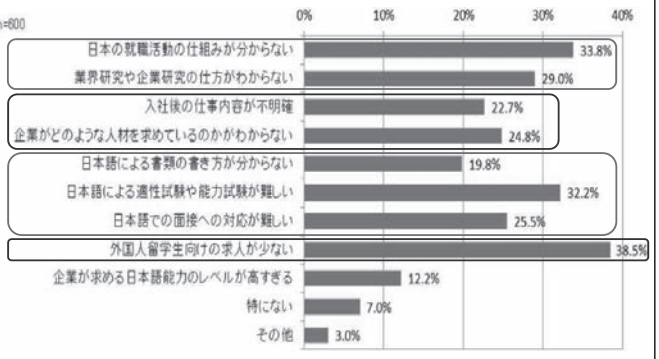

平成27年経済産業省「外国人留学生の就職および定着に関する調査」より

5．教育機関による支援①

支援例（1）工業系専門学校のキャリアサポート・プログラム

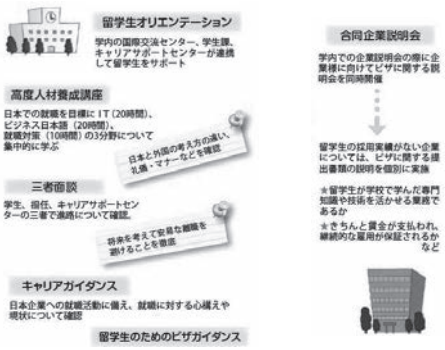

５．教育機関による支援②-1

支援例（２）デザイン系専門学校の年間スケジュール①

実施時期	行事名等					
	進路指導関係	対象	諸手続・事務連絡	対象	学生間交流	対象
4月	留学生進路ガイダンス①「就職・進路概要説明」	卒業年次生	留学生入学前オリエンテーション	新入生		
			第Ⅰ期ガイダンス	全学生		
					留学生懇親会	新1年生
			留学生学習奨励費募集	全留学生		
	外国人雇用ｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ登録会	卒業年次生				
			日本語能力試験願書販売期間	全留学生		
5月			留学生学習奨励費選考～推薦			
					留学生交流昼食会	学科指定
	留学生進路ガイダンス②「留学生就職活動マナー講座」	卒業年次生				
6月			留学生個人面談	1年生		
	留学生進路ガイダンス③「履歴書対策講座」	卒業年次生				
7月	日本語会話講座	希望者及び指定者				

５．教育機関による支援②-2

支援例（２）デザイン系専門学校の年間スケジュール②

実施時期	行事名等					
	進路指導関係	対象	諸手続・事務連絡	対象	学生間交流	対象
9月			第Ⅱ期　ガイダンス	全学生		
			日本語能力試験願書販売期間	全留学生		
			留学生学習奨励費募集(追加)	全留学生		
10月	高度人材養成講座	全留学生				
					留学生交流昼食会	学科指定
11月						
12月	留学生進路ガイダンス④「留学生内定者座談会」	次年度卒業予定者	第Ⅲ期　ガイダンス	全学生		
1月	「特定活動ビザ」説明会	卒業年次生				
2月	外国人雇用ｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ登録会	次年度卒業予定者				
3月						

ありがとうございました

公益社団法人東京都専修学校各種学校協会

TEL:03-3378-9601　FAX:03-3378-9625
URL:https://tsk.or.jp　MAIL:info@tsk.or.jp

グローバル人材就職･転職説明会ＨＰ：http://support-station.tokyo

外国人留学生の現状と留学生募集、採用の工夫

2019年9月4日
株式会社オリジネーター　　工藤尚美

Copyright(C) Originator. All Rights Reserved

自己紹介

工藤　尚美

所属：株式会社オリジネーター　取締役　専務執行役員
一般社団法人 国際人流振興協会　理事
日本貿易振興機構（JETRO）新輸出大国エキスパート(高度外国人材の活用)

経歴：・人材サービス系企業にて企画開発、営業職として勤務
・日本語教師にキャリアチェンジ後、日本語教育機関の語学事業部部長、国際事業部長として、外国人材への日本語教育に国内外で携わるとともに、海外からの留学生募集に従事。
・2005年より企業を対象とした外国人材採用支援、ならびに外国人留学生を中心とした外国人材就職支援事業を開始。
外国人材採用コンサルティングやグローバル研修等、「外国人材の採用・育成・活用」をキーワードに企業規模や地域、業種問わず、多岐にわたり企業向け採用サポートを手がける。

Copyright(C) Originator. All Rights Reserved 1

株式会社オリジネーター　紹介

設立：　2001年12月
住所：　東京都渋谷区千駄ヶ谷４－１９－１２

事業内容
１．外国人材採用支援、およびコンサルティング事業
①外国人留学生採用サポート(国内、海外)
②外国人中途人材採用サポート

２．就職情報サイト運営
外国人材就職情報サイト「リュウカツ」運営

３．研修、セミナー事業
◆企業対象
①ビジネス日本語研修
②ビジネスマナー研修
③異文化対応研修(外国人社員および日本人社員対象)

◆学校対象
①就職対策講座(留学生対象)
②就職指導セミナー（留学生就職指導職員対象）

Copyright(C) Originator. All Rights Reserved 2

リュウカツ
外国人留学生のための就職情報サイト

■ネットワーク
全国約1,200の教育機関（大学・専門学校・日本語学校）とのネットワーク

■ 多国籍
95ヶ国の国と地域、12,000名の登録者

■ 日本語力
登録者の８５%が日本語上級者

Copyright(C) Originator. All Rights Reserved 3

本日の内容

１．日本における外国人材の現況

２．外国人留学生の採用とその工夫

３．外国人留学生 受入れ後の留意点

Copyright(C) Originator. All Rights Reserved

産業別　外国人依存度試算(外国人労働者が多い主な産業)
三菱UFJリサーチ＆コンサルティング 調べ

	2009年	2010年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	「外国人依存度」の変化 2009年→17年比較
農業・林業	1/266人	1/196人	1/136人	1/130人	1/119人	1/105人	1/85人	1/74人	約3.6倍 (1/266人→1/74人)
建設業	1/449人	1/369人	1/364人	1/319人	1/246人	1/171人	1/120人	1/90人	約5.0倍 (1/449人→1/90人)
製造業	1/49人	1/40人	1/40人	1/40人	1/38人	1/35人	1/31人	1/27人	約1.8倍 (1/49人→1/27人)
情報通信業	1/87人	1/80人	1/71人	1/68人	1/64人	1/57人	1/47人	1/41人	約2.1倍 (1/87人→1/41人)
卸売業、小売業	1/192人	1/168人	1/145人	1/133人	1/116人	1/93人	1/76人	1/65人	約3.0倍 (1/192人→1/65人)
学術研究、専門・技術サービス業	1/107人	1/96人	1/91人	1/86人	1/78人	1/69人	1/58人	1/52人	約2.1倍 (1/107人→1/52人)
宿泊業、飲食サービス業	1/60人	1/54人	1/50人	1/47人	1/42人	1/36人	1/30人	1/25人	約2.4倍 (1/60人→1/25人)
教育・学習支援業	1/68人	1/65人	1/61人	1/60人	1/57人	1/54人	1/51人	1/48人	約1.4倍 (1/68人→1/48人)
医療・福祉	1/1,265人	1/962人	1/798人	1/720人	1/634人	1/570人	1/463人	1/375人	約3.4倍 (1/1,265人→1/375人)
合計	1/112人	1/96人	1/92人	1/88人	1/81人	1/70人	1/59人	1/51人	約2.2倍 (1/112人→1/51人)

（資料）総務省統計局「労働力調査」、厚生労働省「『外国人雇用状況』の届出状況まとめ」をもとに筆者が試算。「『外国人雇用状況』の届出状況まとめ」が現在と同じ産業区分で公表され始めた2009年以降を対象。なお、2011年の「労働力調査」（全国・年次）は、東日本大震災の影響等により[illegible]対象から除外。
（注）「外国人依存度」の試算は、[illegible]（2017 https://[illegible]）をもとに、最新データをもとに更新している

Copyright(C) Originator. All Rights Reserved

1．日本における外国人材の現況

○在留外国人統計　法務省：2018(H30)年末

日本に住んでいる外国人数

総数：2,731,093人　＊過去最高

国籍別・上位5か国
1．中国　７６４，７２０人
2．韓国　４４９，６３４人
3．ベトナム　３３０，８３５人
4．フィリピン　２７１，２８９人
5．ブラジル　２０１，８６５人

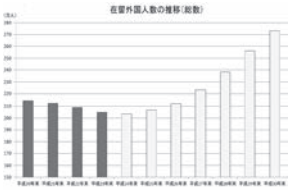

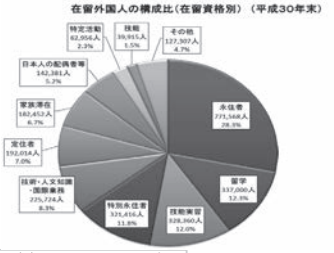

・東京　567,789人(+5.6%)
・愛知　260,952人(+7.4%)
・大阪　239,113人(+4.7%)
・神奈川　218,946人(+7.1%)
・埼玉　180,762人(+8.1%)

Copyright(C) Originator. All Rights Reserved

1．日本における外国人材の現況

○外国人材受入れに関する 昨今の主な動き

●2017年
・9月：在留資格「介護」創設
・11月：「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」（技能実習法）施行

●2018年
・6月15日：経済財政運営と改革の基本方針2018（内閣府）
～少子高齢化の克服による持続的な成長経路の実現～（骨太の方針）
·"移民政策とは異なるもの"として外国人材受け入れを拡大
·外国人留学生の国内での就職を更に円滑化する等、従来の専門的・技術的分野における外国人材受入れの取り組みをさらに推進する
・10月12日：新たな外国人材受け入れに関する在留資格「特定技能」の創設について(法務省入国管理局)
·「新たな在留資格」の創設　⇒2019年4月 制度開始
·生産性向上や国内人材確保のための取組をおこなってもなお、当該業種の存続・発展のために外国人材の受入れが必要と思われる業種において行う
・12月8日：「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」(入管法改正）成立
同月１４日公布（法務省入国管理局）

●2019年
・4月1日　改正入管法　施行
·在留資格「特定技能1号」「特定技能2号」の創設
·出入国在留管理庁の設置
・5月30日　留学生の就職支援のための「特定活動」告示改正

Copyright(C) Originator. All Rights Reserved

1．日本における外国人材の現況

○外国人雇用状況　厚労省：2018(H30)年10月

日本で働いている外国人数

＊「外国人雇用状況届出」による

総数：1,460,463人　*過去最高

国籍別・上位5か国
1．中国　389,117人
2．ベトナム　316,840人
3．フィリピン　164,996人
4．ブラジル　127,392人
5．ネパール　81,562人

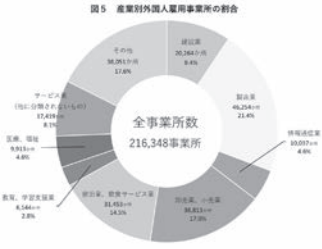

・東京　438,775人
・愛知　151,669人
・大阪　90,072人
・福岡　46,273人

Copyright(C) Originator. All Rights Reserved

本日の内容

1．日本における外国人材の現況

2．外国人留学生の採用とその工夫

3．外国留学生 受入れ後の留意点

Copyright(C) Originator. All Rights Reserved

1．日本における外国人材の現況

○日本で就労する外国人のカテゴリー(2018.10月末 約146.0万人の内訳)

・「出入国管理及び難民認定法」上、以下の形態での就労が可能。
※外国人雇用状況届出（平成29年10月末現在）による。外国人雇用状況届出制度は、事業主が外国人の雇入れ・離職の際に、氏名、在留資格、在留期間等を確認した上でハローワークへ届出を行うことを義務づける制度（雇用対策法第28条）。
「外交」「公用」及び「特別永住者」は対象外

1．**就労目的で在留が認められる者(専門的・技術的分野)　約27.7万人**
＊「技術・人文知識・国際業務」「高度専門職」「経営・管理」「企業内転勤」「法律・会計」」「医療」「教授」「研究」「教育」「介護」「技能」

2．**身分に基づき在留する者　約49.6万人**
＊「定住者」（主に日系人）「永住者」「日本人の配偶者等」

3．**技能実習　約30.8万人**
技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的。

4．**特定活動　約3.6万人**
＊EPAに基づく外国人看護師・会議福祉士候補者、ワーキングホリデー等

5．**資格外活動（留学生のアルバイト等）　約29.8万人**
1週28時間以内で、相当と認められる場合に報酬を受ける活動が許可される。

Copyright(C) Originator. All Rights Reserved

2．外国人留学生の採用とその工夫

●外国人留学生採用の（本当の）目的

1．海外事業展開のため
2．日本人採用が厳しいため
3．社内のグローバル化、意識改革をしたいため
4．外国人材ならではの視点、発想を生かした事業を展開したいため
5．その他

●外国人留学生受入れ後の課題

1．高い離職率
2．日本人社員との確執、トラブル
3．語学力（日本語力）の欠如
4．文化の違い

Copyright(C) Originator. All Rights Reserved

2．外国留学生の採用とその工夫

外国人留学生が日本を選ぶ理由
～最初は純粋な日本への憧れと関心～

外国人留学生の留学目的（専攻分野別）

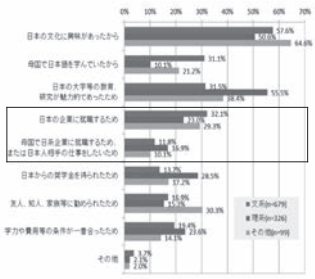

留学前の情報入手

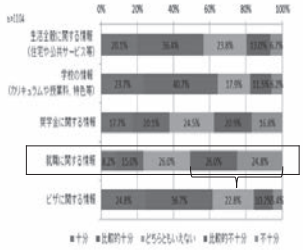

平成26年度産業経済研究委託事業「外国人留学生の就職および定着状況に関する調査」

Copyright(C) Originator. All Rights Reserved

2．外国人留学生の採用とその工夫

～外国人留学生の募集・広報のポイント～

- **１．採用目的　２．業務内容　３．キャリアパスの明示**
- **「わかりやすさ」を常に意識する**
  ＊グラフ・絵などで示す
  ＊文で示す際は短文で明確に。箇条書き等の工夫を
  （文字のみで長々説明しない）
  ＊必要に応じて、英語や採用希望者の母語で説明
- **外国籍社員の活用**
  (先輩からの生のメッセージは宝)

Copyright(C) Originator. All Rights Reserved

2．外国留学生の採用とその工夫

○外国人留学生の就職に対する考え方

就職活動(新卒)	企業選定の基準	ライフプラン
・長期間にわたる就職活動 ・独特なルールに違和感	・大手企業か将来性か ・職種と業種について ・待遇（給与、昇給、昇進）	・日本に一生いますか？ ・起業、独立志向

？？　　？？

日本・伝統企業型
【長期雇用前提】

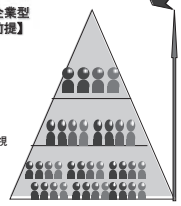

・人材育成重視
・(年功)序列
・終身雇用

海外・新興企業型
【人材流動前提】

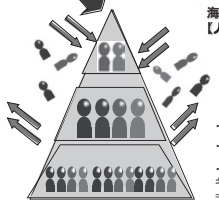

・即戦力、専門性重視
・実力成果主義
・企業間移動による
キャリア形成
⇒高離職率

Copyright(C) Originator. All Rights Reserved

本日の内容

１．日本における外国人材の現況

２．外国人留学生の採用とその工夫

３．外国人留学生 受入れ後の留意点

Copyright(C) Originator. All Rights Reserved

2．外国人留学生の採用とその工夫

外国人留学生が会社を選ぶ際の基準

●採用目的　企業側

⇒なぜ外国人材を採用するのか

外国人材に何を期待しているか
・国内採用か、現地法人か
・期待するポジションは？　＊外国人材の採用実績？　外国人留学生

●職種

⇒どんな仕事内容か

自分の専門性が活かせるか
・自分が成長できるか

●中長期計画

⇒3年後、5年後のキャリパスは？

自分のキャリアプランに合っているか
・ライフプランとの合致

Copyright(C) Originator. All Rights Reserved

3．外国人留学生 受入れ後の留意点

●外国人留学生 採用の（本当の）目的

１．海外事業展開のため
２．日本人採用が厳しいため
３．社内のグローバル化、意識改革をしたいため
４．外国人材ならではの視点、発想を生かした事業を展開したいため
５．その他

●外国人留学生 受入れ後の課題

１．高い離職率
２．日本人社員との確執、トラブル
３．語学力（日本語力）の欠如
４．文化の違い

Copyright(C) Originator. All Rights Reserved

17

3．外国人留学生受入れ後の留意点

●ゴールを示す
⇒月（ターム）単位、1年単位、3年後、5年後・・・

●フィードバック
⇒こまめに評価
⇒ほめる。叱る。アドバイスする。

●指示、確認は具体的に
⇒以心伝心、俺の背中をみて育ては通じない。
⇒イエス,ノー
⇒５W1H

●異文化の相互理解（習慣、宗教、文化・・・）
⇒外国人社員の国を理解し、尊重する　*「日本のやりかた」を一方的に押しつけない
⇒日本の文化も理解してもらう
⇒ことばは通じなくとも相互理解は可能

●声がけ
⇒特にアジアは肌と肌の付き合いを好む
⇒「日本語が下手になった」は要注意
⇒日本人以上に本音を隠すときも
⇒「孤立」、「一人ぼっち」にさせない

●過度な扱いはしない。でも少しだけ違いは意識する。

Copyright(C) Originator. All Rights Reserved

ご清聴ありがとうございました。

これからのホテル経営に向けた外国人採用

Satisfill

CONTENTS

プレゼンター紹介

企業紹介

外国人を積極的に採用する理由ときっかけ

採用方法

外国人採用のメリット&デメリット

1．会社概要

会社名	株式会社Satisfi■
所属地	福岡本社:福岡県福岡市中央区清川1-2-3
	札幌支社:北海道札幌市中央区南5条西7丁目1-2
	東京支社:東京都荒川区西日暮里1-3-2
	京都支社:京都府京都市南区東九条北松ノ木町38-1
	広島支社:広島県広島市南区大須賀町13-9
代表者	井上 遥太郎
資本金	3,000万円
従業員	150名
取引銀行	西日本シティ銀行
	東京東信用金庫

Satisfill

岩本 康正
Yasumasa Iwamoto

役職：執行役員
生年月日：1992年5月18日生まれ
経歴：早稲田大学商学部卒業

Satisfillでの仕事
・人材採用、育成、マネジメント
・ホテルの施設設計からの設計、インテリア選定
・ホテルブランディング
・IoT化推進
・新規ホテル立ち上げサポート

2．RANDOR　今後の展開エリア

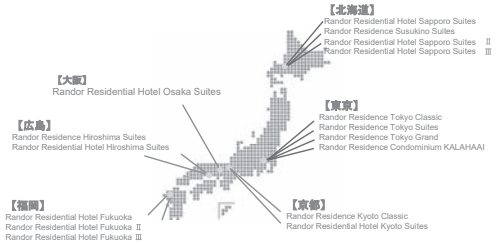

全国10施設運営　※2019年　9月時点

全国15施設運営　※2020年時点

3．Satisfillの事業展開領域

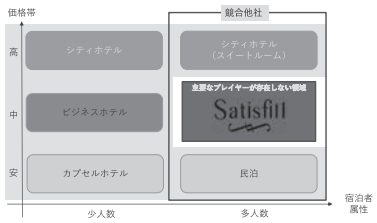

4．自社ブランド　「RANDOR」

今後展開する客室は基本40㎡以上

お風呂にこだわり

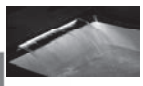

RANDOR
HOTEL & RESIDENCE

リビングルーム中心の部屋作り

5年後のライフスタイルを味わえる

5．Satisfillの事業モデル

Satisfill

ホテルオーナー

・**ホテル物件の提供**（オーナ様→Satisfill）
・**高い利回りの実現**（Satisfill→オーナー様）
・**当社とオーナー様と共にホテルプラン作成**
当社が得意とする多人数向け客室を実現。
・当社業務提携先、本多健建築設計室と共にコーディネート

宿泊者

・**中長期滞在型ホテル**を提供。**ファミリー、団体客メイン**
40平米以上の客室設計。1週間滞在客をターゲット
洗濯機,キッチンを備え付けライフスタイルの延長線上の客室を展開
・**最新家電を楽しめるホテルを提供**
LGstyler, 自動掃除ロボット, AIスピーカーetc

当社の強み

・**利益率が高いホテル運営**
ファミリー、団体宿泊者を獲得することで高い稼働率の実現
中長期滞在型ホテルなので、コスト削減（リネン代、清掃代カット）
・**最新のキーシステム導入**
当社提携先かつ、Airbnb社公式パートナーである"RemoteLock"を活用
鍵やカードを受け渡す必要がなく暗証番号だけで入室が可能
高いセキュリティを実現、管理者側の手間を省き、「キーレス滞在」を可能へ
・**社員全員が20代なので人材確保に長けている**
当社社員は20代で構成されており、慶応、早稲田、海外大卒の人材や、
塗装職人、アパレルショップ出身など幅広い人材を採用。
個々にもつネットワークで若手優秀人材確保がしやすい。

6．宿泊客の情報について（2019年度）

エリア別宿泊客人数/月

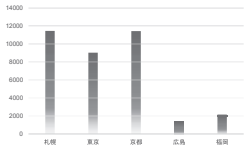

宿泊客国籍別データ

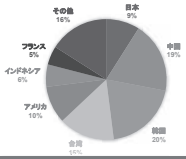

【エリア別宿泊客人数】
札幌 約12,000名 / 東京 約9000名 / 京都 約12,000名 / 広島 約1,500名 / 福岡 約2000名

【宿泊客の特徴①】　平均宿泊滞在日数　3.6泊

【宿泊客の特徴②】　ファミリー客,グループ客が多い、幅広い年代のお客様が多い。

7．メディア実績

当社が経済界第8回ベンチャー発掘企画
金の卵発掘プロジェクト2018で、審査員特別賞に
輝きました。
訪日団体客、ファミリー客にホテルを提供するサービスで、その着眼点と実用性が評価され、受賞にいたりました。

◆テレビ北海道
2019年6月「ゆうがたサテライト」にて札幌で運営している2施設を紹介いただきました。

◆西日本新聞社
2018年5月22日発行の「西日本新聞」朝刊にて、福岡で第１弾となるホテルに関する記事が掲載されました。

◆TVQ九州放送「ふくおかサテライト」（テレビ東京系列）
2018年6月1日に紹介いただきました。

◆日本経済新聞
日本経済新聞地域経済欄にて、弊社が新たに開業した「ランドーレジデンシャルホテルサッポロスイーツ」及び「ランドーレジデンスススキノスイーツ」にご紹介いただきました。

◆北海道新聞
「個性派ホテル続々」。そんな目線を引き付けるような文言に該当する当ホテルが北海道新聞朝刊に掲載されました。

外国人を積極的に採用する
理由ときっかけ

訪日外国人向けのホテル

・ゲストハウスオペレーターから、マンションタイプの広い部屋を引継ぐ
利用する客層の9割が外国人だった。
・ゲストハウスからホテルへの転換
海外のお客様から英語、韓国語、中国語のメッセージ、電話対応が増加

→正確かつ適切な言語対応ができるスタッフが必要不可欠に。

東京での大きな部屋の運用からノウハウを蓄積し、
全国に客室40㎡以上の新築のホテルをオープン
→狙い通り訪日外国人のお客様を獲得！

清掃スタッフ

おもてなしのマインド

日本人を中心

フロントスタッフ

最低２カ国語

外国籍人材中心

正社員

フロントスタッフのリーダー

採用費が低い

清掃スタッフ

・各地方の地方密着型情報誌に掲載
・主婦経験者、清掃経験者を採用
・他社と違い基本的に自社で清掃スタッフを管理
・大型ホテルのみリスクヘッジのため半分外部委託
・外部委託する際も日本人を中心に派遣を依頼

外国籍、またはダブルの割合

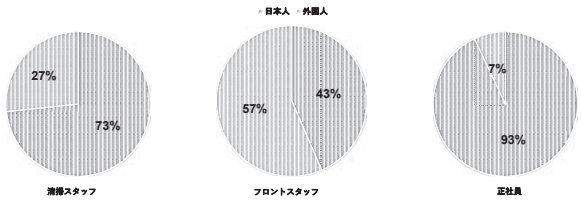

フロントスタッフ

・大手採用媒体を利用しない
・留学生、ワーホリが集まるコミュニティの掲示板を活用
・一人採用できれば、その人材の紹介が紹介を呼び
フロントスタッフが一気に充実する。
・楽しくアルバイトをしたい学生が集まりやすい。
・日本語学校に直接営業。
→○○学校に入学→RANDORでアルバイト
の方程式を作る。
・人材派遣会社からのご紹介
→いくつかの外国籍の人材派遣会社からSatisfillに合う外国人を紹介いただき、お互いのノウハウで育成

正社員

・現在の構成員のほとんどが人紹介
・フロントスタッフとしてアルバイト採用した人材の中から
・リーダーとなれる人材を採用

★外国人スタッフの社員採用例
ワーホリで福岡に来た韓国人の社員採用に成功。
福岡の韓国人の留学生が集まるコミュニティの掲示板で応募を募り、アルバイト採用。
その後ホテルのブランド効果を高める仕事を達成し、3ヵ月で社員に。

採用してみてのデメリット

ビザ

日本語力の限り

入社後の外国人スタッフのフォローアップ

・細かいスパンでの相談会
・一緒に働くパートナーを適切に配置（帰国子女や留学経験ありのスタッフを配置）
・外国人スタッフがSatisfillに入社後、実践してみたいと思う仕事を一任し、やりがいや自信を持ってもらう自分の生まれ育った文化、価値観を発信できる場を作る

Satisfill

採用してみてのメリット

コミュニケーション力

人材管理

ブランディング

外国人雇用の際の
在留資格手続きについて

2019年9月4日　行政書士桑田優
（留学生教育学会会員、関東経済産業局長認定 経営革新等支援機関）
182-0022　東京都調布市国領町１丁目40番地6－４０７号
TEL 042-444-6055　kuwataoffice@nifty.com
http://jklive.tea-nifty.com/

本日のテーマ

〇就労ビザの考え方
〇留学生と関連の深い就労ビザ
「特定技能」「日本語就労の特定活動」
「介護」「技術・人文知識・国際業務」「高度専門職」
〇変更申請の手続きについて
〇専門学校留学生　採用のメリット

就労ビザの考え方

1，日本に滞在する外国人は、（滞在中の）活動に見合ったビザの許可を受けなければならない。
＊4月採用の場合、4月1日の時点で就労ビザの許可を受けていなければならない。

2，就労ビザの許可を受けるためには「本人の条件」と「会社の条件」をそれぞれ満たすことが必要。

3，入管への申請時点で、許可条件をすべて満たしていなければならない。

新しい就労資格「特定技能」について

1，制度設計は「技能実習」に近い
＊「本人の条件」は、業種ごとの試験に合格することと、日本語能力（N4以上）のみ。
＊技能実習（最長5年）終了後の「受け皿」

2，業種を、14業種に限定している
介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、建設業（職種限定）、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業
→対応する技能実習制度がない業種は「宿泊」「飲食料品製造」「外食業」

留学生と関連の深い就労ビザ

〇「技術・人文知識・国際業務」
国内の企業等に雇用され、専門業務を行う外国人

〇「介護」 日本の介護福祉士養成課程を修了して介護福祉士の資格を有し、介護業務を行う外国人
＊介護福祉士資格制度の移行期間～養成施設を平成33年度末（2022年3月）までに卒業する場合は無試験

〇「高度専門職」 教育・研究／技術・専門／経営・管理分野で、一定の条件を満たした高度人材外国人

「日本語就労の特定活動」

〇正式には「特定活動（本邦大学卒業者）」
1，日本の大学（大学院）を卒業
2，主に日本語を使用する業務に従事する
3，日本語能力（N1、BJTビジネス日本語480、または日本語専攻卒業）
4，給与は日本人と同等、大学卒業（学部・修士課程）と同程度以上
5，派遣形態不可

在留資格「技術・人文知識・国際業務」における「本人の条件」①＝留学生関連

○専門学校を卒業し専門士である者が、専門的に勉強した事に関連した専門業務を行うこと

○通訳翻訳・語学指導業務の場合、日本か本国で大学を卒業し、学位があること

→この条件を使う場合は、母国語に限る

○人文・社会科学分野の専門業務、また自然科学分野の専門業務の場合、日本か本国で関連分野を専攻して大学を卒業し、学位があること

→「本国と関連した業務」に限定はしていない

在留資格「技術・人文知識・国際業務」における「本人の条件」②＝その他

○本国で、専門業務10年以上の経験

○貿易実務・通訳・デザインなど、「外国人ならでは」の業務の場合、専門業務3年以上の経験

○IT関連業務につき、日本または指定された国の指定された国家試験に合格していること

○以上の「本人の条件」は、企業での活動に応じたものどれか1つにあてはまれば条件ありとされます。

○専門学校・日本語学校卒業生でも、本国で大学を卒業して学位があれば「本人の条件」を満たす場合があります。

技術・人文知識・国際業務の「会社の条件」

＜会社の条件は、すべて満たすこと＞

○専門的な業務に従事させること

○安定した雇用であること

(1)継続的な雇用契約を締結すること

＊「採用後に配属を決定」の場合

＊「試用期間」(期間満了後に採否を決定)の場合

(2)事業所が確保されていること

(3)日本人社員と同等の給与を払うこと

就労ビザへの変更申請手続について①

○いつ申請するか～4月採用の場合できるだけ1月中に

＊4月1日の時点で就労ビザの許可がなければならない

○どんな申請をするか＝在留資格変更申請

＊必ず留学ビザの期限前に申請する

○どこに申請するか(入国管理局の管轄)～留学生本人の住所を管轄する入国管理局に申請する

＊神奈川県の「川崎出張所」に、東京都町田市に居住する外国人が申請できるなど、例外もある

就労ビザへの変更申請手続について②

○「申請書」には、代表者の記名押印が必要

○卒業式の前に申請する場合は、「卒業見込証明書」を添付して申請する

→卒業証明書は許可時に提出する(卒業証明書と引換えに新しい在留カードを交付して許可する)ので、実際の許可は(卒業式後の)3月中旬以降。

○採用後は「外国人雇用状況の届出」が必要＝雇用保険の資格取得手続の申請書に記載すれば済むとされる

就職活動のための特定活動ビザ

○日本で専門学校・大学を卒業した留学生が、引き続き日本国内で就職活動を行う場合、就職活動のための「特定活動」ビザが許可されうる。

＊最初に許可される在留期間は6か月

(1回更新できるので、最長で卒業後1年。)

○就職活動のための特定活動ビザを持つ留学生に、内定を出した場合

→例えば7月に内定を出した場合は、就職活動の特定活動ビザの更新ではなく「就職内定の特定活動」ビザへの変更申請

在留資格「家族滞在」

就労ビザなどで適法に在留する外国人の、配偶者及び未成年で未婚の実子
〇技術・人文知識・国際業務
〇高度専門職　〇介護
〇日本語就労の特定活動（特定活動ビザ）
△留学（〇大学、専門学校　×日本語学校）
×特定技能1号　×技能実習

留学生とアルバイト

〇（留学ビザを持っている）留学生の場合、あらかじめ入管から「資格外活動許可」をもらっていれば、一定時間のアルバイトが可能。

●留学ビザの場合、学校を卒業または中退すると、アルバイトは認められない。

在留資格（ビザ）の種類	1週間あたり、アルバイト可能な時間	学則で定めた、長期休暇時の扱い
留学	1週間あたり28時間	1日8時間（ただし労働法上の規制あり）
家族滞在	1週間あたり28時間	特別扱いなし
就職活動（または内定）の特定活動	1週間あたり28時間	特別扱いなし

専門学校留学生採用のメリット

＜専門学校留学生の採用のメリット＞
〇即戦力となり得る人材の育成
〇業界のニーズに合わせた、柔軟なカリキュラム
〇在学中の学生管理がしっかりしていること

＜専門学校留学生へのアクセス＞
〇各専門学校の「キャリアサポートセンター」（学生の就職支援部門）に、個別にコンタクトを取る

参考サイト

〇出入国在留管理局（法令・管轄など）
http://www.immi-moj.go.jp/hourei/index.html
〇申請書等のダウンロード：在留資格変更申請の場合
http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-2.html
〇特定技能～申請書及び提出書類（立証資料）
http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00197.html
〇在留カードに関する届出及び、特定技能での採用後の届出書式
http://www.moj.go.jp/tetsuduki_shutsunyukoku.html

〇厚労省「外国人雇用状況の届出」：このページの「届出の方法について→届出事項の様式について」をご覧下さい。
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/gaikokujin/todokede/index.html

〇IT技術者に関する、資格試験一覧
http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyukan_hourei_h09.html

企業人事・採用ご担当者さま対象

外国人留学生 採用促進セミナー

日時▶**2019年9月4日(水) 13:30〜16:30** ※13:00より受付

会場▶**アルカディア市ヶ谷 私学会館**
〒102-0073　東京都千代田区九段北4-2-25　TEL:03-3261-9921(代)

定員　50名様　※定員になり次第締切

対象　外国人留学生の採用を検討されている、または現在採用されている企業人事・採用ご担当者さま

内容
❶高等教育機関(大学・専門学校等)における留学生の現状と支援
❷外国人留学生の現状と留学生募集・採用方法の工夫
❸外国人留学生の採用および雇用事例報告
❹あらたな外国人就労制度の解説と雇用の注意点(行政書士による解説)

その他　グローバル人材就職・転職説明会(10/4開催 ※別紙ご確認ください)のお申込を受け付けます。

お申込み方法
裏面の参加申込書にご記入のうえ、事務局宛てにFAXで、
またはrshien@tsk.or.jp宛てに以下の件名・本文ご明記のうえ、メールでご送信ください。
件名▶ 採用促進セミナー参加申込み
本文▶ 御社名、業種、部署名、役職名、お名前、電話番号、個別相談(1社10分程度)の希望有無
※複数名様でお申込みの場合、ご連絡担当者様のお名前とメールアドレスをお知らせください。

●アクセス
JR中央線(各駅停車)　市ヶ谷駅徒歩2分
地下鉄　有楽町線・南北線　市ヶ谷駅(A1-1)出口徒歩2分
地下鉄　新宿線　市ヶ谷駅(A1-1・A4)出口徒歩2分

お問合せ
公益社団法人東京都専修学校各種学校協会
〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-58-1石山ビル6F
TEL:03-3378-9601　FAX:03-3378-9625
担当:業務課　rshien@tsk.or.jp

FAX送信先（**03-3378-9625**）事務局行

「外国人留学生採用促進セミナー」参加申込書

2019年9月4日（水）　アルカディア市ヶ谷私学会館

※全ての欄にご記入ください。定員超過の場合は折り返しメールでご連絡させていただきます

企業名		業種	
住　所	〒		
電話番号		FAX番号	

部署名		役職名	
お名前		E-Mail	

部署名		役職名	
お名前		E-Mail	

セミナー終了後，ご希望があれば行政書士への個別相談を受け付けます。（1社10分程度）

個別相談について，（　　）希望する　　（　　）検討中　　（　　）希望しない

【お問合せ】

公益社団法人東京都専修学校各種学校協会

〒151-0053渋谷区代々木1-58-1石山ビル6F

TEL：03-3378-9601　FAX：03-3378-9625

担当：業務課　rshien@tsk.or.jp

2-2　留学生指導教員対象講座

Ⅰ　実施の概要

［実施日時ならびに会場］

第1回　令和元年12月４日（水）13：30～16：30
第2回　令和元年12月10日（火）13：30～16：30
第3回　令和二年１月27日（月）13：30～17：30

会場：アルカディア市ヶ谷私学会館（千代田区九段北42-25）

［講義テーマならびに講師］

第１回　留学生の就労に関連する在留制度
Ⅰ-1「卒業後の進路に関連する在留資格について」
行政書士事務所つづけるサポート　桑田　　優
Ⅰ-2「新たな就労制度〈特定技能〉について」
学校法人 新井学園常務理事／株式会社 ヒューマンパワー 代表取締役　新井　永鎮

第２回　企業の期待する外国人材とは
Ⅱ-1「特定技能による外国人材の受け入れ」
株式会社 グローバルトラストネットワークス 代表取締役　後藤　裕幸
特定技能推進室室長　髙橋　恵介
Ⅱ-2「技術・人文知識・国際業務による外国人材の受け入れ」
株式会社 グローバルパワー 代表取締役　竹内　幸一

第３回　留学生への就労支援
グループディスカッション「課題：異文化理解と就職指導」
TCA東京事務所駐日代表　吉村　　章

［参加者数］（のべ人数）

参加者：130/136名（出席者/申込者)
アンケート回答者：120名

留学生就職指導教員対策講座　留学生の就労に関する在留制度

卒業後の進路に関する在留資格について

行政書士事務所つづけるサポート　　桑田　優　氏
2019 年 12 月 4 日（水）

ビザの話をする前に，学校経営の話を。費用には，売り上げの増減に伴って増えたり減ったりする「変動費」，売り上げがあろうがなかろうがかかる「固定費」がある。簡単に言えば，売り上げから「変動費」「固定費」を引いた分が利益となる。固定費を抑えると，利益を減らさなくていいという経営者の発想を頭においてほしい。

ビザの許可に関する入管の考え方について簡単に。

日本に滞在する外国人は，滞在中の活動に見合ったビザの許可を受けなければならない。1 人の外国人の許可されるビザは 1 種類。4 月から就職する場合は，4 月 1 日の時点で，就労ビザの許可を受けていなければならない。就労ビザの許可を受けるためには「本人の条件」と「会社の条件」をそれぞれ満たすことが必要であり，入管へ申請する時点で，許可条件をすべて満たしておかなければならない。手続き上の例外もあり，内定の場合は雇用内定の通知書，雇用条件がわかるものであれば足りるとされている。申請時に卒業見込み証明書を添付するというのも同じである。

「特定技能」は，日本の産業界における深刻な人手不足を解消するため，2019 年の 4 月から新たに導入された在留資格で，性質は技能実習に近い。この場合の「本人の条件」は，業種ごとの試験に合格することと，日本語能力 N4 以上と定められている。業種は「介護」「ビルクリーニング」「素形材産業」「産業機械製造業」「電気・電子情報関連産業」「建設業（職種限定）」「造船・舶用工業」「自動車整備」「航空」「宿泊」「農業」「漁業」「飲食料品製造業」「外食業」の 14 種。介護については，外国人受け入れは 3 ～ 5 年後の話になるが，業種ごとの試験を外国でしか行わないようなので，在学中の留学生は対象ではないという認識をしている(＊注)。「宿泊」「飲食料製造業」「外食業」の 3 種については，対応する技能実習制度がないので，企業側からすると留学生を採用しやすいと思われる。

（＊注）なお，厚生労働省の介護技能評価試験のサイトで，日本国内で介護技能評価試験が実施されたことを確認した。

法務省の特定技能のサイトにある試験関係というコンテンツを見ると，国内で試験を実施するかどうかというのが，留学生を対象としているかどうかの判断の一つになるかと個人的には考えている。特定技能のメリットとしては，調理師・パティシエの専門学校の卒業生にとっては「飲食料品製造」，ホテルの専門学校の卒業生にとっては「宿泊」の業種において，日本で就職できる可能性が広がった。

新しいビザ「日本語就労の特定活動」。正式には「特定活動（本邦大学卒業者）」。本邦大学卒業者が本邦の公私の機関において，本邦の大学等において修得した広い知識，応用的能力等のほか，留学生としての経験を通じて得た高い日本語能力を活用することを要件として，幅広い業務に従事する活動を認めるもの。日本の大学（短期大学を除く）または大学院を卒業して学位を取得している，主に日本語を使用する業務に従事する（専門業務に従事するという枠が事実上取っ

払われた感じになっている），Ｎ１またはBJTビジネス日本語能力テスト480点以上，または大学で日本語学を専攻して卒業が条件。給与は日本人と同等，大学卒業（学部･修士課程それぞれの給与）と同程度以上。派遣形態不可である。日本の大学を卒業した留学生の就労のチャンスは広がったと思われる。

就職活動のための特定活動ビザについて。日本で専門学校・大学を卒業した留学生が，引き続き日本国内で就職活動を行う場合，就職活動のための「特定活動」ビザが許可されうる。（在留期間６か月で１回だけ更新ができ，最長１年間）必要書類の一つとして推薦状があり，卒業した学校から推薦状をもらわなければならない。学校側が推薦状を発行しないというのは，留学生の活動を不当に制限するものと判断される可能性がある。また発行の基準を設ける場合は，あらかじめ学則などに明記して，留学生本人に事前の説明が必要である。

申請は，留学ビザの期間が残っていることが前提。留学ビザの場合，卒業後のアルバイトは認められていないため，卒業後就職活動するのであれば，就職活動のための特定活動ビザへの変更が望ましい。就職活動のための特定活動ビザを持つ留学生に７月に内定を出し，翌年の４月から就労する場合。その前に採用前研修などがあるなら，就職活動の特定活動ビザの更新ではなく，「就職内定の特定活動」ビザへの変更を申請し，最終的にもう一度就労ビザへの変更申請ということになる。内定という状態に見合ったビザの申請をすることが重要。

技術・人文知識・国際業務ビザの本人の条件としては，専門学校を卒業し専門士であるものが，専門的に学んだことに関連した専門業務を行うこと。通訳翻訳・語学指導業務の場合，日本か本国で大学を卒業し学位があること。この条件を使う場合は，母国語に限る。人文・社会科学分野の専門業務，また自然科学分野の専門業務の場合，日本か本国で関連分野を専攻して大学を卒業し，学位があること。就労ビザへの変更申請手続きはできるだけ１月中に，留学生本人の住所を管轄する入管に申請をする。

ホテル・旅館等において，外国人が就労する場合，フロント業務，宣伝・広報業務，通訳業務（専門学校で翻訳通訳コースの場合）などが許可された。また，クールジャパンにかかわる分野，ゲームキャラクターデザイン開発，アニメーション原画の構成，デザイナーなど創造的な分野での就労が許可された。不許可の事例はあまり持っていないが，出国準備期間を付与ということが多い。入管法第二十条在留資格変更に関する規定を参照してみる。在留期間更新というビザの延長であっても，当該処分がされるとき。または従前の在留期間の満了の日，ビザの期限の日から２か月を経過するときか終了するときのいずれか早いとき。２か月が一つのポイント。留学ビザの残っている間に正しく変更申請書を出していれば，入管からハガキ通知が来て本人が入管へ行く日までは法律上日本にいることが可能。変更申請書を出した留学生には結果が出るまでは本国への一時帰国はしないよう指導をすることが必要。

留学から就労への変更許可申請をして不許可となり，30日の出国準備期間のビザとなった場合，在留期間が30日以下の場合は「ビザの期限後最長２か月」が適用とならず，東京入管では30日で申請結果が出るとは考えにくいので，再申請は事実上できないと思われる。不許可になった場合，条件がそろえば再申請は可能。可能かどうかを見分けるのは，出国準備期間31日もらえているかどうか。改善できる条件を改善したうえで申請する分では，31日もらえていれば許可される可能性がある。不許可になった場合，条件がそろえば再申請は可能。可能かどうかを見分けるのは，出国準備期間31日もらえているかどうか。改善できる条件を改善したうえで申請する分では，31日もらえていれば許可される可能性がある。

特定活動，ビザの長さ期間は法律で決まっている。手続きは企業の応援が必要なので，企業へ学校から手続きに協力するよう積極的に伝えるようにしてほしい。

留学生就職指導教員対策講座　留学生の就労に関する在留制度

新たな就労制度＜特定技能＞について

学校法人新井学園赤門会日本語学校　株式会社ヒューマンパワー
新井　永鎮　氏

2019年4月1日，深刻な人手不足の状況に対応するため，「宿泊」「建設」「介護」「農業」など14の分野で単純労働を含めた就労を認める，新在留資格「特定技能1号･2号」が施行された。特定技能1号は，在留期間1年，6か月または4か月ごとの更新で，通算5年まで。例えば2年働いて帰国し，また戻ってきて3年働くということも可能。例えば経済的に私費留学が難しいが，将来的に専門学校で専門技術・知識を身につけたいという学生が，高校卒業後に特定技能を取得してレストランで5年働き，専門学校の授業料をためて，特定技能から留学資格に在留資格を変更することが可能。今後そのような考え方で学生募集をする専門学校・日本語学校が出てくるのではないかと思う。賃金に関しては，同一業務を行う日本人と同じ。個人的には使い勝手のいいビザではないかなと思うが，家族の帯同が原則としてできない点が，既婚者・結婚予定者にとっては問題である。

特定技能2号に関しては，在留期間3年，1年または6か月ごとの更新，要件を満たせば家族の帯同が可能。まだ2分野（建設，造船・舶用工業）しか認められていないが，政府が施行2年後に抜本的に制度の運営を見直すと発表しているため，2年後をめどに特定技能2号の扱いが明らかになってくるのではないかと思っている。

特定技能を取るための「登録支援機関」について。

社内で外国人のサポートをする専門の部署あるいはスタッフを用意している。あるいはビザを取るような行政書士の先生と連携している場合を除き，基本的には「登録支援機関」という法務省から認可をもらっている機関が，特定技能を取った外国人が就職したのち，会社に対していろいろな支援サービスをする。実際に，「支援ガイダンス」「出入国する際の送迎」「住居確保・生活に必要な契約支援」「生活オリエンテーション」「公的手続等への同行」「日本語学習の機会の確保」「相談・苦情への対応」「日本人との交流促進」「転職支援（人員整理等の場合)」「定期的な面接･行政機関への通報」を行うことになっている。ほとんど専門学校・日本語学校などで行っている業務だと思う。日本語教育機関などが，別会社あるいは同じ会社で登録支援機関の認可をとっているところも増えている。

留学生で特定技能1号を取得する場合，日本語能力試験N4以上の合格が必要，働こうとする，就労したい分野，業界の技能評価技能測定試験に合格する必要がある。

就職活動においては登録支援機関を必ず使わなければならないことはない。採用側の企業が支援できないとなると登録支援機関の認可を得ているところとタイアップをしてビザの申請などをしていくということになる。

10月29日時点現在の特定技能申請者2438人。交付されたのが732人。まだまだな状況の原因の一つは，入管の対応が遅れている点。また採用側企業の準備にも雑多な作業が多いところが原因だと思われる。
特定技能は，イコール単純労働ではない。単純労働もできるのが特定技能ビザ。技人国は単純労働不可。例えば宿泊業界，ホテル旅館他。業務内容は，フロント・企画・広報・接客及びレストラン棟の宿泊サービスの提供に係る業務。清掃やベッドメイキングなど，関連業務を行うことも可能である。注意点としては，関連業務のみに従事することは不可。

外食の場合。飲食店，持ち帰り，配達飲食サービス業に分類される場所で就労させること。食堂・レストラン・料理店・喫茶店・ファーストフード店・テイクアウト専門店・宅配専門店・仕出し料理店など。接待飲食等は除外される。特定技能1号外国人が従事する業務。外食業全般（飲食調理，接客，店舗管理）当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務（原料の調達・受け入れ・配達）に付随的に従事することは差し支えない。ウエイトレスだけでなく，調理補助をしたり，ミーティングに参加したり。個人的にはホテルよりハードルが低いかなと思われる。配達のみは不可。外食の試験は「衛生管理」「飲食物調理」「接客主体」の3つのカテゴリーから出題される。例えば調理専門学校を卒業している場合は専門スキルがあるので，申し込みの際「飲食物調理」にチェックを入れれば，傾斜配点を利用できる。日本国内の試験は日本語のみ。

11月18～20日で行われた外食の試験。2264名受験。合格者1246名で合格率55％。10月6日に行われた宿泊の技能測定試験は，651名の受験者に対して合格者363名。55.8％およそ半分しか合格していない。試験問題をみると，正直日本語Ｎ4レベルだけで受けても受からないレベル。個人差があるからわからないが，試験対策が多少なりとも必要。とくに日本語学校にいる留学生にとっては，専門的な問題は未知なるものだと思う。対策講座を開いたり，専門学校と連携して勉強したり，専門的な学習が必要だと思う。本来は関連する専門学校に進学してしっかり勉強するのが一番いい。将来的にも採用の確率が高くなる。

飲食・宿泊の受験申込みについては，大都市圏での開催は，一日もたないで満席になる。もし受験したい学生がいたら，パスポートなど申し込みに必要資料をそろえて，申し込み開始時間10時だとしたらその10分前にはパソコンを開いて待っている。そして時間が来たらすぐに申し込みをすることが必要。試験日も各業界のホームページ上でしか発表されないので，毎日チェックしておくこと。一番スマートなのは，専門学校を卒業して技人国をとって就労だが，日本に残りたいが就活が上手くいっていない場合。ラストチャンスとなるのは，外食なら1月上旬の申し込みで2月中旬に試験。就職活動は試験前後しても構わないので，日程を見ながら逆算して伝えてもらえばと思う。

介護関係の特定技能試験について，ホームページは英語のみ。また個人の申し込みができないので，もし特定技能の介護を受けたいという学生さんがいたら，学校が代わりに学校として申し込みをする。受験料は現金受け付けてない。合格率は85％で，知識があるとだいたい受かる。

Q．介護福祉士の場合，内定が出て卒業見込み証明書を出し，1月に労働ビザに切り替えるが，その後国家試験に合格できないというケースがある。その場合の学生救済について。特定技能を取得できるか。特定技能で日本に残って来年の国家試験を受けることができるかどうか。

A．介護福祉士の専門学校を卒業して国家試験に不合格になった場合。卒業証明書が発行されれば，特定技能介護の試験を受けずに，特定技能1号のビザ申請が可能。

留学生就職指導教員対策講座　企業の期待する外国人材とは

特定技能による外国人材の受入れ

株式会社グローバルトラストネットワークス
代表取締役　後藤　裕幸　氏
特定技能推進室室長　髙橋　恵介　氏

後藤　裕幸 氏

髙橋　恵介 氏

現在特定技能は計画の 2%とか 3%程度しか進んでない状況で，これから特定技能が進むのかという懐疑的な声もある。日本の少子高齢化は危機的状況。国民の平均年齢が 2024 年に 50 歳を超え，50 歳を超えたときその国にイノベーションがおきなくなると言われている。データを見ると，アジアを中心に平均年齢 20 代が大半。ベトナムが 30 歳程度，フィリピンにいたっては 25 歳，それを下回る国も多々ある。東南アジアを中心に，若い人が多すぎて仕事が無いというのが社会課題になっていて，日本は若者がいなくて労働者が不足している。ここをどうやってマッチさせるが重要なテーマである。日本人がいて，ハーフの選手がいて，日本が好きで日本で頑張っていく選手がいて，ラグビーの日本代表が，わかりやすいこれからの日本の縮図になるのかなと思う。日本はまだアジアから尊敬される国。目指してくる外国人も多くいる。外国人が働くということに対して，前向きになってほしいと思っている。

学校という場は，当然学びの場だが，最終的に日本で就職したい，経済的なメリットを得たいという留学生が七割いるというデータもある。特定技能は 2025 年までに 345150 人に増えると言われている。これから職種の追加があり，来年には，小売りが職種追加されるのではないかと言われている。このように職種追加されるなかで外国人も増えると予想されている。特定技能は，受け皿として広いものになるのではないか。彼らが日本で経済活動してくれれば，日本の社会福祉やみなさんが生きているこれからの未来を担う経済的なプラスは起きる。外国人が特定技能に関心があるかという統計では，八割以上関心があるという数字が出ている。

特定技能というものは日本政府が初めて高度人材以外に在留資格として設けた就労系の在留資格。非常に歴史的な年を迎えているといえる。当然のことながら法整備等も遅れていて，初年度計画の 2，3%程度しか達成できていないのも無理はない。日本ではもともと技能実習制度というのが OJT パターンで活用されており，30 数万人の人たちが活躍している。技能実習は技能実習で，労働者の受入れという形ではないので，技能実習にかわって特定技能がぐっと持ち上がってくるのかという予想が容易になる。だとすると，この先留学よりも特定技能をねらって来日する外国人が増えるのではないかと予想されると思うが，答えはイエスである。

また，今後特定技能が拡大するかというと，人手不足の解消のために政府が新たに作った在留資格のため拡大すると言える。現在の分野以外に，他の分野もロビー活動おこなっており，警備や小売りという分野にも拡大していくことがすでに想定されている。特定技能と技能実習の違いについて，特定技能は労働力であり，技能実習は OJT による技能実習後云々。ようは国際貢献である。簡単に技能実習から特定技能に，企業がスイッチするということではない。

特定技能で受け入れた事例をあまり耳にしない背景。1，技能実習から特定技能への切り替えで入国する場合。評価調書を提出することがネックになっている。これは技能実習を良好に修了したという証明であるが，求められる内容を記載するために過去の資料等を探し出さなければならないため，企業が作成にメリットを感じず拒否をしている例が多くみられる。2，留学生から特定技能への切り替えの場合，外国人の源泉徴収票，課税証明書などの提出が必須で，提出書類によってオーバーワーク（オーバーワー

クは厳密にいうと不法就労にあたる）が判明してしまうことがあるため断念する例がみられる。3，送り出し国との調整など行政の準備が間に合ってない。入管も始まったばかりの制度で，審査に時間を要している。送り出し国も労働者の保護や悪質ブローカーの排除を目的に条件を設定しているが，その条件設定がまだ整っていない。ベトナムに関しては，ベトナムが明確な姿勢を示していないので，まだ動いていないと聞いている。2020 年あたりになるのではないか。フィリピンに関しては 11 月 29 日あたりに政府のガイドラインが出た。2020 年の春ぐらいから，とくに介護に関しては，かなり多くの人たちが日本の施設などで働き始めるだろう。

外国人における特定技能のメリットとしては，18 歳以上で試験に合格すれば経験が無くても学位が無くても，日本で働くことができる。デメリットとしては，特定技能 1 号は就労期間 5 年という上限があり，家族の帯同は不可。また，就労資格としてカウントされないため，永住許可の要件は満たさない。企業側においてのメリットとしては，人材不足解消の在留資格のため，一定の資料さえ提出すれば，技術・人文知識･国際業務で必要となる採用理由書など，提出一覧リストにない追加書類の提出が不要。デメリットとしては，最初の在留資格申請で提出する書類が多い。雇用する企業の審査が厳しく設定されているなどが挙げられる。

Q. 登録支援機関を利用した場合。ビザ取得のための手数料など発生する費用は，学生が払うのか，受け入れ企業が払うのかを知りたい。

A．企業様が負担という形。登録支援機関の業務は，もともとは受け入れ機関や企業が，外国人を雇用したら支援するというもの。登録支援機関に企業が委託するという制度になっているので，個人の負担ではなく，企業負担となる。

Q. 製菓製パンの就労ビザは，まだ日本でおりないと思うけれど，特定技能ビザでパン屋さんで働くのは可能か。

A．パティシエなど，まだ不可。今のところ事例がない。

Q. 変更ではなく，特定技能ビザの試験を受けて合格した人の人数はどのくらい。

A．正確にはわからない。

留学生就職指導教員対策講座　企業の期待する外国人材とは

技術・人文知識・国際業務による外国人材の受入れ

株式会社グローバルパワー　代表取締役　竹内　幸一　氏

現在の日本は，生産年齢人口が減って，有効求人倍率は上がって，出生率はどんどん下がっていっている。人手不足で企業からご相談されたときに，まず，外国籍の方を採用するメリットが三つあるとアドバイスしてほしい。ひとつは人手不足の解消，もうひとつはグローバル化が進められる，最後にダイバーシティを推進できる。グローバル化でいうと，今の日本の企業と10数年前の企業の考え方は変わっていて，海外との取引も増えているし海外との関係性もあふれてきているので，グローバル化（言語対応）というところで，企業としては採用のメリットがあるのではないかと思っている。インバウンドもどんどん伸びていて，10年で4.4倍。その分業務も増えていて，これはすごい市場だと言える。グローバル化を推進していくためにも，外国籍の人の言語能力もしくはグローバルな感覚は必要かなと思う。そしてダイバーシティ。企業はよく，多様性を受け入れることだというが，強いチーム作ることがダイバーシティの一番大きな目的だと思う。強いチームを作るうえで，メリットとしては外国人のいろんな視点を得ることができるということ。ポイントとしては尊重しあうということがキーワードである。

日本の企業は残念ながら，ダイバーシティを推進したいわけでも，グローバル化をさらに推進したいわけでもないのが事実。企業が重視しているのは，日本語力が圧倒的。これ以外ほとんどないと思ってもらってもいい。企業が求めていることは日本語能力と，コミュニケーション能力。日本語でコミュニケーションできる人。簡単に言うと，超ｎ１が欲しいだけ。これは，外国人雇用協議会や，みなさんと一緒に日本の企業の意識を変えていきたいと思う。続いて，熱意。熱意というのはイコール志望動機。どの会社にも同じレジメや同じエントリーを出していては受からない。あなたがいいんだと言われるようなところを考えなさいと，留学生の方々には伝えてもらいたい。本当にその企業を受けたいのであれば，熱意，志望動機を何度も確認して指導することが重要である。最後に，専門性。もしくは言語力。この企業が重視している三つをサポートすることで，かなり確率が上がると思う。

在留資格は，いま全部で29種類。その中の技術・人文知識・国際業務（以下技人国）について。許可別にみると，中国，タイ，韓国，ベトナム，ネパールが増加している。業種別では製造業，コンピュータ関連，飲食，教育，ホテル旅館がトップ5。留学生に一番人気の商業（貿易）は全然伸びていない。求人枠が増えていないと考えられる。留学生は商社へ行きたい，メーカーへ行きたい。上場会社行きたいというが，それは人気が高くて，日本語能力が高い人達が希望する職種なので，よっぽどの人たちじゃないと難しいという話をしてもらいたい。そこに行きたいのなら，企業が一番重視している日本語能力をあげなくてはならないということを話してあげなければならない。この，希望条件をいかに調整していくかというのは重要である。就職活動前に，いかに希望を現実的なものにできるのかというのが，就職サポートをするみなさんの，ひとりひとりに対するサービスだと思う。日本企業が日本語能力をどれくらい重要視しているか。この真実を最初から誰もちゃんと教えてくれないから，頑張れない。現実を伝えてほしい。

技人国について。学術上の素養を背景とする一定水準以上の専門的技術または知識を必要とする活動，または外国の文化に基盤を有する思考もしくは感受性に基づく一定水準以上の専門的能力を必要とする活動でなければならない。技人国を深く理解し，その業務が本当に技人国を見極めていく必要がある。

学術的知識，座学とか学問として体系的に学んだことを生かす仕事かどうかというのが，技人国がとれるポイント。要は，体を動かす仕事は，座学で身につけた技術知識ではない。ポイントは，座学で学んだことを使う仕事なのかどうか。専門学校が訴えられるポイントはたくさんあると思う。特にビジネス系。就職率を上げるなら，これは学術的だと技人国として認められる座学のクラスを設けるのもいいかと思われる。また，専門学校生は，通訳翻訳の専門学校で学んだ留学生以外は，技人国で通訳翻訳にチェックはできない。企業側がわかっていないことも多いので，入管の取次ができる顧問行政書士がいることが望ましい。

日本語能力の次に，スキルとしてＰＲできるのは経験。日系企業での就業経験，母国での業務経験があるかないかというのは必ず確認している。母国や日本で同業界のインターンシップやアルバイト経験があるとまた内定につながりやすい。また，母国の大学や大学院，専門学校での専攻，どういうことを学んでいたかをヒアリングすることは重要。続いてＯＡスキル。これは必要だと思う。エクセルのスキル，VLOOKUP　ピポッド，マクロ VBA。このあたりがわかるレベルだと，十分にＰＲできるポイントになってくる。あとセールスフォースとかイラストレータ，フォトショップとかこのあたりの使用経験も有る無しを確認して足してあげるだけで，ポイントアップにつながる。

最後に人間力。日本の企業が好きなキーワード。礼儀正しく，時間守って，感謝，時間を守るというのはＰＲポイントになる。私は絶対に時間を守る外国人ですというのをＰＲできると企業の印象全然違う。ここはみんなＰＲポイントとして書かないので，一度も遅刻したことがないと書くと大きかったりする。感謝の気持ちも，外国人は日本人と比べて低いと日本の企業は偏見を持っている。なので，感謝の心を持って，専門学校の先生の皆さんに教わったことを忘れずに，御社で活躍したいと言えるとまた違う。前むき，笑顔，言動一致，ここも大きい。言動一致っていうのは外国人が使うと，パンチがある言葉。私は，はいと言ったことは絶対にやる人間です。言動一致を心がけているというようなＰＲができると大きかったりする。あと，誠実さ。このようなところＰＲとして使えるといいと思う。

いずれにしても，技人国をよく理解してほしい。あとはスキルと日本語能力をあげる指導をし，希望条件をいかに調整していくかが求められていると思う。

留学生への就労支援　グループディスカッション

「課題：異文化理解と就職推進」

ＴＣＡ東京事務所駐日代表　　吉村　章　氏
2020 年 1 月 27 日　13：30 ～ 17：00

■講座の目的について

他校の課題に触れることで多くの事例を共有する。また，自校との共通点や相違点を考え，他校の事例を知り，解決のヒントを学ぶ。そのためのワークが３つ。まず，ワークの進め方。

●ステップ１：約束事，基本ルールについて

他メンバーの発言を否定しない。もし否定しなければならない状況があれば必ず代案を述べる。発言は２分以内にまとめる。他メンバーの発言はメモを取る。

●ステップ２：効果的な質問のテクニックについて

原則として５ｗ１ｈの質問は禁止。質問には３つの型がある。確認型，三択型 (仮説型)，概括型（5ｗ１ｈ）。概括型は，何々についてどうお考えですか。それはなぜですか，どうしてですかなど。確認型はハイかイイエで答えられる質問のパターン。仮説型は，私はこう考えています，こうかもしれません，ＡＢＣどの考えに一番近いですかなど。質問の方向性を示し，その質問を意識させ，考えを深堀する。そうすると議論がスムーズになっていく。

●ステップ３：主張のテクニックについて

結論から伝えるのが一番重要なポイント。「結論から言いますと」というフレーズを口癖にして使う。次に結論を導き出したポイントを３つに絞る。状況とか背景とか理由とか。「ポイントは３つあります」という言葉も習慣づけするとよい。ワークを始める前にまず，グループで役割分担を決める。リーダー，タイムキーパー，記録係。交代制でやる。

ワーク１

自己紹介。学校名担当業務は簡潔に。プラス私の経験を一言。関わってきた留学生の中で印象に残っている留学生について，エピソードなどを２分程度で話す。

ワーク２

テーマは私たちの現場。

就職指導の現状と課題について。これまでの取り組みや課題について可能な範囲で話をする。発言はひとり２分以内。発表が終わったら５分間自由に意見交換をする時間を設ける。

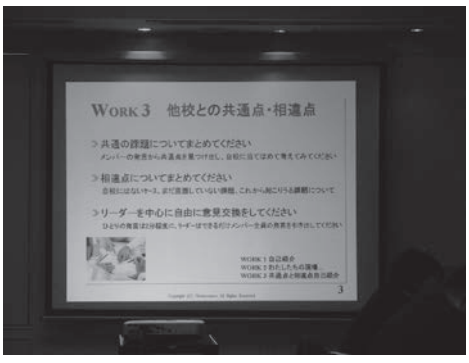

ワーク３

議論を掘り下げ発表に向けてホワイトボードにまとめる。共通課題についてまとめる。またそれぞれの学校の事情，まだ直面していない課題など，共通点と相違点を仕分けしながら考えていく。出口のない課題も出てくると思うが，いま解

決できなくても，それらをあぶりだして整理することが重要である。各グループの発表は3分程度，長くても5分以内。その後コメンテーター役の人が，質問や感想などを述べる。

【D グループの発表】

結論から言うと，共通課題としてまず日本語でしっかりコミュニケーション取れるようにするというのが重要であると出た。そのためには日本の文化や就職までの流れを知らなければいけない，日本学校から専門学校へ来る留学生の教育が一回切れるのが課題ではないか。日本語学校と専門学校が連携したらスムーズではないかという意見があった。相違点については，スタッフに違いがある。手厚いところは母国ネイティブの講師がいて，日ごろの悩み相談ができる環境がある。スタッフの体制・力量にばらつきがあると感じた。

■コメンテーターからの発言・感想

日本語学校との連携で，営業活動はしているが中身に踏み込めてないというのが気付きだった。どこまで取り入れられるかわからないが学びは多かった。

【A グループの発表】

共通課題，日本語能力が低い。対策は，日本人の友達を作るなどして日本語を話す機会を増やす。相違点，就職活動に対するフォローの仕方。就活のピークの時期やビザの申請など分野が違うので様々だった。個別面談や外部から先生を招いてキャリアデザインをするなど対策としては各校いろいろ取り組みをしている。また保護者への対応として，母国語使えるようなスタッフがいるのが理想。まとめとして，生活面のサポートという基盤があってこその就職支援ではないか。就職活動生活支援サポートは誰かひとりがやるのではなく，校内のスタッフ，難しいところがあれば外部の力も借りながらサポートをしていくことが留学生の幸せにつながるのではないかという話になった。

■コメンテーターからの発言・意見

母国語が話せるスタッフを持っている学校ってどのくらいあるのだろうか。生活面のサポートが大事なのはとてもよくわかる。我々も具体的に考えていけたらと思う。

実際母国語担当者がいる学校からの発言：メリットとして，出席率が悪くなった人の自宅訪問，学校での学生相談などで活躍してくれている。ほかに留学生との面談。ニュアンスが違うので，伝えるときに入ってもらうと伝えやすい。

【B グループの発表】

学生目線にたった就職指導というのが，私たちの結論。共通課題としてはビザの変更，卒業後の帰国指導，日本語能力不足というところが出てきた。在留資格の変更に関しては企業とのコミュニケーションをとっている，日本語力の不足についてはｎ１合格まで放課後に対策をとっているという話が出てきた。相違点の課題は2点。求人開拓と就職支援体制。求人対策ではインターンシップの拡大というところで，ミスマッチを防ぐという意味でも活用したらどうかという意見が出た。

■コメンテーターからの発言・質問

インターンシップはほぼみなさんいってらっしゃいますか。

回答：学校によって違って，学生目線に立った就職指導という点で，学生の不安の軽減とか，就職のスキルにつながるところはあるという考えで出た。企業としてのメリットもあり，就労機会の拡大につながると思っている。

インターンシップ実施校からの発言：全員必修3週間ほど企業研修を行っている。企業研修から実際就職につながるケースは少ない。とくに留学生に関しては，まだまだ特定技能が周知されておらず，声をかけられないのが現状。

1年にやるインターンシップは留学生はあまりとらない。なぜなら，お客様を相手する分野が多くて，コミュニケーションがとれないという認識が企業に強い。

インターンシップではないが，ホテル関係の学科なので，最初からホテルでアルバイトするよう声をかけている。とくに最近はリゾート地でのアルバイトが人気である。

インターンについて。一番理想的な形は企業側が人材の見極めができ，それから学校側もインターンシップ制度があるからそこの学校に入学するという流れを作るのが一番。簡単じゃないと思うが。動き始めることが重要である。

【C グループの発表】

職員一丸となって学生ファーストの学校を作る。学生ファーストは，学生が望んでいるキャリアや将来について，職員が一体となれるようになったらと言う思い。私たちで何とかなることと，どうにもならないことがあるが，そもそも学生がもっている日本語能力の差に左右されている。日本語強化にあたっては，やる気を引き出すために，日本語レベル，どこまでやればいいのかを示してあげることが重要ではないか。フォローする職員に問題もあり，学校の支援力の対策については時間切れで終わったが，職員全体でやる気を持って支援したいというまとめとなった。

■コメンテーターの発言と意見

本人のモチベーションをあげる，維持をするために，どのような取り組みがあればモチベーション維持できるという議論はあったか。また，来日目的はあるはずなのに，日本に来てから目標設定をしないとモチベーション維持できないということに関して議論はあったか。

回答：そこは議論深めていないが，たとえば単科で専門分野の学校は，それをやりたくてやってきたという話は出ていた。

私たちで何とかできる問題も3つあると思う。私ができること。仲間でできること，学校単位で取り組まないとできないこと。私が何をすべきか，チームで何をすべきか。そうやって切り分けて考えていくのが重要かなと思う。ワークの手法について学校に持ち帰って活用してみてほしい。

Ⅱ　アンケート集計結果〈今回の講座について〉

第１回

Ⅰ－１「卒業後の進路に関する在留資格について」

■とても満足した	12名（19%）
■満足した	27名（43%）
■普通	19名（30%）
■あまり満足できなかった	4名（6%）
■全く満足できなかった	1名（2%）

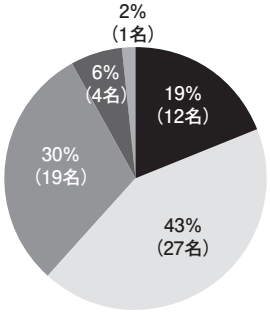

Ⅰ－２「あらたな就労制度（特定技能）について」

■とても満足した	18名（29%）
■満足した	35名（55%）
■普通	9名（14%）
■あまり満足できなかった	1名（2%）
■全く満足できなかった	0

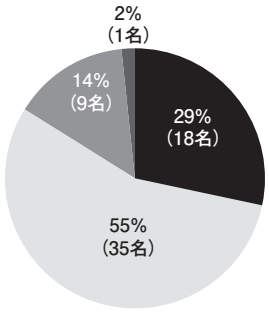

第２回

Ⅱ－１「特定技能による外国人材の受け入れ」

■とても満足した	8名（23%）
■満足した	13名（37%）
■普通	11名（31%）
■あまり満足できなかった	3名（9%）
■全く満足できなかった	0

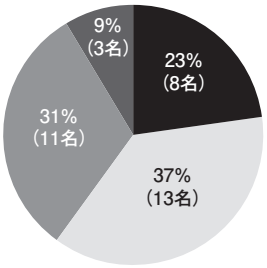

Ⅱ－２「技術・人文知識・国際業務による外国人材の受け入れ」

■とても満足した	13名（37%）
■満足した	14名（40%）
■普通	7名（20%）
■あまり満足できなかった	1名（3%）
■全く満足できなかった	0

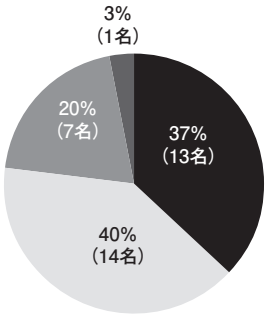

第３回

Ⅲ－１「グループディスカッション：異文化理解と就職指導」

■とても満足した	9名（48%）
■満足した	9名（47%）
■普通	1名（5%）
■あまり満足できなかった	0
■全く満足できなかった	0

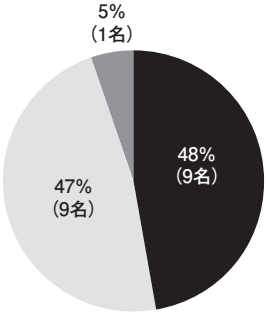

〈講座の開催時期について〉

早い	0
適切	97
遅い	17
その他	1

希望開催時期

5 月中旬・下旬 /5 ～ 6 月 /6 月初旬・中旬 /8 月初旬・下旬 /
9 月 /9 月初旬 /9 ～ 10 月 /10 月 /10 月初旬 /10 月～ 11 月 /11 月

〈内容・理由・感想など〉

第 1 回

▷まだまだ知識不足の新井先生には最新の正確な情報を提供して頂けた。
▷ため詳しくお話を聞けて良かったです。
▷知っていることが 6 ～ 7 割だったのでもう少し高度な（？）お話が聞きたいと思います。
忘れていたり思い出したりしながらお聞きした事も多かったです。
▷Ⅰ -1 について，既に知っていた情報ばかりで新しい情報は得ませんでした。
Ⅰ -2 について，お話がはっきりしていて分かりやすく感じました。
▷特定技能についてあまり知らなかったのでためになりました。
▷特定技能についての説明が多く，技術・人文知識・国際業務（以下技人国）の在留資格についての説明が少なかった。
不許可事例，申請時の注意点などをもっと詳しく伺いたかった。
▷この時期の講座であれば，具体的な例ごとの技人国の方が望ましいと感じました。
▷以前入管から同じ内容の説明を受けましたが，本日は簡潔で分かりやすかったです。大変参考になりました。
▷何度かこのような講座を開いて頂きたいです。
▷桑田先生のお話には新しく知られた知識があって良かったです。登録支援機関としての事例や苦労などを話して頂けると良かったです。
▷この講座に参加する前からある程度の情報を持っていますが，今日先生方の内容を通して更に色々な情報を知ることができて本当に助かりました。今後も新しい情報などを期待しています。
▷技人国ビザが難しい学生に対して特定技能ビザの選択肢をあげたいと思っており，お話が参考になりました。また「出国準備期間」についての説明もありがとうございました。
▷理解を深めることができました。
▷特定技能について勉強になりました。
▷制度の目的から分かりやすく説明して頂けたのでよく理解できました。
▷どのような学科を設ければどのような職に就けるか詳しく聞きたかった。特定技能の話が多いと感じた。
▷分かりやすい内容ありがとうございました。
▷恥ずかしながら今回初めて参加させて頂きました。前半については，毎年お話しされていても略さずお話し頂きたかったです。
▷全体を通して非常に分かりやすかったです。
▷よく分かりました。
▷ここ数年留学生がいなかったため特定技能について触れる機会が少なく，企業の人事担当と話す程度しかなかった。準備をしていきたいと思います。
▷Ⅰ -2 について，宿泊・外食に特化された説明で分かりやすかったです。
▷不許可の場合の対応につき出国準備期間としての 30 日と 31 日の違いが大変勉強になりました。

▷大変有意義な研修だった。
▷Ⅰ-1 について，例年参加している人を対象とした内容のように言いながら深い内容とは思えず。
▷勉強になりました。
▷Ⅰ-1 について，特に新しいと思う情報はなかった。話が前後したりして分かりにくい。
Ⅰ-2 について，資料が見えづらい。ポイントになる内容で役に立った。最新の重要情報がわかったので良かった。
▷新井先生の特定技能の説明について，とても良く理解できた。
▷データが示す現実，学生の理解，指導の難しさ，この施策はどこへ進むのか？
▷どちらの説明も分かりやすかったです。登録支援機関について知らなかったので，今日知ることができて良かったです。

第２回
▷本日の内容を教員全体に共有していきたいと思います。
▷Ⅱ-2 について，とても興味深く感じました。企業の視点，技人国についてもっと伺いたいと思いました。
▷技人国と日本語能力の重要性がとても良く理解できました。
▷特定技能については知識がなく情報収集のために参加。貴重な情報を得ることができた。技人国と特定技能は同じ分野もあるが，その仕事内容は大きく違うと思う。特定技能の具体例を今後教えてもらえると有り難い。
▷もう少し詳しい内容が知りたかった。例えば業種別の求人状況など。
▷行政主体では見えない実情を分かりやすくご説明頂きました。
▷実際に就職指導する上でのポイントを伺えて勉強になりました。
▷Ⅱ-1 について，パティシエ・パンについて，特定技能飲食料品製造は製造小売りが対象になっているので，難度は高いですが可能なはずです。情報が曖昧で実績を知りたい。
▷Ⅱ-2 について，技人国は専門学校で学んだ内容で審査されるので，食・美容等の分野では難しい。専門学校対象のセミナーとしてはミスマッチではないでしょうか？大学向けの内容・企業様と思います。
▷もう少し具体的な企業名（業界など）の説明が含まれていると有り難かったと思いますが，外国人材に限らず日本人学生の就活にもつながる内容でもあり助かりました。
▷Ⅱ-1 について，良い内容だったが，短いしほぼ資料を読むだけで終わって残念でした。
Ⅱ-2 について，現実的な話が聞けてとても良い時間でした。
▷就職指導のポイントのお話がとても参考になりました。
▷どちらの内容もある程度知っていたりこういった研修会で聞いていたので理解はできたと思います。ただ，スライドの字が小さかったり下の部分は前の人で見えなかったりしたので，できれば手元資料が欲しかったです。
▷資料のプリントが手元にあると良かった。Ninja，時々拝見しています。
▷竹内さんの資料がもっとあると良かった。席が後ろの方だったので写真がうまく撮れず資料として残すことができなかったので。
▷現状の見解を伺い参考になりました。また特定技能について情報が増えてきたら再度開催して頂きたいと思います。
▷先週のように PowerPoint の説明資料があると良かった。
▷特に竹内氏のお話がインパクトありました。留学生への就職支援のみならず，日本人学生への支援にもつながると思いました（就職支援のポイント３点について）。
▷Ⅱ-2 の資料がなかったので残念でした。
▷分野に絞った内容での講座になるともっと深いところまで学べると思う。

▷大変勉強になりました。
▷試験合格者は多いが特定技能ビザの取得数が少ない理由を知りたい。
▷制度がしっかり明確に安定して走り出す必要があります。

第３回
▷とても良かったです。
▷多くの情報共有が出来ました。
▷ワークショップの手法など学べて有意義でした。
▷他校の現状など知れて面白かったです。
▷ワークの手法について知ることが出来ました。
▷各学校の実態を知ることが出来，参考になった。
▷どの学校でも就職に関しては苦労が多い事が分かりました。
▷様々な学校の意見が聞けたので，とても貴重な時間でした。
▷他校との課題や考えが共有でき，大変有意義な時間でした。
▷他校の学校と情報共有が出来，自校で活用していきたいと思います。
▷学校によって就職活動の仕方などが違い，課題もあって勉強になりました。
▷自校の中だけでは見えない留学生の課題や解決方法が分かって視野が広がった。
▷事例共有であればもう少し時間が欲しかったです。就職ノウハウがある学校さんとのワークをしたかったです。
▷他校さんの状況を聞く機会は他にないため勉強になりました。また学校同士の連携の必要性を強く感じました。
▷他分野校との意見交換の時間がもう少し多ければ良かったと思いましたが，WS の手法を学べたことは今後の仕事に有効に感じます。
▷自校だけでなく他のグループの学校と意見を出し合うことで新たな気付きを得ることが出来ました。自校でも取り組んでいきたいと思います。
▷他校での就職を伺うことが出来，大変勉強になりました。共通の課題であったり各校での課題であったり，考えることが多いセミナーでした。
▷他校の先生方と問題意識を共有できたのは非常に良かった。通常の雑談も意識，やり方でワークショップにできそうだと分かったので実践したい。
▷他校の先生方と情報共有，意見交換が出来てとても有意義な時間でした。「質問の仕方」が難しかったです。日々意識して実践する必要があると思いました。とても参考になりました。
▷日本語学校との連携の仕方など。
▷就労ビザのもっと突っ込んだ申請等の話。
▷日本語学校と専門学校の連携を取り計らって欲しい。
▷日本語学校，専門学校，企業の連携が取れる機会があると良いです。
▷今回のようなワークショップで，他校のお話を伺えるのは大変貴重な機会です。
▷他校の担当者，日本語学校の担当者と話す機会があると良いと思いました。
▷事例を出し合ってどんな解決策があるのか考える機会は今後も欲しいと感じました。
▷ワークショップとして日本語学校と専門学校との学生指導勉強会があると良いと思いました。
▷特定技能について詳しい内容が知りたい（問題点含む）。入管での就労ビザ，特定活動についての内容。
▷学生と企業とのマッチングの機会を増やして欲しいです。また，企業と学校職員との交流会を実施してください。

特定技能について

▷特定技能試験を受験させて合格したのは良いものの希望分野の受け入れ先（就職先）がなく現状ストップ状態。技人国は大卒以上という認識が強かったが，専門卒で問題はないか？就職はできるか？（座学授業はあり国家資格（製菓衛生師）取得可能）

▷特定技能ビザを持っている外国人が同じ職場で働いてる人より良い待遇を受けているように感じるという話を聞きますが，どのような待遇でしょうか？

▷技能測定試験の実施が業界によってバラバラなので，日程などを取りまとめてお知らせ頂けるシステムがあれば学生指導にあたり非常に助かると思います。

▷留学ビザから特定技能ビザに変更するための理想的なスケジュールパターンを知りたい。

▷試験申し込みがすぐに終了してしまうので，もっと申し込み方法を工夫できないでしょうか？外食業での許可数が少ないため企業選択が難しいです。申請書類が多すぎるため費用も多額で，企業がなかなか採用してくれません。もっと簡単になりませんか？

▷専門生の留学生が就労できない時の保険として特定技能を受ける場合のタイミング，問合せ先を知りたい。

▷介護福祉士不合格者が特定技能となるのは本決まりでしょうか。

▷とにかく制度が曖昧で，今後の事を考えるとあまり薦められないです。

▷特定技能を学生へ周知する方法に悩んでいる。制度を留学生に解説する動画（多言語対応）があると良い。

▷若干ながら卒業年次の学生を中心に試験を受ける学生が出ています。国内で申請を行う際の審査機関はどの程度必要でしょうか。

▷特定技能の試験日程を教えて欲しいと思っています。在留資格変更の手続きについて申請をしてから許可が下りるまでの期間が知りたい。

卒業後の進路に関する在留資格手続きについて

日本行政書士会連合会公式キャラクター「行政（ユキマサ）くん」

2019年12月4日　行政書士桑田優
（留学生教育学会会員、関東経済産業局長認定 経営革新等支援機関）
182-0022　東京都調布市国領町1丁目40番地6－407号
TEL 042-444-6055　kuwataoffice@nifty.com

ビザの許可に関する、入管の考え方

1，日本に滞在する外国人は（滞在中の）活動に見合ったビザの許可を受けなければならない。

＊4月採用の場合、4月1日の時点で就労ビザの許可を受けていなければならない。

2，就労ビザの許可を受けるためには「本人の条件」と「会社の条件」をそれぞれ満たすことが必要。

3，入管への申請時点で、許可条件をすべて満たしていなければならない。

学校経営における資金の考え方

〇【売上】－【費用】＝【利益】

〇「費用」はその性質から次のとおり分けられる
「変動費」売上の増減にともなって増減する費用
「固定費」売上があろうがなかろうがかかる費用

〇【売上】－「変動費」－「固定費」＝【利益】
固定費の削減は利益の増加に直結する

新しい就労資格「特定技能」①

1，制度設計は「技能実習」に近い

＊（私見）技能実習（最長5年）終了後の「受け皿」

＊「本人の条件」は、業種ごとの試験に合格することと日本語能力（N4以上）。

2，業種を、14業種に限定している

介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、建設業（職種限定）、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業

→対応する技能実習制度がない業種は「宿泊」「飲食料品製造業」「外食業」＝留学生を採用しやすい業種

本日のテーマ

〇就労ビザの許可に関する考え方

〇2019年改正の就労ビザの動向
「特定技能」「日本語就労の特定活動」

〇就職活動の特定活動ビザ

〇就労ビザ「技術・人文知識・国際業務」の許可条件など

〇不許可の場合の対応

新しい就労資格「特定技能」②

特定技能のメリット
〇調理師・パティシエの専門学校→飲食料品製造
〇ホテルの専門学校→ホテルでの業務拡大

特定技能の課題
〇企業の負担増～「登録支援機関」への委託
〇「業界ごとの試験」の実施回数・定員の少なさ
＊「特定技能」許可の件数　205件（2019.8.30）

業界団体：宿泊業技能試験センター（ホテル）
https://caipt.or.jp/
外国人食品産業技能評価機構（外食・飲食料品製造）
https://otaff.or.jp/

新しいビザ「日本語就労の特定活動」

〇正式には「特定活動（本邦大学卒業者）」

1，日本の大学（大学院）を卒業
2，主に日本語を使用する業務に従事する
3，日本語能力（N1または、BJTビジネス日本語480点、または日本語学を専攻して卒業）
4，給与は日本人と同等、大学卒業（学部・修士課程それぞれの給与）と同程度以上
5，派遣形態不可

在留資格「技術・人文知識・国際業務」における「本人の条件」①　（留学生関連）

〇専門学校を卒業し専門士である者が、専門的に勉強した事に関連した専門業務を行うこと

〇通訳翻訳・語学指導業務の場合、日本か本国で大学を卒業し、学位があること
→この条件を使う場合は、母国語に限る

〇人文・社会科学分野の専門業務、また自然科学分野の専門業務の場合、日本か本国で関連分野を専攻して大学を卒業し、学位があること
→「本国と関連した業務」に限定はしていない

就職活動のための特定活動ビザ①

〇日本で専門学校・大学を卒業した留学生が、引き続き日本国内で就職活動を行う場合、就職活動のための「特定活動」ビザが許可されうる。

〇「推薦状」について
＊推薦状発行の基準を設けるときには、あらかじめ学則などの文書に明記して、事前の説明が必要
＊「推薦状を全く発行しない」というのは、推薦状が入管で要求されるものであるところ、留学生の活動を不当に制限するものと判断される可能性がある

在留資格「技術・人文知識・国際業務」における「本人の条件」②、及び「会社の条件」

〇本国で、専門業務10年以上の経験
〇貿易実務・通訳・デザインなど、「外国人ならでは」の業務の場合、専門業務3年以上の経験
〇IT関連業務につき、日本または指定された国の指定された国家試験に合格していること

＜会社の条件＞（すべて必要）
〇専門的な業務に従事させること
〇事業所が確保されていること
〇日本人社員と同等の給与を支払うこと
〇継続的な雇用契約を締結すること

就職活動のための特定活動ビザ②

〇申請の流れ
＊留学ビザの期間が残っていることが前提
＊留学ビザの場合、学校を卒業するとアルバイトは認められないため、卒業後留学ビザが数か月残っていたとしても就職活動のビザへの変更が望ましい。

〇就職活動のための特定活動ビザを持つ留学生に、内定を出した場合
→例えば7月に内定を出した場合は、就職活動の特定活動ビザの更新ではなく「就職内定の特定活動」ビザへの変更申請

就労ビザへの変更申請手続

〇いつ申請するか～できるだけ1月中（4月採用）
＊4月1日の時点で就労ビザの許可があること

〇どんな申請をするか＝在留資格変更申請
＊必ず留学ビザの期限が来る前に申請する

〇どこに申請するか（入国管理局の管轄）～留学生本人の住所を管轄する入国管理局に申請する
＊神奈川県の「川崎出張所」に、東京都町田市に居住する外国人が申請できるなど、例外もある
＊採用後、企業が行う「外国人雇用状況の届出」は「雇用保険被保険者資格取得届」の提出で足りる。

専門学校関連：基準明確化と許可事例

1，ホテル･旅館等において外国人が就労する場合の在留資格の明確化について（2015.12）

○許可された例～フロント業務、宣伝･広報業務、通訳業務（専門学校で翻訳通訳コースの場合）。

2，クールジャパンに関わる分野において就労しようとする留学生にかかる在留資格の明確化等について(2017.9)

○許可事例～ゲームのキャラクターデザイン開発、アニメーション原画の構成、デザイナー、服飾業でのパタンナーや商品企画等**創造的な業務**

不許可の場合の対応

○特定活動「出国準備期間」の付与

＊出入国管理及び難民認定法第20条第6項

6　第二項の規定による申請があつた場合（三十日以下の在留期間を決定されている者から申請があつた場合を除く。）において、その申請の時に当該外国人が有する在留資格に伴う在留期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、当該外国人は、その在留期間の満了後も、当該処分がされる時又は従前の在留期間の満了の日から二月を経過する日が終了する時のいずれか早い時までの間は、引き続き当該在留資格をもつて本邦に在留することができる。

留学生就職指導教員対象講座

新たな就労制度〈特定技能〉について

- 学校法人新井学園赤門会日本語学校
- 株式会社ヒューマンパワー
- 新井永鎮

○登録支援機関とは

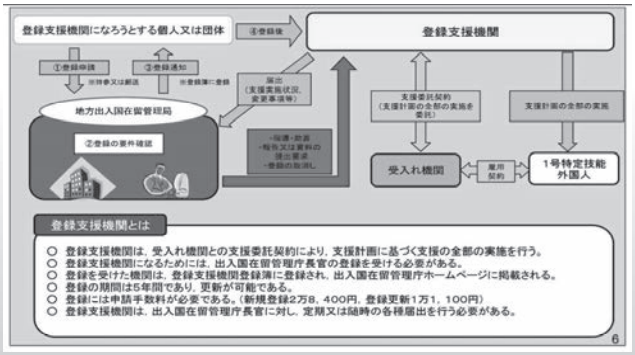

Copyright ©2019 HUMAN POWER Co., Ltd. All Rights Reserved

○新たな在留資格「特定技能」ビザとは

新在留資格「特定技能1号・2号」
2019年4月1日施行

深刻な人手不足の状況に対応するため、
2019年4月より「宿泊」「外食業」「建設」「介護」「農業」など
14の分野で単純労働を含めた就労を認める「特定技能」という
在留資格が認められることとなり、
即戦力となる外国人労働者を受け入れることが可能となる新たな制度です。

これまでの制度では外国人労働者の受入れが困難だった
「宿泊」「外食業」の分野においても人手不足を補う大きな
アドバンテージとなりうる在留資格制度です。

Copyright ©2019 HUMAN POWER Co., Ltd. All Rights Reserved

○支援計画の概要

Copyright ©2019 HUMAN POWER Co., Ltd. All Rights Reserved

○在留資格「特定技能」について

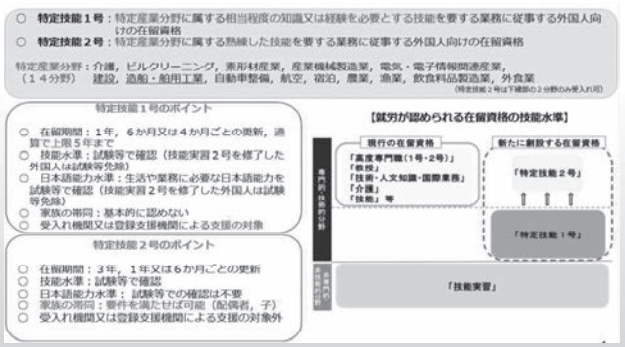

Copyright ©2019 HUMAN POWER Co., Ltd. All Rights Reserved

○受入れ機関と登録支援機関について

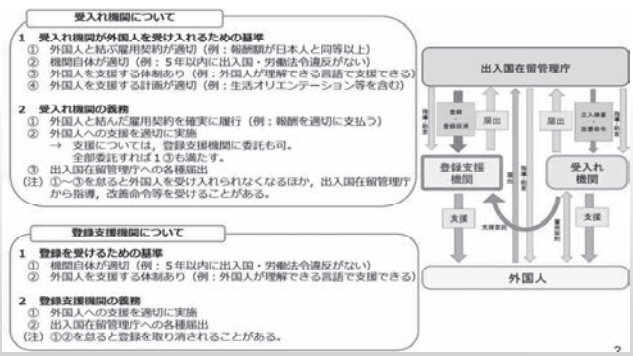

Copyright ©2019 HUMAN POWER Co., Ltd. All Rights Reserved

○就労開始までの流れ

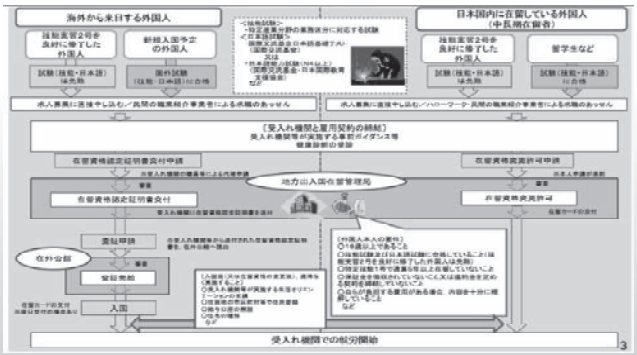

Copyright ©2019 HUMAN POWER Co., Ltd.All Rights Reserved

○新在留資格「特定技能1号」交付状況

交付者数は、初年度目標人数の3%未満

業種名	受け入れ見込み数		申請者数	交付者数
	初年度(2019年度)	今後5年(19～23年度)		
介護業	5000人	5万～6万人	2438人（新規1350人、在留資格変更1088人）	20人
外食業	4000～5000人	4万1000～5万3000人		40人
建設業	5000～6000人	3万～4万人		23人
ビルクリーニング業	2000～7000人	2万8000～3万7000人		6人
農業	3600～7300人	1万8000～3万6500人		143人
飲食料品製造業	5200～6800人	2万6000～3万4000人		247人
宿泊業	950～1050人	2万～2万2000人		11人
素形材産業	3400～4300人	1万7000～2万1500人		88人
造船・舶用工業	1300～1700人	1万～1万3000人		15人
漁業	600～800人	7000～9000人		4人
自動車整備業	300～800人	6000～7000人		1人
産業機械製造業	850～1050人	4250～5250人		121人
電気・電子情報関連産業	500～650人	3750～4700人		13人
航空業	100人	1700～2200人		0人
合計	3万2800～4万7550人	26万2700～34万5150人	2438人	732人

14業種の政府の試算。申請者数、交付者数は出入国在留管理庁から（10月29日時点）

Copyright ©2019 HUMAN POWER Co., Ltd.All Rights Reserved

○特定技能1号で働くとは？

特定技能＝単純労働

Copyright ©2019 HUMAN POWER Co., Ltd.All Rights Reserved

○宿泊分野の業務等について

【分野】

ホテル・旅館営業の形態であること(旅館業法に定められた許可をされた者)

【業務】

・1号特定技能外国人が従事する業務

フロント・企画・広報・接客及びレストラン等の宿泊サービスの提供に係る業務(また、関連業務を行うことも可能。ベッドメイキング、清掃など)

ただし、注意する点として、

関連業務(ベッドメイキングや清掃など)のみに従事することは不可！

(当然、歓楽的雰囲気を醸し出す方法による接待・接客も不可)

Copyright ©2019 HUMAN POWER Co., Ltd.All Rights Reserved

○外食分野の業務等について

【分野】

日本標準産業分類の「飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業」に分類される事業所に就労させること。

【場所】

食堂、レストラン、料理店、喫茶店、ファーストフード店、テイクアウト専門店、宅配専門店、仕出し料理店など(除外される事業所＝接待飲食等)

【業務】

・1号特定技能外国人が従事する業務は、

外食業全般(飲食物調理、接客、店舗管理)

・当該事業に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務

(原料の調達・受入れ・配達作業等)に付随的に従事することは差し支えない

Copyright ©2019 HUMAN POWER Co., Ltd.All Rights Reserved

○外食業技能測定試験

【試験の内容】

食品衛生に配慮した飲食物の取り扱い、調理及び給仕に至る一連の業務を担い、管理することが出来る知識・技能を確認する。

【試験科目】

「衛生管理」、「飲食物調理」、「接客主体」について知識、判断能力、計画立案能力(簡単な計算能力を含む)を測定する筆記試験とする。

全ての科目を受験することを要するが、飲食物調理や接客主体を選択すれば、配点について傾斜配分を受けることが出来る。

【測定の方法】＊筆記試験

試験言語：現地語または日本語(国内は日本語のみ)

実施主体：一般社団法人外国人食品産業技能評価機構

Copyright ©2019 HUMAN POWER Co., Ltd.All Rights Reserved

○在留資格対比例

在留資格対比表

在留資格	技術人文知識 国際業務	特定技能		技能実習	資格外活動許可 （留学生・家族滞在アルバイト等）
条件		特定技能1号	特定技能2号		
日本語要件	不要	N4レベル	未定	N4レベル	無し
学歴	専門士以上	無し	無し	無し	無し
実務経験	不要	不要	不要	必要	不要
滞在期間	1・3・5年（更新可）	5年	無し（更新可）	3～5年	6ヶ月・1年など（更新可）
単純労働	不可	可	可	不可	可
家族帯同	可	不可	可	不可	場合により可
取得方法	原則本人または企業	原則本人または企業	原則本人または企業	管理団体等	本人または学校等
給与	会社の規定通り （日本人と同等）	会社の規定通り （日本人と同等）	会社の規定通り （日本人と同等）	最低賃金以上	最低賃金以上
転職	可	可（但し、同業種）	可	不可（ただし、受入れ企業または管理団体に違反等があった場合は可）	可
対象職種	・学歴の専攻と同分野 ・国家資格相当と同分野 ・職歴と同分野 ・その他	別紙参照	・建設業 ・船舶・船用工業 ・その他未定	別紙参照	風俗営業等の従事を除く業務で週28時間

Copyright ©2019 HUMAN POWER Co., Ltd.All Rights Reserved

14

ご清聴ありがとうございました

2-3　成果報告会

Ⅰ　実施の概要

［実施日時ならびに会場］

令和二年2月12日（水）13：30～16：30
会場：アルカディア市ヶ谷私学会館（千代田区九段北42-25）

［講義テーマならびに講師］

「新たな外国人材の受け入れ及び共生社会現実に向けた取組」
出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課調整官　伊藤　純史

「外国人材への期待と課題」
東京商工会議所産業政策第二部　副部長　杉崎　友則

「宿泊分野における特定技能外国人の受入れについて」
国土交通省　観光庁観光産業課観光人材政策室　課長補佐　日下部　勝広

「外国人材育成と高等教育機関の役割」
一般社団法人外国人留学生高等教育協会副代表理事
公益社団法人東京都専修学校各種学校協会副会長
東京都におけるグローバル化対応推進支援事業実行委員長　岡本　比呂志

［参加者数］

参加者：136名

開会あいさつ

公益社団法人東京都専修学校各種学校協会
会長　山中　祥弘

文部科学省 2019 年度「専修学校グローバル化対応推進支援事業」成果報告会「留学生受入れと外国人材の活用」に寄せて

今まで留学生の日本語学校からの進学先は，主として大学が多かったが，ここ最近に至ってはむしろ専門学校の進学のほうが増加している。このことは，やはり専門職の技能を身に付けたいというニーズが年々高まっているということの表れかと考えている。

現在，いろいろな資格試験に携わる専門学校が非常に多い中，国内における資格が約 1,000 業種を超え，実際は 2,000 種類とも言われているが，国家試験のある資格が 204 種類，そのうち業務独占資格が 106 種類を数える。その中で，実技試験をやっている資格が 24 種類，受験資格に各省庁の指定養成施設を卒業とするものが 29 種類あり，その大半が専門学校だ。

留学生を受入れる側のわれわれ専門学校としては，受入れる体制という入口をもっと整備して厳格にやるということも大切だが，就労という出口もしっかり確保しない限り，留学生の初期の目的は達成できないと考えている。日本に留学する学生たちは，日本で一定の期間就労して，実務経験を経て母国に帰るというケースが非常に多く，出口もしっかり確保しない限り，留学生の初期の目的は達成できない。そういう意味において，就労についての可能性をどう開いていくかが，今後の留学生の確保にもつながっていくのではないだろうか。

就労については，人手不足の業種と人材不足の業種が混同されているが，われわれの分野はむしろ人材不足に対応する専門人材の育成だ。今，社会では人手不足の分野が注目されているものの，日本の生産性向上，または国際社会に貢献できる度合いの高いのは専門職人材である。今日の講演を突破口に，われわれ専門学校としてはどう対応していったらいいかということを最新の情報，または最新の政府の政策等を見ながら考えていきたい。

また，今日この場にお越しいただいている，商工会議所でも専門人材の受入れについて，いろいろな方面で運動を展開しておられる。留学生の就労等について，意見交換を活発にし，その中で様々な意見をまたお聞きしたいと思っている。

「新たな外国人材の受入及び共生社会実現に向けた取組」

出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課調整官　伊藤　純史

在留外国人数の現状

在留外国人数の推移は，昨年上半期で283万人。年々，在留者数は増加傾向にあり，昭和の終わりと比べると３倍以上となっている。コンビニなど身の回りで外国人と接する機会というのも実感として増えているのではないか。入管法に規定されている在留資格はおよそ30程度あるが，身分・地位に基づいて在留できる在留資格があれば，活動内容に着目して与えられる在留資格もあり，原則として就労が認められている在留資格と，原則としては就労が認められない在留資格という形で幾つかパターンに分けることができる。

留学生が就労するに当たって最も一般的な在留資格といえば技術・人文知識・国際業務になるが，特定技能というのはそれらの在留資格，いわゆる技人国に属するカテゴリーと同様に，就労を目的として正面から労働者として受け入れる在留資格として新たに設けられたものである。

現在，日本にいる外国人を在留資格別に見ると，永住者が一番多い。これは，就労しに日本に来られた後，あるいは配偶者として日本に来られた後，最終的に永住者になることが多いからである。２番目に多い技能実習，３番目の留学，このあたりが近年非常に数が増えている在留資格になっている。国籍・地域別でいうと，中国，韓国というあたりは以前から多い国籍だが，とりわけ３番目に位置するベトナムについては，近年非常に急増している。これは技能実習や留学も含めて非常に増えている国籍である。それから，フィリピン，ブラジルと次いでネパールについても現在６番目に位置している。ネパールについては，とりわけ留学生が非常に増えており，全体の国籍別の中でも今やアメリカ，あるいは台湾よりも数が多くなっている。外国人の労働者という切り口で見た在留外国人の数は，厚生労働省より令和元年で166万人という数字が出ていて，過去最高を更新し続けているという状況だ。

特定技能という在留資格が昨年４月に施行された背景には，やはり深刻な人手不足に対応するためという一番の目的があったわけだが，意外と技人国などを中心に就労目的の方というのは，けっして全体の中に占める割合としては多くない。日本の外国人労働者の割合として高いのは，留学生や技能実習など身分に基づいて在留している方によるアルバイトやパートタイム労働で，在留資格的には正面から就労目的で来られた方という割合が一部に留まっていた。今回，特定技能という新たな就労資格として位置付けたため，この割合についても少しずつ変化が生じてくるのではないかと考えている。

特定技能の概要について

出入国在留管理庁における外国人の受入れの基本的な考え方は，非常に高い知識であったり，技能であったり，経験であったりというものを持っている外国人については積極的に受け入れていくというもの。一方，そうではない外国人については，やはり日本人労働者に与える影響があったり，あるいは医療，教育などの社会的なコストがあるということで，そこは慎重に道を開いていこうというのが，これまでのスタンスだ。その上で，今回の特定技能についても，一部の報道では単純労働者の解禁ではないかといわれたりすることもあるが，われわれの整理としては決してそうではなく，あくまでも専門的・技術的分野の外国人のカテゴリーの一つと位

置付けていて，一定の試験であったり，経験であったりというものをもって在留資格を与えられるかどうかを判断するということになっている。これまで，専門的・技術的分野の外国人においては大卒，あるいは専門学校であれば専門士ということで線を引いていたが，そうではない基準を持って判断することができるようになり，就労資格を与えられるようになった。そういう意味では，この専門的・技術的分野の外国人のカテゴリーが少し広がったという意義はある。

それでは，特定技能の概要について，さらに話を進めていく。まず在留資格についてだが，細かく分けると特定技能１号と特定技能２号という２種類の在留資格が設けられている。ただし，特定技能２号については実際のところまだスタートしておらず，今現在で受け入れが進んでいるのは特定技能１号であることをはじめに申し上げておく。

特定技能１号の在留資格を得るためには大きく分けて２つのルートがあり，われわれは技能実習ルート，それから試験ルートと呼んでいる。技能実習ルートについては，技能実習を日本で３年間，経験をされた方が対象。これは良好に技能を習得された方という前提にはなるが，３年間，技能実習をやっていただけると特定技能１号に試験無しで移行することが可能となっている。技能実習の関係ない方，例えば留学生もそうだが，そういう方については特定技能１号を得るために一定の試験を受けていただく必要があるということになっている。

特定技能１号の対象分野については，介護から外食業に至るまで 14 分野が法令で規定をされ，各 14 分野ともに受入れを進めつつあるという状況。特定技能２号の対象分野については，建設，造船・舶用工業の２分野だけが現時点では対象として法令に規定されているが，１号と同じように試験をもって判断をするということになっていて，その試験が創設されていないということもあり，実際の受入れはまだ始まっていない。ただ，運用面については，これまでの技人国などの在留資格と同じ立ち位置になっているため，従来とあまり変わらないものになっている。

特定技能１号における１回目の在留期間は１年や６ヵ月などで，これは契約期間によって基本的には判断をするということになるが更新は可能だ。ただし，今まで受け入れることができていなかった技能水準の外国人の方を，少し枠を広げて受け入れるということにした関係上，まずは一定の制約が必要であろうということで，その一つとして在留期間が通算で上限５年までとなっている。それから，家族の帯同というのも基本的には認めないという点も特定１号の条件としている。

この通算でという意味だが，５年間継続して日本にずっといていただかないといけないというわけではない。これは季節的な労働の分野ということにはなるかもしれないが，仕事のある時期だけ日本で仕事をして，ない時期は母国に帰る。あるいは第三国に行って，また仕事がある時期に戻るということであれば，入管の方で在留期間をカウントするので，それが通算５年に達するまで，在留することができるという形になっている。つまり，半年在留して半年帰国ということを続ければ，足掛け 10 年ぐらい活動することが可能ということになっている。

また，特定技能１号では試験等により技能水準や日本語能力水準を確認するということになっている。ただし，３年間の技能実習により技能実習２号を修了した外国人については，この試験等が免除されるということになっている。さらに，特定技能１号のポイントとしては，受け入れる企業が特定技能の在留資格に特化した措置として，支援というものを行っていただく必要がある。この支援でどういうものが求められるかということは後ほど説明することとする。

特定技能２号のポイントとしては，１回当たりは３年なり１年なりという更新はあるものの，基本的には上限というものはなく，技人国同様に，継続して日本で活動することが可能な上，最終的には永住許可を得ることもできるという道が開かれている。

日本語能力水準については，こちらも技人国と同じような形で，日本語能力は問わないということに

なっているが，技能水準については申し上げたとおり，試験等で確認をするということになっている。どの程度の試験レベルを設定するかということについては，まさに今，２分野を所管する国交省で検討されているところである。それから，特定技能２号では家族の帯同について要件を満たせば可能となっており，技人国などの在留資格と同様の考え方を取っている。また，特定技能１号で求められる支援は，基本的に必要ないという形になっている。今まで認められていなかった部分の活動が特定技能１号で広がったことで，制度としてはいろいろな在留資格にまたがるような形で同じ業界で就職することになるため，少し複雑に受け止められる恐れがあり，われわれとしては丁寧に説明していかなければいけないと思っている。

例えば宿泊などについても，基本的には今までホテルで就職するということであれば，技人国という在留資格ではフロント業務中心，事務職中心ということになっていた。今回，この特定技能１号の道が開けたことで，必ずしもそこに該当しないような業務についても，従事することができるようになったということで，外国人が従事する業務の幅が広がった。

他にも，これは大学生についてだが，日本語能力でＮ１を持っている者には特定活動という在留資格を与え，業務に従事するということもできるようになっている。いろいろな形で，同じ業界であっても，在留資格が複雑にまたがっているので，ご不明な点があれば遠慮なく，われわれの方にお問い合わせていただきたい。

分野別の運用方針

分野別の運用方針については，基本的には分野の所管省庁が定めている。つまり，分野ごとにどういうふうに運用していくかという企画立案的なことについては，われわれ出入国在留管理庁と分野所管省庁が一緒に取り組んでいる。さらに，警察庁，外務省，それから厚生労働省労働関係部局の３つが制度関係省庁ということで加わっており，そうした体制により企画，立案，制度運用に当たるという形になっている。

例えば，介護であれば６万人というように，それぞれの分野ごとに受け入れの上限を定め，今後５年間，全国トータルでこの数を超えないようにするという決まりも存在する。もちろん受入れが始まって，まだ上限の数には届いていないが，今後，４年目，５年目と続いていくにつれて，この数を超えようかというような事態になった場合は，その数を超えないよう調整をしながら，受入れを図っていくということになっている。外国人の在留者数が 280 万人程度だが，この特定技能の 14 分野の合計で最大 35 万人ぐらいがそこに上乗せされる可能性があるという規模感である。

技能試験については，分野を所管する省庁が基本的には責任を持って，企画・実施するということになっている。日本語試験については基本的に統一されていて，日本語能力試験のＮ４以上，あるいは今回，国際交流基金が新しく本制度の運用の開始に合わせて創設した国際交流基金日本語基礎テストという試験の合格をもって満たしているとみなされる。そのため，技能実習生以外の留学生をはじめとする者については，こちらの技能試験，それから日本語試験をクリアしないと，特定技能１号は得られないということになっている。

さらに，日本語試験について申し上げると，介護だけは上乗せで「介護日本語評価試験」というものを別途行っている。これは厚生労働省が実施をしており，やはり対人サービスということで，プラス α の日本語能力を求めているという考え方をもとにしている。

従事する業務については，介護であったりビルクリーニングであったりすると，身体介護あるいは建築物内部の清掃ということで，１つの分野に１つの業務という形になっているが，素形材産業や産業機械製造業になると幾つかの区分に分かれる。これを業務区分とわれわれは呼んでいて，同じ分野の中で

もまったく同じような能力を使って仕事をするわけではないので，それぞれの業務区分に応じた試験が設けられている。あるいは技能実習についても，それぞれの業務区分に関係する技能実習を修了していなければならない。例えば，素形材産業分野で機械加工という業務区分で入った人材が塗装もやりたいということであれば，塗装の試験を受け直してもらうということになる。

この考え方は分野をまたがる場合も同じで，例えば外食業で受け入れられた人材が宿泊の会社に入職したいということであれば，宿泊の試験を受けてもらい，合格すれば切り替えることが可能となっている。ただし，在留期間はリセットされるわけではないので，複数の業務区分，複数の分野で従事したとしても，通算して５年間ということに変わりはない。

今回の制度における雇用形態については，受け入れる外国人に対する支援を的確に行うという観点から，採用されたその会社のもとで働き，適切な支援を受けるというのが原則であるべきだろうということで，原則として派遣形態は認めないというようになっている。ただし，農業と漁業，この２分野については，地域を超えて，あるいは季節が変わると転職する，異動するというニーズが極めて高い分野だということもあり，派遣会社に雇用されて，派遣先に派遣されるという形態も認められるということになっている。この派遣会社も農業，あるいは漁業に関係するような会社，そういう分野の取り組みをしている会社でなければならないといった法令の規定も設けられ，個別に派遣会社として適当かどうかを判断されるものである。

さらに，それぞれの分野ごとに上乗せ的な要件もあり，建設分野のように国土交通省とわれわれで，いわばダブルチェックするような分野もあれば，他にも細かい要件がいくつか付いているような分野もある。

それから，技能実習と特定技能の制度比較について，趣旨の違いを申し上げると，技能実習はあくまでも技能を移転するために習得をしてもらうというトレーニング的な制度であり，一方，今回の特定技能については，あくまでも正面から外国人を労働者として受入れるということである。

転籍・転職については，基本的に認められた能力を活かして仕事をする限りにおいては，日本人労働者と同じように転職というのは可能ということになっている。社会保険や税金についても，基本的には日本人労働者と同じように適用されるものである。

受入れ機関と登録支援機関

今回の運用のスキームを簡単に紹介すると，入管と外国人の間に企業や農家といった雇用契約を行う主体である受入れ機関がある。

さらに，今回の制度の新しい仕組みが登録支援機関となる。先ほどより「支援」ということを繰り返し申し上げてきたが，受入れ機関においては受け入れた外国人に対する支援を行っていただく必要がある。そうはいっても，中小企業であったり，あるいは農家であったり，なかなか法令上求められる支援というもの全てはできないという場合もある。そうしたケースには，別途，われわれ出入国在留管理庁に登録した登録支援機関（現在の登録数は 3,000 超を数える）に委託して任せることにより，いわば二人三脚で受入れ機関と登録支援機関が外国人を受け入れるというようなやり方も可能になっている。

それから，受入れ機関，登録支援機関については，いずれも法令上の要件がある。誰でも受入れられる訳ではなく，雇用契約であったり，その機関自体が適切かどうかというのはしっかり見ていくということになっている。とりわけ，外国人の受入れにあたっての報酬額は，日本人と同等以上であることということの規定がある。ここは，われわれが立証資料なども含めて，しっかりと審査の中で見ていかなければいけない部分だと思っている。よく言われることではあるが，外国人を雇用する制度ができたからといって安く労働力を確保できるかというと，必ずしもそうではないということだ。受入れ機関が登

録支援機関に委託をするにあたっては，もちろん委託料なども必要になる。報酬額についても，同じような仕事をされる日本人と同等以上の賃金を支払わなければならない。

必要な支援について

次にお話しするのは，就労開始までの流れについて。海外から来日する外国人と，国内に在留したまま特定技能を身に付ける外国人とは就労開始までの流れがところどころ異なる。１つ例にとると，国内に在留している外国人の内で留学生などは，技能試験，それから日本語試験に合格をしていただく必要がある。その上で，採用活動については，ハローワークといった支援はあるものの，あくまでも官は直接は関知しないということになっている。自由に契約を結び，入管の手続をとるといったように，在留資格変更許可という既存の技術・人文知識・国際業務における就労資格の変更と同じような形になっている。

特定技能１号の外国人を受け入れるにあたって必要な支援について，主な点を申し上げると，まずは説明をしっかりしていただくことが挙げられる。事前ガイダンス，生活オリエンテーションを通じて，例えば活動を開始したあとにどれくらいの給料がもらえて，どういった活動を行うといったことをしっかり説明する必要があるというようになっている。これは，留学生からの変更であれば比較的容易ではあるが，海外から来日する外国人の場合は，対面あるいはテレビ電話のような顔が見えるような形で説明を実施する必要がある。

住居確保も必要な支援の一つ。ただし，これについては，例えば留学生が特定技能を保有するにあたり，本人の許可があれば今現在住んでいるところに住み続けても構わないという取扱いにしている。ただし，北海道在住の者が九州で就職をするというように地域を変わる場合であれば，住居確保の支援を行う必要がある。その際の支援とは，家賃を全額支払うといったことまで必要というわけではない。例えば，不動産を一緒に回って比較的低廉ないい物件を見つけてあげる，連帯保証人になる，あるいは会社が持っている社宅を無償でなくても構わないので提供するといったような支援が求められている。

それから，昨今の共生社会の実現という観点から，日本語学習の機会の提供であったり，日本人との交流促進ということも支援計画に盛り込まなければいけないというルールになっている。これらは，やり方について特に画一的に定められているようなものではない。日本語学習の支援でいえば，会社の昼休みに先生を呼んだり，日本語学習の教材を提供したり，あるいは地域で行われている日本語教室の手続を補助することも含まれる。日本語の学習費用すべてを出さなければいけないというわけではなく，そうした機会を提供するところまでは確実に実施するということが支援の内容になっている。

分野別の協議会と二国間の取り決めについて

今回の 14 分野の受入れにあたっては，協議会というシステムが導入をされている。各分野を所管する省庁が中心となり，受入れ機関，業界団体，それから，先ほど申し上げた制度関係省庁というようなあたりがここに加わり，政府も運用に関わる周知であったり，あるいは法令順守の啓発などを，この協議会を通じて使って行うことになっている。ただ，すべての受入れ機関が一堂に会して会議するというのは，あまり現実的ではないため，基本的にはメールベースなど，それぞれの分野の所管省庁を中心に工夫しながら行われることになる。

それから，受入れ数がどんどん増えていくと，やはり地域ごとの偏りというのが生じてくる可能性がある。特定の地域に偏った受入れをしてはならないという政府の基本方針もあり，そうなる前に受入れ状況を本協議会を使って把握をしながら，例えば偏りが生じている地域での受入れを一旦ストップするなどといった運用も，今後は検討課題になってくるのではないだろうか。

外国との関係については，「特定技能に関する二国間取決め」というものがある。最近になって，タイ

が追加をされている。ただし，もし二国間の取決めを結ばないとその国からは受け入れられないのかというと，そういう仕組みにはなっていない。あくまでも，二国間の関係を強化して悪質な仲介事業者，ブローカーみたいなものを排除する，情報交換をするといった，適切な受入れのために運用を進めていく上での指針みたいな形で定めているものである。

そして，今までの在留資格ではなかった考え方として，入管の退去強制手続に協力をしない民間の受入れは行わないということが政府の基本方針として定められている。現在，ここに該当するのがイランである。これまで国籍を限定するような受入れはしていないが，この特定技能に関してはイランの国籍からの受入れは行わないということになっている。

さらにもう一点，二国間の取決めの中で，国ごとに必要な手続というものが定められている場合がある。あるいは，国ごとに入管への提出書類が少し異なる場合もあり，例えばカンボジアなどからはプラスアルファで１つ，相手国から発行される書類を提出してもらうことになっている。そうした情報はすべて，われわれ出入国在留管理庁のホームページ，表紙のところにホームページのアドレスを付けているが，ホームページで掲載している。受入れを検討する際には，そういった手続をしっかり踏まえてくださいという案内をしているところだ。

相手国の手続というのも非常に重要で，われわれの国内の入管法令の手続だけクリアすればそれでいいかというとけっしてそうではない。相手国がそれぞれに設けている自国民を相手国から送り出す手続についてもしっかりルールがあるので，それに則ってやっていくという原則になっている。そのため，例えばこちらの入管手続が先に進行してしまっても，相手国の手続きが終わっていないとまだ受け入れができないということもあり，そうした点には十分注意するようにという案内も行っている。

特定技能制度の運用状況

特定技能制度運用状況であるが，２月７日現在，在留資格認定証明書の交付数は 1,882 件，在留資格変更許可は 1,446 件ということで，いずれも増加傾向にある。先ほど申し上げた登録支援機関は，２月７日現在で申し上げると 3,760 件にのぼっている。いずれも許可された数，交付された数というのはそういう状況だが，申請についてはさらに多くの数になっている。在留資格認定証明書の交付申請については 3,793 件，在留資格変更許可の申請件数は 2,475 件，それから登録支援機関については 4,477 件というのが２月７日現在の申請数である。

登録支援機関の内訳については，基本的には会社が多くなっている。４分の１ぐらいは中小企業事業協同組合ということで，技能実習で監理団体を務めているような方についても登録支援機関として登録をされていたり，あるいは行政書士，社会保険労務士といったいわゆる士業的な方々も登録支援機関として登録を受けている。求められる支援を行うという体制が確保されていないと，当然登録支援機関としては登録されないわけだが，履行補助者として通訳のような人材を自前で抱えている必要はないという制度にしているため，そうした人材は外部委託にするなど，その時々に応じて活用するということであれば，個人でも登録は認められる。

実際に入国して働いている特定技能外国人の在留者数は，11 月末時点で 1,019 人。12 月末時点では 1,621 人で，１ヵ月でおよそ 600 人程度は増加している。各分野の在留者数について分野別に申し上げると，12 月末時点では飲食料品製造業が最も多く，557 人。これは構成比の 34.4％で，今の時点では日本で実際に働かれている方の３分の１ぐらいは飲食料品製造業分野である。

国籍・地域別の在留者数についてはホームページなどで公表している。先ほど 12 月末時点で 1,621 人の在留者数と申し上げたが，そのうちの 901 人がベトナムということになっていて，構成比でいうと半数以上を占めているという形になっている。それに続くのがインドネシア，フィリピン，ミャンマー，

中国で，それぞれ 100 人から 200 人ぐらいの違いでほとんど大差はない。

都道府県別の受入れ状況では，愛知，埼玉，大阪が上位 3 県。どこかが飛び抜けて多いなど，偏りがあるという状況にはなっていないと考えられる。

それから，もう一つだけ数字を提供すると，先ほど冒頭の方で試験ルートと技能実習ルートの 2 種類があると申し上げたが，今回在留している 1,621 人をルート別にいうと，試験ルートを経て働いているのが 115 人，それから技能実習ルートを経て働いているのが 1,486 人ということで，今の時点では大半の 9 割以上が技能実習ルートということになっている。もちろん，変更をそのまま日本国内でする者もいれば，過去に技能実習を終えて母国に戻り，また入ってくる者もいて，両方合わせると 9 割以上が技能実習ルート。留学生などのように試験ルートを経て特定技能を得ているという者については，まだ 10％未満ということになっている状況である。

試験の運用状況については，今年度中に各 14 分野全てで試験を実施するということになっているため，まだ実施できていないような分野はあるものの，基本的には実施に向けて進めているという状況にある。とりわけ，技能実習ルートが事実上ない外食業や宿泊業などについては，やはり試験ルートを積極的に行わない限り受け入れには結びつかないということで，4 月当初から積極的に試験を実施しているところである。

「外国人材への期待と課題」

東京商工会議所産業政策第二部副部長　杉崎　友則

人手不足の現状について

特定技能が創設された理由の一つとして，非常に深刻な人手不足という現状がある。全国に商工会議所が515あり，会員企業の皆様にこの人手不足の状況について毎年アンケート調査を実施しているが，去年春にとったアンケートで人手不足と訴える企業が66.4％という結果だった。調査を開始したのは2015年度であり，そのときは50.3％だったのが，ほぼ毎年５％ずつ人手不足を訴える企業の割合が増えており，去年春の時点では３社のうち２社は人手不足であるという非常に深刻な状況になっている。また，３年後の人手不足の状況をどう考えるかという質問には，52.1％の企業が，さらに人手不足が深刻化するのではないかと考えている。

次に，業種別に見た人手不足の状況については，総じてどういった業種でも人手不足は非常に深刻な状況になっており，特に宿泊･飲食，介護･看護，運輸，建設といった業種で顕著になっている。こういった業種では，人手不足の深刻さを反映し，特定技能１号の14分野における特定技能の受け入れ対象分野になっている。企業規模別では，おおむねどの企業規模であっても人手不足感は深刻なものの，どちらかというと小規模事業者よりも中堅企業における懸念が高いというのが今の状況である。

そうした非常に深刻な人手不足の中で，外国人材に対する期待と関心が非常に高まっている。先ほどの人手不足のアンケート調査で外国人材への期待と関心も聞いているが，直近の去年春の時点では，外国人材の受け入れニーズがあると答えた企業は50.8％という状況になっている。実は2017年度が41.7％，2018年度が42.7％で，ここから50.8％と，１年で８ポイントも一挙に増加している。というのも，深刻な人手不足ということもあるが，ちょうど一昨年末，法律的には改正出入国管理法に基づくものである特定技能の創設に関する法律が成立し，国会でも与野党の非常に白熱した議論が展開をされたことが大きい。その結果，この特定技能の創設について，かなり新聞でも報道がなされ，１年で８ポイントも受け入れ人数が増えたのだ。また，人手不足の企業に限ってみると，57.8％の企業が外国人材の受け入れニーズがあると答えている。

外国人労働者数の推移

今は総じて外国人材に対する期待と関心は非常に高い。私も，ほぼ毎月全国を行脚していて，いろいろな企業経営者の方とお話をさせていただいたり，北海道から九州までいろいろ現地も見て歩いているが，人手不足感もあって外国人材に対する期待を非常に高く感じている。また，今まで外国人材を受け入れたことがない中小企業の皆さんも，この時点で外国人の方を受け入れてみたいと考えている企業が非常に多くなっている。

外国人材の受け入れ状況については，ちょうど先々週に外国人労働者の最新の受け入れ数が厚生労働省から発表になっている。現在，日本で働いている外国人労働者の数は165万９千人。右肩上がりで毎年過去最高を更新しているという状況だ。そして，外国人労働者を受け入れている事業所の数が24万３千，これも同様の傾向にあり，右肩上がりで毎年過去最高を更新している。

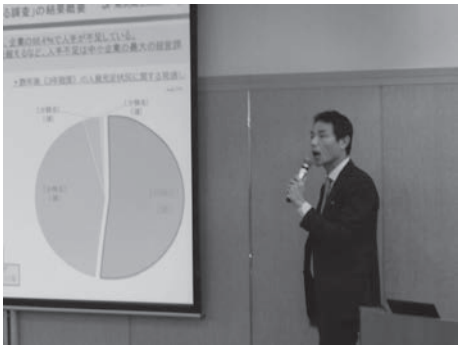

東京都内においても外国人労働者数，事業者数は増えていて，だいたい全国の３割ぐらいは東京が占めているという状況になっている。そして，外国人労働者の数を見ると，東京や全国的にも99人以下の中小企業で働いている外国人労働者が半分以上を占めているというのが，日本の実態である。

在留資格別に見た外国人労働者の割合では，全国的に多いのは技能実習。また留学生が非常に多いという状況になっている。対して，東京都内では技能実習は4.2％ということで，東京都内の

外国人に占める割合は非常に低い。つまり，都内においては専門的，技術的分野の在留資格，また留学生の方が非常に多いというのが，全国と東京の差異になっている。

業種別に見ると，全国的には製造業や卸，小売り，宿泊，飲食サービスといったような業種で働いている外国人の方が多いという状況になっている。外国人留学生数の推移では，こちらも先ほどの外国人労働者の数同様，非常に増えているという状況にある。そこで 2016 年，政府も日本再興戦略の中で外国人留学生の日本国内での就職率を，この時点で３割だったところを５割まで向上させたいという国の方針を定めている。そういった方針の下，外国人留学生の就職促進支援策ということで，さまざまな方策がこの１年だけでも，具体的に講じられている。

例えば，中小企業が留学生を受け入れる場合，提出書類が中小企業は大企業に比べてより多くの提出書類を出さなければいけなかったが，国のいろいろな認定を受けた中小企業については大企業並みに簡素化された。また，調理の専門学校を卒業した外国人留学生の活躍できるフィールドが，これまでは日本料理に限定されていたが，日本料理以外の料理や製菓も対象になっている。これらは商工会議所が法務省を中心とする政府にいろいろと働きかけた結果，講じられた措置である。こうしたことからも分かる通り，政府としても留学生の日本国内における就職促進に非常に力を入れている。

商工会議所の取り組みについて

商工会議所では外国人留学生向けのいろいろな活動を実施している。ジョブフェア，いわゆる合同会社説明会を開催し，留学生と企業との情報交換を実現。企業と大学とのインターンシップ交流会では，インターンシップの受け入れを検討している中小企業の人事労務の担当者と，留学生を含む学生の派遣を検討している大学，学校関係者に，いろいろな情報交換をしていただくというもの。また，専門学校に通う外国人留学生向けの採用面談会も実施している。さらに，採用セミナーや説明会の類いについては，12 月開催分以降だけでもすでに何回か本部，支部で実施。というのも，特定技能の創設を受け，いろいろな商工会議所でこうしたセミナー，説明会を開催しているが，非常に企業側の関心が高く，募集をかけるとすぐ満員になるような状況になっているのだ

商工会議所は，中小企業から大企業まで非常に多くの企業に会員になっていただいている。さらにいえば専門学校や，東京商工会議所でいうと 100 を超える大学の皆さまにも会員加入をいただいており，こうした学校関係者と企業との橋渡し役として，わたしたち商工会議所は各種の情報交換会，交流会を実施しているところである。

また，こういった活動の他に，商工会議所では外国人材の受け入れに関し，政府に対する意見・要望活動に非常に力を入れて取り組んでいる。たとえば，2017 年からは外国人材の受け入れという一つのテーマで，何度も意見・要望書を提出。2017 年 11 月，第１弾の要望を出した際は，政府の中にこの外国人材の受け入れに関して検討する会議や体制がなく，具体的な検討もなされていなかったという状況だった。そのため，まずは政府の中で外国人材を受け入れるための体制を設置し，新たな受け入れ制度をつくっていただきたいという要望を出したというところからスタートしている。そして，2018 年４月に出した要望では，新たな受け入れ制度として中間技能人材という名称を商工会議所の方で提案，中間技能人材という新たな在留資格をつくっていただきたいということを要望したところ，ほぼここで要望したことが，去年の４月に創設された特定技能に生かされている。

こういった要望を策定するに当たっては，企業の皆さまや，この会を主催する東京都専修学校各種学校協会の山中会長からも非常に示唆に富んだ助言を多くいただいている。そうした意見，要望を商工会議所が取りまとめて政府に提出することで，いろいろな政策が実現している。

特定技能外国人材の受入れ制作に対する要望

特定技能の外国人材の受け入れに対して，関心があると答えている企業の皆さんに，政府が実施すべき取り組みはなんだと思うかというアンケートを採ったところ，とりわけ多かったのが，日本語教育環境を充実すべきなのではないかという意見である。さらに，外国人が日本で暮らしやすくするための社会の構築，いわゆる共生社会の実現を望む声も多くある。

また，政府による受け入れ企業向けの支援策の中で，より評価すべきものはというアンケートには，いろいろな手続きの簡素化が挙がっている。実際，法務省に提出しなければいけない書類の数が非常に多く，専門的なものを求められるということで，こうしたものをなるべく簡素化していただきたいというのが，企業側の声としてある。

さらに，要件などの情報提供として，受け入れに関する各種相談機能の創設，相談機能を拡充してほしいという声も良く聞かれる。これは，今まで外国人材を受け入れたことがない中小企業にとって，手続きやいざ外国人材を受け入れた際の環境整備などよく分からないことが多いことの表れである。そしてもう一点，日本で働きたい外国人材の方と，雇用したい企業とのマッチング機会を提供する会社説明会的なものをより強化していただきたいという声も，非常に高まっている。

昨年 10 月，こうした企業のいろんな実態や声を集めた要望を，主に法務省，厚生労働省に提出。全国の商工会議所関係者からの要望で非常に多い特定機能 1 号の対象である 14 分野をさらに拡大してもらいたいという声を重点項目として伝えた。本要望書では，例えば林業や商業，小売り関係など，実際にこういった業種で受け入れを認めてほしいということを具体的に記入している。

また，大都市圏への偏在防止に向けた具体的な方策を採ってほしいという声も非常に高まっている。どうしても東京，大阪，名古屋といった三大都市圏に集中しがちなところを，なるべく地方の中小企業でも働いてもらえるような，いろいろな施策を講じてほしいということを要望した。また去年の 10 月に出した要望では，留学生が日本で就職しやすいような環境づくりということも，直接，政府の方に訴えている。こういった要望の内容は日本商工会議所，東京商工会議所のホームページでもご覧いただける。実際に出入国在留管理庁の佐々木長官に直接説明することで，その趣旨や企業の実態を理解いただいている。

特定技能外国人材の受入状況について

総じて深刻な人手不足を背景に，外国人材の受け入れニーズは高まっているが，ただ単に人手不足だから期待と関心が高まっているということではない。例えば，事業の海外展開，新規顧客の開拓や，外国人目線での商品開発，サービスの提供，また新たなビジネスモデルの構築など，新たな商品開発，ビジネスモデルの開発という点でも，外国人材の受け入れに関して企業は期待をしている。

その一方で，いわゆるコミュニケーションギャップという点が指摘されている。私は，特定技能のいろいろな制度概要を説明すべく全国の商工会議所に出向いているが，その際に何をどうしていいか分からないという中小企業の皆さまに対して話すのは，日本人の価値観と外国人の価値観は違うということ。それを踏まえた上で，実際に受け入れ環境，自社でいろいろな工夫などに配慮をしないと，なかなか外国人の方も定着しないということを説明するようにしている。

例えばキャリア形成に関して，日本の企業の関係者の方と話をすると，どうしても終身雇用や年功序列など日本型雇用に代表されることを考えてしまいがちだが，外国人の方々は離職や転職というものに抵抗はない。むしろキャリアアップのために転職を考えるというケースが多いということを話している。さらに，コミュニケーションに関して，日本人は以心伝心に期待をするところが大きいが，外国人ははっきり主張するケースが多い。そうした日本人と外国人のいろいろな違いを考慮した上で，受け入れ環境を構築していく必要があるというようなことも説明させていただいている。こうした，いわゆるノウハウ的なところも，商工会議所が実施している各種説明会やセミナーで伝えたいと考えている。

外国人を対象に総務省が実施をした日本企業に対するアンケートによると，遠回しな言い方をするので仕事の指示が不明確，キャリアパスが鮮明に描けないといった答えが返ってきている。こうした声に企業サイドがしっかりと応えて改善していけるよう，商工会議所でも啓発活動に力を入れて実施していきたい。

「宿泊分野における特定技能外国人の受入れについて」

国土交通省　観光庁観光産業課観光人材政策室　課長補佐　日下部　勝広

在留資格については

宿泊分野に関する在留資格については，技人国と呼ばれている在留資格，即ち，技術・人文知識・国際業務ということで，例えばコンシェルジュや通訳といった業務を担っていただくケースや，技能という在留資格では外国料理の調理師に従事していただくというケースもある。その他，今回メインで説明させていただく特定技能は，14 分野ある中の宿泊分野は非常に人手不足が深刻な業種ということで，この特定技能の在留資格においても受け入れるということになっている。

技能実習について，宿泊では技能実習の１号と言われている，いわゆる１年限りの技能実習という形しか，まだ認められていないところだが，こちらは現在，業界団体が中心となって技能実習の２号職種を目指して取り組んでいる状況となっている。

また，特定活動と言われる在留資格があるが，この中で特に宿泊については，インターンシップという形で外国人の方を受け入れているケースもあるほか，留学の中の資格外活動という形で，旅館，ホテルでアルバイトという形で従事するなど，それぞれの在留資格の整理の中でそれに見合ったスタイルでいろいろな外国人材の方に業務を担っていただいているという現状がある。

特定技能の制度概要

特定技能の在留資格には，特定技能１号，特定技能２号があるが，その中で宿泊分野に関しては特定技能１号という形で認められている状況である。こちらは，相当程度の知識や経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格ということで整理されており，宿泊はこの全 14 分野の中の１つというふうに位置付けられている。特定技能２号については，熟練した技能を要する業務ということで，建設と造船・舶用工業の２分野においてのみ，受け入れが可能となっている。

特定技能１号については通算で上限５年間，在留できることになっており，その技能水準は試験などで確認する形になっている。

技能実習２号を修了した外国人は試験などが免除になるが，宿泊については技能実習２号がまだ措置されていない状況のため，技能試験は必ず受験していただく必要があるという状況である。

さらに，日本語能力試験に関しては，日本で生活する上での日本語能力を試験で確認することになっている。こちらは全ての分野共通になっている。家族の帯同は基本的に認められないといったことや，外国人支援の対象に位置付けられているという仕組みもある。

外国人支援を行う仕組みとしては，受け入れ機関と登録支援機関があり，これを宿泊分野で置き換えると，ホテルや旅館が受け入れ機関となる。外国人を受け入れるための基準としては，雇用契約が適切であるということ，具体的な報酬額が日本人と同等以上ということを求めている。さらに，機関自体が適切であるという意味で，受け入れる旅館，ホテルが入管法や労働法令の違反をしていないこと，外国人を支援する体制がしっかりとした計画に基づいていることが求められるという制度になっている。

全てのホテルや旅館が，自ら外国人支援ができるということではおそらくないだろうことを想定し，そうした外国人受入れの支援といった部分のノウハウがないようなところについては，登録支援機関に委託して，外国人支援を担っていただくことも可能になっている。登録支援機関には登録を受けるための基準や登録支

援機関としての義務が定められ，受け入れ機関と同様に入管法や労働法令の違反がないこと，支援体制があるといった条件が求められている。

宿泊分野における特定技能外国人の受け入れについて

平成 30 年臨時国会において，改正入管法が成立し，一定の専門性や技能を有し即戦力となる外国人材を受け入れるため，新たな在留資格である特定技能というものが創設された。

本制度は，平成 31 年 4 月に施行され，宿泊分野については，フロントや企画・広報，接客およびレストランサービスといった宿泊サービスの提供に関わる業務に従事する外国人材を受け入れるとしている。いわゆるマルチタスクという言葉があるが，宿泊分野の生産性向上の中で使われていて，１人で何役もの業務を担うことで，業務の効率化に資するという考え方。そうした役どころを今回の特定技能で受け入れる外国人の方にも担っていただきたいと考えている。

受入れの対象分野としては，生産性向上や国内の人材確保の取り組みを行ってもなお人手不足が深刻ということが前提となり，現在 14 分野が認められている。受け入れの対象者については，一定の専門性，技能を有する即戦力となる外国人材をとなっている。

そうした能力の確認方法としては，宿泊業技能試験センターが実施する宿泊業技能測定試験が活用される。本試験に合格した方であれば一定の専門性や技能を有する外国人材であろうということで，本試験の合格を特定技能の前提要件としている。その他，日常会話や生活に支障がない程度の日本語能力を有することが基本とし，日本語能力試験のＮ４以上ということも併せて条件となっている。さらに，外国人材への支援ということで，受け入れ機関または登録支援機関には日常生活や職業生活上，または社会生活上の支援を行っていただくことを求めている。

受け入れ機関の要件としては，雇用契約をきちんと，先ほど日本人と同等以上ということも申し上げましたが，所要の基準に適合した雇用契約を締結していただくことをお願いしている。受け入れ機関において外国人支援の業務を担うことが難しいということがあれば，そういった登録支援機関を活用していただくことも認められている。

具体的に今回の，旅館やホテルにおいてどのような業務を担っていただくかについては，フロントですとか企画･広報，接客およびレストランサービスという中で，具体的なイメージとしてはチェックイン，チェックアウトや，周辺の観光情報の案内，ホテル発着ツアーの手配などが挙げられる。これらはあくまでも代表例であり，これ以外の業務はやってはいけない，認められないといったことではなく，主な代表例としての業務としてご理解いただきたい。

宿泊分野における特定技能外国人の受入れについて

先ほど宿泊業技能試験センターが実施する宿泊業技能測定試験について申し上げたが，今年度においてはすでに国内試験を３回実施しており，海外での試験についてもミャンマーにて昨年 10 月に実施している。合計４回実施した試験の合格者は，すでに 1,100 人を超えている状況である。これと，日本語能力試験のＮ４レベル，または国際交流基金の日本語基礎テストに合格していただくことを特定技能外国人の受入れ要件としている。

さらに，受け入れに際しては 14 分野すべてが協議会というものを設置し，適正な受け入れを行っていく。外国人材の保護やきちんと各地域に必要な外国人を受け入れるといった，例えば大都市偏在を避けるような取り組みなども，この協議会を通じて行っていくことを想定している。協議会の構成員としては，有識者や業界団体，関係省庁，特定技能所属機関ということで旅館･ホテルにも加わってもらい，情報共有を図っていく。さらに，登録支援機関の方も入会をしていただくことをお願いしている。実際に受け入れや登録支援機関に関わりがあるようなら，本協議会への入会についてはご留意いただきたいと考えている。

特定技能外国人の受け入れ人数や雇用形態についてだが，こちらは人手不足の状況などを踏まえた結果，

５年間で２万２千人を上限というように設定させていただいた。雇用形態はいわゆる派遣は認めておらず，直接雇用を原則としている。

受入れセミナーと求人情報の掲載

実際に制度は作っても，実際に受け入れをしていかなければ人手不足などの問題は解決しない。そこで，例えば留学生の方々に資格分野を選んでいただくということを念頭に，各種セミナーを開催している。今年度分のセミナーはすでに２月10日の広島での開催をもって全日程を終了したが，来年度も引き続きこのような形でセミナーの開催はしていきたいと考えている。日程等が決まったらアナウンスをさせていただく予定である。セミナーの内容としては，特定技能制度の説明や，それぞれの宿泊事業者による外国人材の受け入れ事例の紹介の他に，参加していただいた方々の交流会も開催しており，こうした取り組みを通じて受け入れ環境の整備を図っていきたいと考えている。

セミナーの開催に加えて，求人情報を各業界団体においても掲載していただいている。各団体で求人情報を集約。それぞれの団体ごとに掲載するという形とともに，外国人が頻繁にアクセスするだろう試験センターのホームページにも，これら各業界の求人情報をリンクして掲載するといった取り組みなども行っている。

受け入れ条件について

最後に１点，ご説明しておきたい点として，外国人を受け入れるためにホテルや旅館に対してお願いしている条件がある。具体的には，ホテル・旅館営業の許可を受けているということで，例えば簡易宿所営業などはここに含まれない形になっている。

さらに，風営法の第２条６項４号に規定する施設に該当しないということも求めている。いわゆるラブホテルのようなホテルは受け入れ先としては認められないということ。併せて，風営法の２条第３項に規定する接待を行わせないことという条件もある。外国人の方にいわゆるホステスのような接待業務をさせてはいけないということをお願いしている。

その他，協議体の構成員になることなどもあるが，実際に外国人の方が働くようなホテルや旅館についてはこのような条件を課しているため，ご参考までに覚えておいていただければ幸いである。

「外国人材育成と高等教育機関の役割」

一般社団法人外国人留学生高等教育協会　常務理事
公益社団法人東京都専修学校各種学校協会　副　会　長
東京都におけるグローバル化対応推進支援事業　実行委員長
岡本　比呂志

日本の国力の実情について

日本の国力，日本と外国人，日本は今後も先進国でいられるか，日本の科学技術や大学の国際競争力はどうなっているか，日本の国家戦略や日本の高等教育の使命など，令和新時代を迎え，今後どんな時代になるのか，少し大きなテーマになるがお話しさせていただきたい。

国力の過去と現在と未来を的確に表す指標ということで，過去の国力は過去の科学技術力。ノーベル賞をどのぐらいとったかというのが一つある。現在の国力はGDPを見るとだいたい分かるが，将来はというと未来の科学技術力を担う今の大学や高等教育，そして今のビジネスの競争力を見ると分かるのではないかという見方がある。

これは私のまとめだが，国力というのは人口であり，経済力・GDPであり，科学技術力であり，われわれが関係している人材育成，教育，文化，ソフトパワーでもある。さらに，政治・外交・安全保障が安定していないと国力が高いとはいえない。

アメリカを見てみると，人口は3億2,000万，GDPは世界一，基軸通貨のドルを持っている。科学技術力も世界一の科学技術大国。そして，後で少し言いますが，世界一の大学。これは全世界から優秀な学生を集めているということ。非常に戦略を持っている。そして，政治・外交・安全保障では世界一の軍事力。

日本はどうかというと，やはり日本も相応の立派な国力を持っている。人口は世界10位だが，実は1億2,477万人というのは先進国ではアメリカに次いで2位であり，1億以上の先進国というのはアメリカと日本しかない。GDPも世界3位，科学技術力も現在は世界有数。そして，日本には人材や食，文化，観光資源，医療，衛生等のソフトパワー，魅力が非常にある。政治・外交になってくるとちょっとクエスチョンになり，日本は軍事力とは言わず防衛力だけれども，これもGFP（Global Firepower）が今出している調査では世界5位ということで，やはりそこそこの国である，有数の国であることは間違いない。

人口減少による影響について

しかし，この国力がこれから先も維持できるのかというのはある。今は中長期の外国人が251万，特別永住者が31万，282万の外国人がいらっしゃる。総人口に対する比率は2.2%。これも欧米と比べれば決して多いほうではない。目の前に留学生がいるわけですが，やはり日本から見た外国人の役割と，外国人から見た日本というのを見る必要がある。日本から見ると，やはり経済活動，文化活動に積極的に参加してもらう。多様性，異文化コミュニケーション，社会の活力を与える。そして，やはり国際理解，国際親善という役割を担っていただいていると思う。

外国人から日本の魅力を見たときには，やはり日本の経済，ビジネスチャンス。留学生が就職して，スキルを高めて母国に戻る。そして，もう一つは，やはり日本という国の魅力。自然環境，社会環境。インフラ，医療，保健，衛生などは世界トップレベルだと思う。治安もいいし，豊かである。科学技術力や外国人の教育レベルも非常に

高い。人と人とのつながりも，少しおろそかになってきている面もあるものの，まだまだ日本人は大事にしている。こうした魅力のあるところを，今後日本はどう伸ばしていくかというのが重要だろうと思う。

問題は，今の日本がこれからも先進国でいられるのか，維持できるのかということ。ここを考えてみたいと思う。平成は 31 年続いたが，失われた 30 年と言われている。バブル経済崩壊とそれに続く低成長。そしてこの間，実は驚くべきことに，少しアメリカはバブルだという声もあるが，30 年間で 9 倍。そしてドイツに至っても 7.4 倍。日本はバブルのときが高すぎたというのもあるが，0.6 倍。このギャップたるや，やはり非常に大きいといえる。

アメリカではご存じのとおり，IT 巨大企業，Google，Apple，Facebook，Amazon がそれぞれ 100 兆円を超える時価総額に。この 4 社を足したら 430 兆円ということで，東証一部の 2700 社を足した 629 兆円のおよそ 70％を，アメリカでは 4 社で達成しているといった非常に恐ろしい格差が生まれているということを直視しなければならない。日本のトップ 4 はトヨタ，NTT，ソフトバンク，NTT ドコモだが，トヨタを除くと各社 10 兆円前後なのである。

この間の 30 年，IMF のデータによると世界経済は 4 倍になりました。19 兆円から 84.7 兆円と 4 倍になっているといくことはしっかり頭に入れないといけない。日本はこの 30 年間は，3 兆ドルから 5 兆ドルということで，増えてはいるものの，アメリカが 5.32 兆から 20 兆の 4 倍，中国に至っては 0.38 兆から 13.5 兆の 30 数倍へ。当然，世界の GDP のシェアは，アメリカはそんなに変わっていないが，中国に至っては 8 倍，日本は 16％から 6 ％になっている。これが現状である。

では，GDP を上げるにはどうしたらいいのか。GDP というのは 1 人当たり GDP × 人口なので，21 世紀の日本は，少子高齢化社会をすでに迎えつつあるわけで，この人口が間違いなく劇的に減る。これをしっかりわれわれは頭に入れないといけない。戦後直後の 1945 年，7,200 万人だったのが 2000 年で 1 億 2,700 万。2008 年をピークに，これから 30 年後の 2050 年には 1 億を割って 9,700 万人になり，2100 年に至っては 4,900 万人という，ピークの半分以下になってしまうということがほぼ確定の人口トレンド。これは世界で，人類の歴史が始まって以来，経験のない人口激減社会が生まれることになっているのである。

特に生産年齢人口が 2015 年から 2060 年，今から 40 年後に 3,264 万人が減少する。これは，イギリスの労働人口 3,211 万人に当たるという驚くべき数字といえる。そのため，現在の 15 歳から 64 歳の人たちは，70 歳，75 歳まで生涯現役でやっていくことが大事ではあり，しかしながら非常に厳しい時代を迎えることになるのは間違いのないところ。

GDP，そして教育環境など

人口変動は分かった。一方，１人当たり GDP はどうなるのかというと，日本はかつて 1 位だった時期があるものの，今は 26 位。先進国と比べてみると，日本は 1 人当たり 3 万 9 千ドルぐらいなので，フランスやイギリスにはまだキャッチアップできるような気がする。ドイツも，頑張ればできそう。アメリカを抜くのはなかなか大変かなという気がするが，うかうかしているとイタリアとか，韓国，そして，台湾，中国も日本を追い掛けていて，それほどうかうかしてはいられない。けれども，ドイツ，フランス，イギリスを見ると，頑張れば私はできるのでないかという気がしている。

１人当たり GDP というのは，別の言い方をすると所得水準であり，別の言い方をすると労働生産性である。これは WEF（世界経済フォーラム）が発表した信憑性のある数字では，日本の労働者の質は教育水準でいえば世界 4 位。非常に高いレベルで，世界的に評価されている。ところが産業としての労働生産性は世界 28 位。ほとんどの国は，労働生産性と労働の質は割と同レベルだが，日本はちぐはぐである。アメリカは，逆に，労働者の質はそれほど高くないのに，超大企業，大企業が多く，労働生産性が高いということで，世界 9 位という数字が出ている。ヨーロッパの国は，労働者の質と労働生産性はほぼ同じぐらい。ということで，これをなんとかしなければならない。

それから，ノーベル賞受賞者。これは過去の科学技術であり，今受賞しているものは，20 年，30 年前の研究であったりする。その受賞者は日本国籍が 25 人，物理，化学，生理・医学，日本出身外国籍を入れて 30 人。これは，世界ランキングでいくと，アメリカ 275，英国 88 は断トツとして，ドイツ，フランス，スウェー

デンに次いで6位になる。英語という壁があるので，それを引くと，日本のかつての科学技術力は世界有数であったということが言えるが，最近のノーベル賞受賞者がことごとく語っているように，今の大学，今の日本科学技術の状況は非常に心配である。博士を取っても，なかなか就職ができない話もたくさんある。日本の科学技術力，科学論文の引用数も，かつては世界3位だったのが，今は世界9位にまで下がっている。一方，科学論文の引用数は，現在中国がトップである，中国は科学技術の受賞はまだまだ少ないが，ここから10年，20年かけて量産する可能性は大いにある。

大学の世界ランキング。イギリスの高等教育専門誌「THE・Times Higher Education」が，去年の9月にしたこの2020年版の大学世界ランキングは，90カ国，1,300校をランク付けしていて，このランクに入ること自体が日本の高等教育間のレベルを表していると言えるので非常に大事である。米国172，イギリス100，日本が110，中国が81，韓国が31ということで，アメリカに次いで日本の学校数は2番目に多くなっている。ところが，トップ200というものがあり，これは超トップレベルの教育・研究水準で世界から留学生を集められる力を持つトップレレベルの200校というランキングでは，日本の学校でランクインしているのは残念ながら東大，京大の2校だけとなっている。米国は60校，イギリス28校，それから中国も7校，韓国も6校入っているのだ。今日の話にもつながるのだが，30万人計画で「日本は留学生の受け入れが，ここまで来た」なんてことを言っている場合でない。もっともっと国際化して，世界から優秀な留学生を，あるいは科学技術も世界にちゃんと発信できる大学にならなければならない。こういう力強い政策が，文部科学省等々からあまり聞こえてこないのは少し残念だと思っている。

ただ，科学技術力とビジネスそれぞれの世界的な競争力は必ずしも一致してない。日本のイノベーション力，国際ビジネス競争力はどうかというと，最近になってこんなことが言われている。日本は技術では勝っているけれども，しかしビジネスで負けている。それはなぜなのか。日本は，先ほども言ったとおり，先進国ではアメリカに次いで世界2位の人口を持っているため，大企業は国内市場だけでもやっていけるのだ。そうすると，そこを優先してしまい，世界に出ていかなくなってしまう。韓国は逆で，マーケットが小さい分，サムソンもそうだが世界で戦わないとやっていくことができず，だからこそ世界戦略を持つのです。

それから，日本はものづくりでは世界に冠たるものであり，自動車産業も世界トップだが，それに依存しすぎるという点がマイナスになっていないだろうか。有名なスイスのＩＭＤ，シンクタンクの国際競争力ランキングで日本企業の収益力が低下している。国際競争力も低下しているということで，かつては平成元年から数年間は日本が1位だったのが，いまや30位になっている。

国際競争力低下の原因として挙げられるのが政府の効率性。政府や企業の意思決定が遅いのだ。イスラエルとや中国は，１週間，２週間で決めるのだけれども，日本は1年，２年，３年ぐらいかからないと意思決定しないと言われているほど。そのため，労働生産性も低く，世界41位。教育も，人材のレベルは高いのだが，もっともっと伸ばす余地はあるということだ。

留学生が未来の成長戦略の一端を担う

日本の国家戦略はどうあるべきか。21世紀の国際環境の中で，国力を高め，国際競争に勝っていくための国家目標の設定，グランドデザインのビジョン策定が必要である。一言で言えば，成長する国，魅力ある国をどうつくっていくか。日本政府としてもSociety 5.0という立派なビジョンを持っているが，その具体化，中味づくりについてはまだまだかなと思っている。やはり，科学技術の振興，ビジネスの創造立国をもっと打ち出していく必要があるのでないか。それから，人口問題，産業，経済，科学技術，それにかかる人材教育，世界から留学生をどう集め，どう育てるか，外交，安全保障，各分野を政策化していかなければいけない。

これは一例ですが，高付加価値産業の育成が突破口になるのではないだろうか。日本は成熟社会で，物がなかなか売れないというのがある。世界に対しても，質が良く安いものを供給しているだけでは世界には勝てない。高付加価値で勝負しなければいけない。金融，IT，AI，デザイン，文化，これは一例でありますが日本の農業も高付加価値を付けられるかもしれない。こういう高付加価値対応で，世界の競争に負けない，１人当たりのGDPを劇的に高める必要がある。これは，ある人の試算だが，日本の現在のGDP

を 723 万円とすると，現在の GDP 維持するためには，人口が劇的に減るわけなので，１人当たりの GDP を 1,258 万円まで高めなければならない。高所得ですね。スイスやルクセンブルク，シンガポール，香港と同様の高水準だが，そうしたところに負けない付加価値の高いことをやらないと日本は生き残れない。今までと同じ永かつ水準を維持できないのだ。

そうした話とつながるのだが，今の人手不足だというところに対して対応することも大事だが，私は日本の国家戦略を担う人材育成として，専門学校や大学で学ぶ留学生の振興策をしっかりやってもらわないと競争に勝てないと考えている。つまり，新しい高付加価値産業を担う高度な専門人材の育成の実践と，その処遇が必要でないかということ。これからの外国人材受け入れとしては，基本戦略をしっかり持って，未来の成長戦略の一端を担う高度人材，専門職人材がいかに受入れられるか。安易に低スキルの外国人労働者を受け入れていけばいいということではないと思っている。

これは，全く個人的な私案でありますので，政府はなかなか，こういうポスト 30 万人計画は出てきませんので，いずれ教育社会学も，いろいろなことで各省庁を越えて，われわれ関係者も入れて会議をやると言っている。われわれの協会でも，留学生の，大学，大学院，専門学校，日本語学校を含め，量だけでなく，質も含めてですがそれぞれ目標を持たなければいけない。

技人国の専門職人材を 50 万人。今は，33 万人ぐらいだが，これが 50 万人にするには，留学生も 50 万人必要だということになる。大学，専門学校も，留学生の質的・量的振興支援策を質的・量的に整備をしていけば，日本語学校も同様に質的・量的振興しなければならない。そうすることで，50 万人という数字も可能になると考えている。

日本の若者は日本の世界の未来を担う国の宝である。一方で，留学生も母国と日本，そして世界の未来を共に担う仲間であるということを大事にしなければいけない。これからの日本は少子高齢化で，世界の中で競争力を高めていくためには，ラグビーのワールドカップで日本人と外国人が協力しながら素晴らしいチームをつくったのと同じように，留学生をしっかり受け入れたい。在留，就職，進学に関わる，国も積極的に支援をしていく必要があると思っている。

留学生数の推移と進路状況について

最後に，外国人留学生数の推移と留学生の進路状況についてお話しさせていただく。

留学生数は 16 年，17 年，18 年と増えて，29 万 8 千人です。日本語教育校は 9 万人になっている。専門学校は 5 万，5 万 8 千，6 万 7 千になりました。大学は 1 万 8 千，大学院が 5 万人です。専門学校は，2 万 2,635 人の卒業生を出していて，その内の帰国者が 2,700 人。そうなるとと，約 2 万人が日本国内に残っている。その内訳を見ると，就職が 7,246 人，進学が 9,047 人で大学とか他の専門学校に入っている。その他が 3,370 人。就職は 16 年が 5,532 人，15 年が 3,726 人ということで，年々増えている。これは，産業界が専門学校卒業生について，企業，会社のためにしっかり貢献してもらえる人材だと評価した証。これをもっと増やすことが大事だし，われわれも頑張っているけれども，国はもっともっとここを支援していただきたいと考えます。今，特定企業に誘導することではないというものの，目先で失敗できないということで，留学生政策が審査の厳格化等々で少し停滞しているのでないかという気がしているのが気がかりではある。

一方，大学は，私はこの数字を見てびっくりしたのですが，専門学校の就職が 7,246 人であるのに対し，大学が 4,418 人という意外な結果となった。大学は，技人国へもっとしっかり送り出してもいいのでないだろうか。また，政府は就職率 50％の目標を持っているが，各学校でも就職率を出すなど，具体的な目標をしっかり持ってもらいたいということを文科省の高等教育の方には話している。

審査厳格化への対応については現在，文科省，入管庁と定期的に協議を持って，年度内に通知・通達は文科省から出すという方向になっている。専門学校の留学生受け入れの実情をしっかり踏まえ，きちんとした政策を出してほしいということは強く要望しているので，詳細については別の機会にご報告をさせていただきたいと思う。

新たな外国人材の受入れ及び共生社会実現に向けた取組

出入国在留管理庁
Immigration Services Agency of Japan

最新資料はこちら（法務省HP）を御覧ください。

新たな外国人材受入れ（在留資格「特定技能」の創設等）
http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00127.html

【資料（目次）】

1 在留外国人の推移 …… 1
2 在留資格一覧表 …… 2
3 在留外国人の在留資格・国籍別内訳（平成30年末）…… 3
4 外国人労働者数の内訳 …… 4
5 外国人労働者の受入れ …… 5
6 制度概要 ①在留資格について …… 6
7 分野別方針について（14分野）…… 7
8 技能実習と特定技能の制度比較（概要）…… 10
9 制度概要 ②受入れ機関と登録支援機関について …… 11
10 制度概要 ③就労開始までの流れ …… 12
11 支援計画の概要① …… 13
12 支援計画の概要② …… 14
13 登録支援機関とは …… 15
14 届出について（受入れ機関・登録支援機関）…… 16
15 特定技能における分野別の協議会について …… 17
16「特定技能」に関する二国間取決め（MOC）の概要 …… 18
18 特定技能制度全体の運用状況 …… 19
19 基本方針・分野別運用方針・主務省令等について …… 21
20 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策 …… 30
21 参考資料 …… 36

在留外国人数の推移

出入国在留管理庁 Immigration Services Agency of Japan

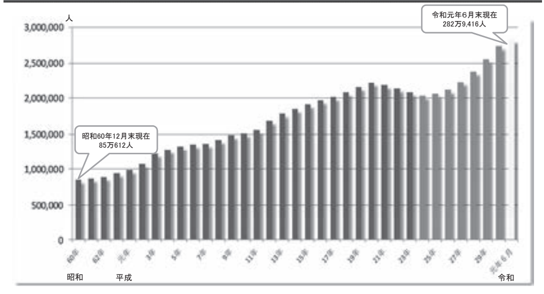

※ 各年末現在。平成２３年までは外国人登録者数。平成２４年以降は，在留外国人数。

1

在留資格一覧表

出入国在留管理庁 Immigration Services Agency of Japan

就労が認められる在留資格（活動制限あり）

在留資格	該当例
外交	外国政府の大使，公使等及びその家族
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家，画家，作家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者，カメラマン等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者，管理者等
法律・会計業務	弁護士，公認会計士等
医療	医師，歯科医師，看護師等
研究	政府関係機関や企業等の研究者等
教育	高等学校，中学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等，通訳，デザイナー，語学講師等
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者
介護	介護福祉士
興行	俳優，歌手，プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師，スポーツ指導者等
特定技能（注１）	特定産業分野（注２）の各業務従事者
技能実習	技能実習生

（注１）平成31年4月1日から
（注２）介護，ビルクリーニング，素形材産業，産業機械製造業，電気・電子情報関係産業，建設，造船・舶用工業，自動車整備，航空，宿泊，農業，漁業，飲食料品製造業，外食業（平成３０年１２月２５日閣議決定）

身分・地位に基づく在留資格（活動制限なし）

在留資格	該当例
永住者	永住許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者，我が国で出生し引き続き在留している実子
定住者	日系３世，外国人配偶者の連れ子等

就労の可否は指定される活動によるもの

在留資格	該当例
特定活動	外交官等の家事使用人，ワーキングホリデー等

就労が認められない在留資格（※）

在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客，会議参加者等
留学	大学，専門学校，日本語学校等の学生
研修	研修生
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者，子

※ 資格外活動許可を受けた場合は，一定の範囲内で就労が認められる。

2

在留外国人の在留資格・国籍別内訳（令和元年6月末）

出入国在留管理庁 Immigration Services Agency of Japan

在留外国人数（総数） ２８２万9,４１６人

在留資格別

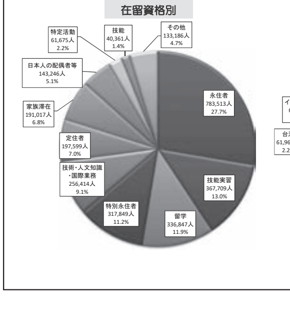

国籍・地域別

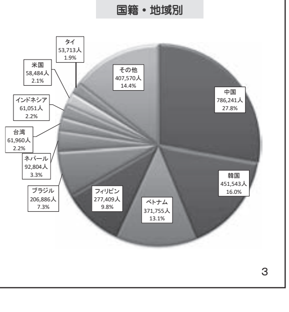

3

外国人労働者数の内訳

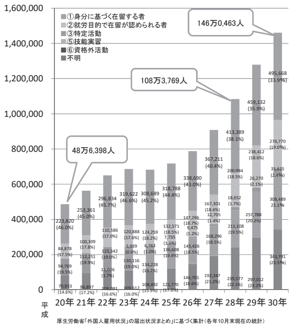

厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめ」に基づく集計（各年10月末現在の統計）

①身分に基づき在留する者　約49.6万人
（「定住者」（主に日系人）、「永住者」、「日本人の配偶者等」等）
・これらの在留資格は在留中の活動に制限がないため、様々な分野で報酬を受ける活動が可能。

②就労目的で在留が認められる者　約27.7万人
（いわゆる「専門的・技術的分野」）
・一部の在留資格については、上陸許可の基準を「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情」を勘案して定めることとされている。

③特定活動　約3.6万人
（EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキングホリデー、外国人建設就労者、外国人造船就労者等）
・「特定活動」の在留資格で我が国に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定。

④就労を目的とした新たな在留資格（「特定技能」）
・一定の専門性・技能を有し，即戦力となる外国人材を受け入れるもの。
・受入れ対象分野については，真に必要な分野に限定する。
・在留期間の上限は，通算で5年とする。

⑤技能実習　約30.8万人
技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的。
平成22年7月1日施行の改正入管法により、技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることになった（同日以後に資格変更をした技能実習生も同様。）。

⑥資格外活動（留学生のアルバイト等）　**約34.4万人**
・本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内（1週28時間以内等）で、相当と認められる場合に報酬を受ける活動が許可。

4

外国人労働者の受入れ

出入国在留管理庁 Immigration Services Agency of Japan

現在の基本的な考え方

専門的・技術的分野の外国人 ⇒ **積極的に受入れ**
・我が国の経済社会の活性化や一層の国際化を図る観点から，専門的・技術的分野の外国人労働者の受入れをより積極的に推進
（第９次雇用対策基本計画（閣議決定））
・我が国の経済社会の活性化に資する専門的・技術的分野の外国人については，積極的に受け入れていく必要があり，引き続き，在留資格の決定に係る運用の明確化や手続負担の軽減により，円滑な受入れを図っていく。（出入国在留管理基本計画（法務省））

上記以外の分野の外国人 ⇒ **様々な検討を要する**
・我が国の経済社会と国民生活に多大な影響を及ぼすこと等から，国民のコンセンサスを踏まえつつ，十分慎重に対応
（第９次雇用対策基本計画（閣議決定））
・いずれにしても，今後の外国人の受入れについては，諸外国の制度や状況について把握し，国民の声を積極的に聴取することとあわせ，人手不足への対処を目的として創設された在留資格「特定技能」の運用状況等も踏まえつつ，政府全体で幅広い検討を行っていく必要がある。（出入国在留管理基本計画（法務省））

5

制度概要　①在留資格について

出入国在留管理庁 Immigration Services Agency of Japan

○ **特定技能１号**：特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
○ **特定技能２号**：特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

特定産業分野：介護，ビルクリーニング，素形材産業，産業機械製造業，電気・電子情報関連産業，
（１４分野）　<u>建設</u>，<u>造船・舶用工業</u>，自動車整備，航空，宿泊，農業，漁業，飲食料品製造業，外食業
（特定技能２号は下線部の２分野のみ受入れ可）

特定技能１号のポイント
○ 在留期間：１年，６か月又は４か月ごとの更新，通算で上限５年まで
○ 技能水準：試験等で確認（技能実習２号を修了した外国人は試験等免除）
○ 日本語能力水準：生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認（技能実習２号を修了した外国人は試験等免除）
○ 家族の帯同：基本的に認めない
○ 受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象

特定技能２号のポイント
○ 在留期間：３年，１年又は６か月ごとの更新
○ 技能水準：試験等で確認
○ 日本語能力水準： 試験等での確認は不要
○ 家族の帯同：要件を満たせば可能（配偶者，子）
○ 受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外

【就労が認められる在留資格の技能水準】

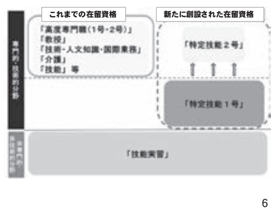

6

分野別方針について（14分野）

	分野	人手不足状況 受入れ見込数（5年間の最大値）（注）	人材基準 技能試験	人材基準 日本語試験	その他重要事項 従事する業務	雇用形態	受入れ機関に対して特に課す条件
厚労省	介護	60,000人	介護技能評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト，又は，日本語能力試験N4以上（上記に加えて）介護日本語評価試験	・身体介護等（利用者の心身の状況に応じた入浴，食事，排せつの介助等）のほか，これに付随する支援業務（レクリエーションの実施，機能訓練の補助等）（注）訪問系サービスは対象外〔1試験区分〕	直接	・厚労省が組織する協議会に参加し，必要な協力を行うこと・厚労省が行う調査又は指導に対し，必要な協力を行うこと・事業所単位での受入れ人数枠の設定
厚労省	ビルクリーニング	37,000人	ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト，又は，日本語能力試験N4以上	・建築物内部の清掃〔1試験区分〕	直接	・厚労省が組織する協議会に参加し，必要な協力を行うこと・厚労省が行う調査又は指導に対し，必要な協力を行うこと・「建築物清掃業」又は「建築物環境衛生総合管理業」の登録を受けていること
経産省	素形材産業	21,500人	製造分野特定技能1号評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト，又は，日本語能力試験N4以上	・鋳造・鍛造・ダイカスト・機械加工・金属プレス加工・工場板金・めっき・アルミニウム陽極酸化処理・仕上げ・機械検査・機械保全・塗装・溶接〔13試験区分〕	直接	・経産省が組織する協議会に参加し，必要な協力を行うこと・経産省が行う調査又は指導に対し，必要な協力を行うこと
経産省	産業機械製造業	5,250人	製造分野特定技能1号評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト，又は，日本語能力試験N4以上	・鋳造・鍛造・ダイカスト・機械加工・塗装・鉄工・工場板金・めっき・仕上げ・機械検査・機械保全・工業包装・電子機器組立て・電気機器組立て・プリント配線板製造・プラスチック成形・金属プレス加工・溶接〔18試験区分〕	直接	・経産省が組織する協議会に参加し，必要な協力を行うこと・経産省が行う調査又は指導に対し，必要な協力を行うこと
経産省	電気・電子情報関連産業	4,700人	製造分野特定技能1号評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト，又は，日本語能力試験N4以上	・機械加工・金属プレス加工・工場板金・めっき・仕上げ・機械保全・電子機器組立て・電気機器組立て・プリント配線板製造・プラスチック成形・塗装・溶接・工業包装〔13試験区分〕	直接	・経産省が組織する協議会に参加し，必要な協力を行うこと・経産省が行う調査又は指導に対し，必要な協力を行うこと

7

分野別方針について（14分野）

	分野	受入れ見込数	技能試験	日本語試験	従事する業務	雇用形態	受入れ機関に対して特に課す条件
国交省	建設	40,000人	建設分野特定技能1号評価試験等	国際交流基金日本語基礎テスト，又は，日本語能力試験N4以上	・型枠施工・左官・コンクリート圧送・トンネル推進工・建設機械施工・土工・屋根ふき・電気通信・鉄筋施工・鉄筋継手・内装仕上げ／表装〔11試験区分〕	直接	・外国人の受入れに関する建設業者団体に所属すること・国交省が行う調査又は指導に対し，必要な協力を行うこと・建設業法の許可を受けていること・日本人と同等以上の報酬を安定的に支払い，技能習熟に応じて昇給を行う契約を締結していること・雇用契約に係る重要事項について，母国語で書面を交付して説明すること・受入れ建設企業単位での受入れ人数枠の設定・報酬等を記載した「建設特定技能受入計画」について，国交省の認定を受けること・国交省等により，認定を受けた「建設特定技能受入計画」を適正に履行していることの確認を受けること・特定技能外国人を建設キャリアアップシステムに登録すること等
国交省	造船・舶用工業	13,000人	造船・舶用工業分野特定技能1号試験等	国際交流基金日本語基礎テスト，又は，日本語能力試験N4以上	・溶接・塗装・鉄工・仕上げ・機械加工・電気機器組立て〔6試験区分〕	直接	・国交省が組織する協議会に参加し，必要な協力を行うこと・国交省が行う調査又は指導に対し，必要な協力を行うこと・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては，上記条件を満たす登録支援機関に委託すること
国交省	自動車整備	7,000人	自動車整備分野特定技能評価試験等	国際交流基金日本語基礎テスト，又は，日本語能力試験N4以上	・自動車の日常点検整備，定期点検整備，分解整備〔1試験区分〕	直接	・国交省が組織する協議会に参加し，必要な協力を行うこと・国交省が行う調査又は指導に対し，必要な協力を行うこと・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては，上記条件等を満たす登録支援機関に委託すること・道路運送車両法に基づく認証を受けた事業場であること
国交省	航空	2,200人	特定技能評価試験（航空分野：空港グランドハンドリング，航空機整備）	国際交流基金日本語基礎テスト，又は，日本語能力試験N4以上	・空港グランドハンドリング（地上走行支援業務，手荷物・貨物取扱業務等）・航空機整備（機体，装備品等の整備業務等）〔2試験区分〕	直接	・国交省が組織する協議会に参加し，必要な協力を行うこと・国交省が行う調査又は指導に対し，必要な協力を行うこと・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては，上記条件を満たす登録支援機関に委託すること・空港管理規則に基づく構内営業承認等を受けた事業者又は航空法に基づく航空機整備等に係る認定事業場等であること
国交省	宿泊	22,000人	宿泊業技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト，又は，日本語能力試験N4以上	・フロント，企画・広報，接客，レストランサービス等の宿泊サービスの提供〔1試験区分〕	直接	・国交省が組織する協議会に参加し，必要な協力を行うこと・国交省が行う調査又は指導に対し，必要な協力を行うこと・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては，上記条件を満たす登録支援機関に委託すること・「旅館・ホテル営業」の許可を受けた者であること・風俗営業関連の施設に該当しないこと・風俗営業関連の接待を行わせないこと

8

分野別方針について（14分野）

産業分野	農業	36,500人	農業技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト、又は、日本語能力試験N4以上	・耕種農業全般（栽培管理、農産物の集出荷・選別等） ・畜産農業全般（飼養管理、畜産物の集出荷・選別等） 【2試験区分】	直接 派遣	・農水省が組織する協議会に参加。必要な協力を行うこと ・農水省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、協議会に対し必要な協力を行う登録支援機関に委託すること ・労働者を一定期間以上雇用した経験がある農業経営体であること
	漁業	9,000人	漁業技能測定試験（漁業又は養殖業）	国際交流基金日本語基礎テスト、又は、日本語能力試験N4以上	・漁業（漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁労機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等） ・養殖業（養殖業材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理・収穫（穫）・処理、安全衛生の確保等） 【2試験区分】	直接 派遣	・農水省が組織する協議会に参加。必要な協力を行うこと ・農水省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・農水省が組織する協議会において協議が調った措置を講じること ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、分野固有の基準に適合している登録支援機関に限ること
	飲食料品製造業	34,000人	飲食料品製造業特定技能1号技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト、又は、日本語能力試験N4以上	・飲食料品製造業全般（飲食料品（酒類を除く）の製造・加工、安全衛生） 【1試験区分】	直接	・農水省が組織する協議会に参加。必要な協力を行うこと ・農水省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと
	外食業	53,000人	外食業特定技能1号技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト、又は、日本語能力試験N4以上	・外食業全般（飲食物調理、接客、店舗管理） 【1試験区分】	直接	・農水省が組織する協議会に参加。必要な協力を行うこと ・農水省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・風俗営業関連の営業所に就労させないこと ・風俗営業関連の接待を行わせないこと

（注）14分野の受入れ見込数（5年間の最大値）の合計：345,150人

支援計画の概要②

出入国在留管理庁 Immigration Services Agency of Japan

①事前ガイダンス
・雇用契約締結後、在留資格認定証明書交付申請前又は在留資格変更許可申請前に、労働条件・活動内容・入国手続・保証金徴収の有無等について、対面・テレビ電話等で説明

②出入国する際の送迎
・入国時に空港等と事業所又は住居への送迎
・帰国時に空港の保安検査場までの送迎・同行

③住居確保・生活に必要な契約支援
・連帯保証人になる・社宅を提供する等
・銀行口座等の開設・携帯電話やライフラインの契約等を案内・各手続の補助

④生活オリエンテーション
・円滑に社会生活を営めるよう日本のルールやマナー、公共機関の利用方法や連絡先、災害時の対応等の説明

⑤公的手続等への同行
・必要に応じ住居地・社会保障・税などの手続の同行、書類作成の補助

⑥日本語学習の機会の提供
・日本語教室等の入学案内、日本語学習教材の情報提供等

⑦相談・苦情への対応
・職場や生活上の相談・苦情等について、外国人が十分に理解することができる言語での対応、内容に応じた必要な助言、指導等

⑧日本人との交流促進
・自治会等の地域住民との交流の場や、地域のお祭りなどの行事の案内や、参加の補助等

⑨転職支援（人員整理等の場合）
・受入れ側の都合により雇用契約を解除する場合の転職先を探す手伝いや、推薦状の作成等に加え、求職活動を行うための有給休暇の付与や必要な行政手続の情報の提供

⑩定期的な面談・行政機関への通報
・支援責任者等が外国人及びその上司等と定期的（3か月に1回以上）に面談し、労働基準法違反等があれば通報

技能実習と特定技能の制度比較（概要）

出入国在留管理庁 Immigration Services Agency of Japan

	技能実習(団体監理型)	特定技能(1号)
関係法令	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律／出入国管理及び難民認定法	出入国管理及び難民認定法
在留資格	在留資格「技能実習」	在留資格「特定技能」
在留期間	技能実習１号：１年以内、技能実習２号：２年以内、技能実習３号：２年以内（合計で最長５年）	通算5年
外国人の技能水準	なし	相当程度の知識又は経験が必要
入国時の試験	なし （介護職種の み入国時N4レベルの日本語能力要件あり）	技能水準、日本語能力水準を試験等で確認 （技能実習２号を良好に修了した者は試験等免除）
送出機関	外国政府の推薦又は認定を受けた機関	なし
監理団体	あり （非営利の事業協同組合等が実習実施者への監査その他の監理事業を行う。主務大臣による許可制）	なし
支援機関	なし	あり （個人又は団体が受入れ機関からの委託を受けて特定技能外国人に住居の確保その他の支援を行う。出入国在留管理庁による登録制）
外国人と受入れ機関のマッチング	通常監理団体と送出機関を通して行われる	受入れ機関が直接海外で採用活動を行い又は国内外のあっせん機関等を通じて採用することが可能
受入れ機関の人数枠	常勤職員の総数に応じた人数枠あり	人数枠なし（介護分野、建設分野を除く）
活動内容	技能実習計画に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動（１号） 技能実習計画に基づいて技能等を習得する業務に従事する活動（２号、３号） （非専門的・技術的分野）	相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動 （専門的・技術的分野）
転籍・転職	原則不可。ただし、実習実施者の倒産等やむを得ない場合や、２号から３号への移行時は転籍可能	同一の業務区分内又は試験によりその技能水準の共通性が確認されている業務区分間において転職可能

登録支援機関とは

出入国在留管理庁 Immigration Services Agency of Japan

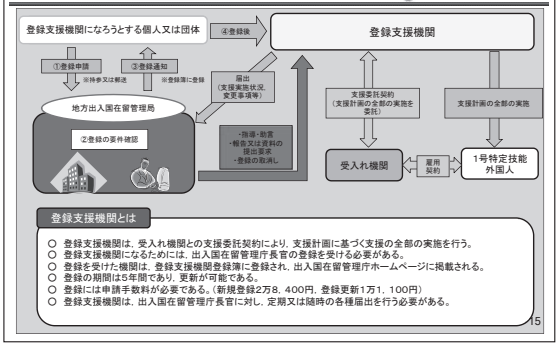

登録支援機関とは

- 登録支援機関は、受入れ機関との支援委託契約により、支援計画に基づく支援の全部の実施を行う。
- 登録支援機関になるためには、出入国在留管理庁長官の登録を受ける必要がある。
- 登録を受けた機関は、登録支援機関登録簿に登録され、出入国在留管理庁ホームページに掲載される。
- 登録の期間は5年間であり、更新が可能である。
- 登録には申請手数料が必要である。（新規登録2万8，400円、登録更新1万1，100円）
- 登録支援機関は、出入国在留管理庁長官に対し、定期又は随時の各種届出を行う必要がある。

制度概要　②受入れ機関と登録支援機関について

出入国在留管理庁 Immigration Services Agency of Japan

受入れ機関について

1　受入れ機関が外国人を受け入れるための基準
① 外国人と結ぶ雇用契約が適切（例：報酬額が日本人と同等以上）
② 機関自体が適切（例：５年以内に出入国・労働法令違反がない）
③ 外国人を支援する体制あり（例：外国人が理解できる言語で支援できる）
④ 外国人を支援する計画が適切（例：生活オリエンテーション等を含む）

2　受入れ機関の義務
① 外国人と結んだ雇用契約を確実に履行（例：報酬を適切に支払う）
② 外国人への支援を適切に実施
→ 支援については，登録支援機関に委託も可。全部委託すれば１③も満たす。
③ 出入国在留管理庁への各種届出
(注) ①～③を怠ると外国人を受け入れられなくなるほか，出入国在留管理庁から指導，改善命令等を受けることがある。

登録支援機関について

1　登録を受けるための基準
① 機関自体が適切（例：５年以内に出入国・労働法令違反がない）
② 外国人を支援する体制あり（例：外国人が理解できる言語で支援できる）

2　登録支援機関の義務
① 外国人への支援を適切に実施
② 出入国在留管理庁への各種届出
(注) ①②を怠ると登録を取り消されることがある。

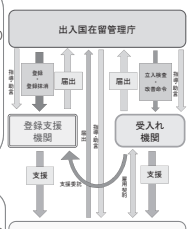

届出について（受入れ機関・登録支援機関）

出入国在留管理庁 Immigration Services Agency of Japan

ポイント
○ 受入れ機関及び登録支援機関は，出入国在留管理庁長官に対し，各種届出を随時又は定期に行わなければならない。
○ 受入れ機関による届出の不履行や虚偽の届出については罰則の対象とされている。

■ 受入れ機関の届出 ※違反の場合，指導や罰則の対象

【随時の届出】
・特定技能雇用契約の変更，終了，新たな契約の締結に関する届出
・支援計画の変更に関する届出
・登録支援機関との支援委託契約の締結，変更，終了に関する届出
・特定技能外国人の受入れ困難時の届出
・出入国又は労働関係法令に関する不正行為等を知ったときの届出

【定期の届出】
・特定技能外国人の受入れ状況に関する届出（例：特定技能外国人の受入れ総数，氏名等の情報，活動日数，場所，業務内容等）
・支援計画の実施状況に関する届出（例：相談内容及び対応結果等）※支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託した場合を除く
・特定技能外国人の活動状況に関する届出（例：報酬の支払状況，離職者数，行方不明者数，受入れに要した費用の額等）

【定期届出】※受入れ機関，登録支援機関ともに
○四半期ごとに翌四半期の初日から１４日以内に届出
①第１四半期：１月１日から３月３１日まで
②第２四半期：４月１日から６月３０日まで
③第３四半期：７月１日から９月３０日まで
④第４四半期：１０月１日から１２月３１日まで

■ 登録支援機関の届出 ※違反の場合，指導や登録の取消しの対象

【随時の届出】
・登録の申請事項の変更の届出
・支援業務の休廃止の届出

【定期の届出】
・支援業務の実施状況等に関する届出（例：特定技能外国人の氏名等，受入れ機関の名称等，特定技能外国人からの相談内容及び対応状況等）

制度概要③就労開始までの流れ

出入国在留管理庁 Immigration Services Agency of Japan

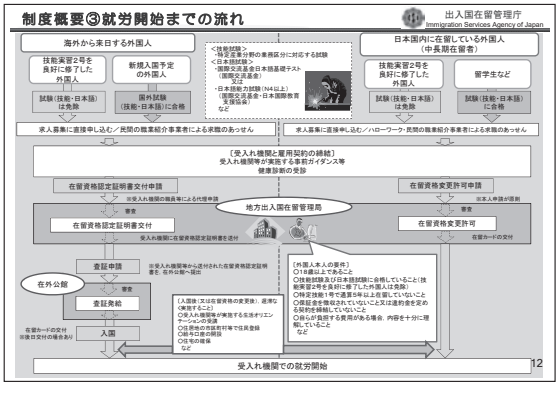

特定技能における分野別の協議会について

出入国在留管理庁 Immigration Services Agency of Japan

ポイント
○ 制度の適切な運用を図るため，特定産業分野ごとに分野所管省庁が協議会を設置する。
○ 協議会においては，構成員の連携の緊密化を図り，各地域の事業者が必要な特定技能外国人を受け入れられるよう，制度や情報の周知，法令遵守の啓発のほか，地域ごとの人手不足の状況を把握し，必要な対応等を行う。

イメージ

活動内容
○ 特定技能外国人の受入れに係る制度の趣旨や優良事例の周知
○ 特定技能所属機関等に対する法令遵守の啓発
○ 就業構造の変化や経済情勢の変化に関する情報の把握・分析
○ 地域別の人手不足の状況の把握・分析
○ 人手不足状況，受入れ状況等を踏まえた大都市圏等への集中回避に係る対応策の検討・調整（特定地域への過度な集中が認められる場合の構成員に対する必要な要請等を含む）
○ 受入れの円滑かつ適正な実施のために必要なその他の情報・課題等の共有・協議等　等

（注）建設分野においては，受入れ機関は建設業者団体が共同で設置する法人に所属することが求められ，当該法人が協議会構成員となる。

支援計画の概要①

出入国在留管理庁 Immigration Services Agency of Japan

ポイント
○ 受入れ機関は，１号特定技能外国人に対して「特定技能１号」の活動を安定的かつ円滑に行うことができるようにするための職業生活上，日常生活上又は社会生活上の支援の実施に関する計画（１号特定技能外国人支援計画。以下「支援計画」という。）を作成し，当該計画に基づき支援を行わなければならない。
※特定技能２号については，支援義務がない。

■ 支援計画の作成
・受入れ機関は，在留諸申請（※）に当たり，支援計画を作成し，当該申請の際にその他申請書類と併せて提出しなければならない。
※ 特定技能1号に関する在留資格認定証明書交付申請，在留資格変更許可申請等

■ 支援計画の主な記載事項
・職業生活上，日常生活上又は社会生活上の支援として必要であるとして省令で定められた10項目（14ページ参照）の実施内容・方法等
・支援責任者及び支援担当者の氏名及び役職等
・支援の実施を契約により他の者に委託する場合の当該他の者の氏名及び住所等
・登録支援機関（登録支援機関に委託する場合のみ）

■ 支援計画実施の登録支援機関への委託
・受入れ機関は，支援計画の全部又は一部の実施を他の者に委託することができる（支援委託契約を締結）。
・受入れ機関が支援計画の全部の実施を登録支援機関（15ページ参照）に委託する場合には，外国人を支援する体制があるものとみなされる。
・登録支援機関は，委託を受けた支援業務の実施を更に委託することはできない。（支援業務の履行を補助する範囲で通訳人などを活用することは可能）

「特定技能」に関する二国間取決め（MOC）の概要

出入国在留管理庁 Immigration Services Agency of Japan

政府基本方針（平成３０年１２月２５日閣議決定）
保証金を徴収するなどの悪質な仲介事業者（ブローカー）等の介在防止のため，二国間取決めなどの政府間文書の作成等，必要な方策を講じる。

総合的対応策（平成３０年１２月２５日閣僚会議決定）
○ 外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組み：悪質な仲介事業者等の排除
外国人材の送出しが想定される日本語試験を実施する9カ国（以下「個別９カ国」という。）との間で，悪質な仲介事業者の排除を目的とし，情報共有の枠組みの構築を内容とする二国間取決めのための政府間文書の作成を目指すとともに，必要に応じ，上記国以外の国であって送出しが想定されるものとの間で，同様の政府間文書の作成に向けた交渉を進める。

二国間取決めのポイント
○ 情報共有
特定技能外国人の円滑かつ適正な送出し・受入れの確保等のために必要又は有益な情報を速やかに共有する。この情報には，特定技能外国人に係る求人・求職に関する両国内の機関による以下の行為に関する情報を含む。
● 保証金の徴収，違約金の定め，人権侵害行為，偽変造文書等の行使及び費用の不当な徴収等
○ 問題是正のための協議
定期又は随時に協議を行い，本制度の適正な運用のために改善が必要と認められる問題の是正に努める。

二国間取決めのイメージ

署名状況（１１カ国）　【令和元年１２月末現在。太字は総合的対応策でMOCを作成する旨が示された国】
フィリピン（３／１９），**カンボジア**（３／２５），**ネパール**（３／２５），**ミャンマー**（３／２８），**モンゴル**（４／１７）
スリランカ（６／１９），**インドネシア**（６／２５），**ベトナム**（７／１文書交換），バングラデシュ（８／２７）
ウズベキスタン（１２／１７），パキスタン（１２／２３）

特定技能制度運用状況①

出入国在留管理庁
Immigration Services Agency of Japan

特定技能外国人の許可状況等について(令和元年12月末現在:速報値)

① 在留資格認定証明書交付　交付　１，１３９件
② 在留資格変更許可　許可　１，０６２件
③ 登録支援機関登録　登録　３，４５１件
④ 特例措置としての「特定活動」　許可　８５７件
（未交付含む）

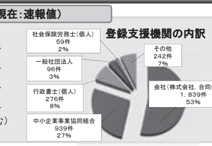

許可件数等の内訳

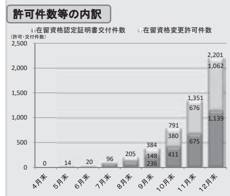

特定技能在留外国人数(令和元年11月末現在:速報値)

特定技能１号在留外国人数　１，０１９人

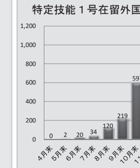

分野	人数
介護	19人
ビルクリーニング	12人
素形材産業	143人
産業機械製造業	151人
電気・電子情報関連産業	31人
建設	59人
造船・舶用工業	32人
自動車整備	8人
航空	0人
宿泊	13人
農業	169人
漁業	8人
飲食料品製造業	303人
外食業	71人

19

特定技能制度運用状況②

出入国在留管理庁
Immigration Services Agency of Japan

特定技能試験等の実施状況について(令和元年12月末現在。各試験実施機関のウェブサイトを参考に作成したもの。)

	実施場所(実施月)	受験者数	合格者数	今後の実施予定(注1)
介護	(フィリピン) 2019年4月～12月 (カンボジア) 2019年9月～12月 (インドネシア) 2019年10月～12月 (ネパール) 2019年10月～12月 (モンゴル) 2019年11月，12月 (日本国内) 2019年10月～12月	(技能試験) 2，634人（注２） (日本語試験) 2，612人（注２）	(技能試験) 1，254人（注２） (日本語試験) 1，285人（注２）	(フィリピン) 2020年1月 (カンボジア) 2020年1月 (インドネシア) 2020年1月 (ネパール) 2020年1月
ビルクリーニング	(ミャンマー) 2019年12月 (日本国内) 2019年11月，12月	472人	317人	－
素形材産業(注3) 産業機械製造業(注3) 電気・電子情報関連産業(注3)	－	－	－	(インドネシア) 2020年1月
造船・舶用工業(注3)	(フィリピン) 2019年11月	（注２）	（注２）	－
自動車整備	(フィリピン) 2019年12月	12人	12人	(フィリピン) 2020年1月～3月
航空(注3)	(フィリピン) 2019年11月 (モンゴル) 2019年10月 (日本国内) 2019年11月	227人	128人	(日本国内) 2020年2月
宿泊	(ミャンマー) 2019年10月 (日本国内) 2019年4月，10月	1，280人	728人	(日本国内) 2020年1月
農業(注3)	(フィリピン) 2019年10月～12月	9人（注２）	9人（注２）	(フィリピン) 2020年1月～3月 (カンボジア) 2020年1月～3月 (インドネシア) 2020年1月～3月
漁業(注3)	－	－	－	(インドネシア) 2020年1月
飲食料品製造業	(フィリピン) 2019年11月，12月 (日本国内) 2019年10月	626人（注２）	433人（注２）	(フィリピン) 2020年1月～3月 (インドネシア) 2020年1月～3月 (日本国内) 2020年2月
外食業	(フィリピン) 2019年11月，12月 (日本国内) 2019年4月，6月，9月，11月	4，717人（注２）	2，966人（注２）	(フィリピン) 2020年1月～3月 (カンボジア) 2020年1月～3月 (日本国内) 2020年2月
国際交流基金 日本語基礎テスト	(フィリピン) 2019年4月～6月，8月～11月 (カンボジア) 2019年10月 (インドネシア) 2019年10月，11月 (ネパール) 2019年10月，11月 (モンゴル) 2019年11月	2，279人	779人	(フィリピン) 2020年1月 (カンボジア) 2020年1月 (インドネシア) 2020年1月 (ネパール) 2020年1月

(注1) 2020年1月以降の実施予定は変更され得る。
(注2) 11月以降に実施された介護(技能試験及び日本語試験)，造船・舶用工業，農業，飲食料品製造業，外食業の受験者数及び合格者数のうち未発表分については，各者数の累計値に含んでいない。
(注3) 業務区分によって試験実施状況が異なる。

20

基本方針・主務省令等について

21

特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針の概要

特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るために定める特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針（改正出入国管理及び難民認定法第２条の３）

１　制度の意義に関する事項　中小・小規模事業者をはじめとした深刻化する人手不足に対応するため，生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において，一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていく仕組みを構築

２　外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野に関する事項
➢特定技能外国人を受け入れる分野
　生産性向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお，人材を確保することが困難な状況にあるため，外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野（特定産業分野）
➢人材が不足している地域の状況に配慮
　大都市圏その他の特定地域に過度に集中して就労することとならないよう，必要な措置を講じるよう努める
➢受入れ見込み数　分野別運用方針に向こう５年間の受入れ見込み数を記載

３　求められる人材に関する事項　(※) 分野所管行政機関が定める試験等で確認

	特定技能1号	特定技能2号
技能水準	相当程度の知識又は経験を必要とする技能(※)	熟練した技能(※)
日本語能力水準	ある程度日常会話ができ，生活に支障がない程度を基本とし，業務上必要な日本語能力(※)	－
在留期間	通算で5年を上限	在留期間の更新が必要
家族の帯同	基本的に不可	可能

４　関係行政機関の事務の調整に関する基本的な事項
➢国内における取組等　法務省，厚生労働省等の関係機関の連携強化による悪質な仲介事業者（ブローカー）等の排除の徹底
➢国外における取組等　保証金を徴収するなどの悪質な仲介事業者等の介在防止のため，二国間取決めなどの政府間文書の作成等，必要な方策を講じる
➢人手不足状況の変化等への対応
○分野所管行政機関の長は，特定産業分野における人手不足の状況について継続的に把握。人手不足状況に変化が生じたと認められる場合には，制度関係機関及び分野所管行政機関は今後の受入れ方針等について協議。必要に応じて関係閣僚会議において，分野別運用方針の見直し，在留資格認定証明書の交付の停止又は特定産業分野を定める省令から当該分野の削除の措置を検討
○向こう５年間の受入れ見込み数は，大きな経済情勢の変化が生じない限り，本制度に基づく外国人受入れの上限として運用
➢治安上の問題が生じた場合の対応
　特定技能外国人の受入れにより，行方不明者の発生や治安上の問題が生じないよう，制度関係機関及び分野所管行政機関は，情報の連携及び把握に努めるとともに，必要な措置を講じる

５　制度の運用に関する重要事項
➢１号特定技能外国人に対する支援
　生活オリエンテーション，生活のための日本語習得の支援，外国人からの相談・苦情対応，外国人と日本人との交流の促進に係る支援
　転職する際にハローワークを利用する場合には，ハローワークは希望条件，技能水準，日本語能力等を把握し適切に職業相談・紹介を実施
➢雇用形態　フルタイムとした上で，原則として直接雇用。特段の事情がある場合，例外的に派遣を認めるが，分野別運用方針に明記
➢基本方針の見直し　改正法施行後２年を目途として検討を加え，必要があれば見直し

22

新たな外国人材受入れに関する政省令の骨子

出入国在留管理庁
Immigration Services Agency of Japan

1 新たに設けた省令(2省令)

① 特定技能基準省令

○ 受入れ機関が外国人と結ぶ雇用契約が満たすべき基準
・ 報酬額が日本人が従事する場合の額と同等以上であること
・ 一時帰国を希望した場合，休暇を取得させるものとしていること
・ 外国人が帰国旅費を負担できないときは，受入れ機関が負担するとともに契約終了後の出国が円滑になされる措置を講ずることとしていること
など

○ 受入れ機関自体が満たすべき基準
・ 労働，社会保険及び租税に関する法令を遵守していること
・ 1年以内に特定技能外国人と同種の業務に従事する労働者を非自発的に離職させていないこと
・ 1年以内に受入れ機関の責めに帰すべき事由により行方不明者を発生させていないこと
・ 欠格事由(5年以内に出入国・労働法令違反がない等)に該当しないこと
・ 報酬を預貯金口座への振込等により支払うこと
・ 中長期在留者の受入れ又は管理を適正に行った実績があり，かつ，役職員の中から，支援責任者及び支援担当者を選任していること(兼任可)等(＊)
・ 外国人が十分理解できる言語で支援を実施することができる体制を有していること(＊)
・ 支援責任者等が欠格事由に該当しないこと(＊)　など
(注)上記のうち＊を付した基準は，登録支援機関に支援を全部委託する場合には不要

○ 支援計画が満たすべき基準
※ 基本方針記載の支援の内容を規定

② 分野省令

○ 受入れ分野，技能水準
※分野別運用方針を反映させた形で規定

2 既存の省令の改正(2省令)

① 上陸基準省令

○ 外国人本人に関する基準
・ 18歳以上であること
・ 健康状態が良好であること
・ 保証金の徴収等をされていないこと
・ 送出し国で遵守すべき手続が定められている場合は，その手続を経ていること
・ 特定技能1号：必要な技能水準及び日本語能力水準
(注) 技能実習2号を良好に修了している者は試験を免除
・ 特定技能2号：必要な技能水準
など

② 出入国管理及び難民認定法施行規則

○ 登録支援機関の登録に関する規定等
・ 支援責任者及び支援担当者が選任されていること(兼任可)
・ 中長期在留者の受入れ又は管理を適正に行った実績があること等
・ 外国人が十分理解できる言語で支援を実施することができる体制を有していること　など

○ 受入れ機関の届出事項等

○ その他
・ 特定技能1号の在留期間は通算で5年
・ 1回当たりの在留期間(更新可能)は，
　特定技能1号　1年，6か月又は4か月
　特定技能2号　3年，1年又は6か月　など

(注) 新たな外国人材受入れに関する政令としては，登録支援機関の登録手数料額(登録時2万8，400円，更新時1万1，100円)，登録支援機関の登録拒否事由に関する規定の整備

23

特定技能外国人に関する基準

出入国在留管理庁
Immigration Services Agency of Japan

〈法第７条第１項第２号，上陸基準省令〉

■ 特定技能1号，特定技能2号に共通の基準
① 18歳以上であること
② 健康状態が良好であること
③ 退去強制の円滑な執行に協力する外国政府が発行した旅券を所持していること
④ 保証金の徴収等をされていないこと
⑤ 外国の機関に費用を支払っている場合は，額・内訳を十分に理解して機関との間で合意していること
⑥ 送出し国で遵守すべき手続が定められている場合は，その手続を経ていること
⑦ 食費，居住費等外国人が定期に負担する費用について，その対価として供与される利益の内容を十分に理解した上で合意しており，かつ，その費用の額が実費相当額その他の適正な額であり，明細書その他の書面が提示されること
⑧ 分野に特有の基準に適合すること(※分野所管省庁の定める告示で規定)

■ 特定技能1号のみの基準
① 必要な技能及び日本語能力を有していることが，試験その他の評価方法により証明されていること(ただし，技能実習2号を良好に修了している者であり，かつ，技能実習において修得した技能が，従事しようとする業務において要する技能と関連性が認められる場合は，これに該当する必要がない)
② 特定技能1号での在留期間が通算して5年に達していないこと

■ 特定技能2号のみの基準
① 必要な技能を有していることが，試験その他の評価方法により証明されていること
② 技能実習生の場合は，技能の本国への移転に努めるものと認められること

24

受入れ機関に関する基準①

出入国在留管理庁
Immigration Services Agency of Japan

〈法第２条の５第１項，第２項，特定技能基準省令第１条〉

■特定技能雇用契約が満たすべき基準
① 分野省令で定める技能を要する業務に従事させるものであること
② 所定労働時間が，同じ受入れ機関に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同等であること
③ 報酬額が日本人が従事する場合の額と同等以上であること
④ 外国人であることを理由として，報酬の決定，教育訓練の実施，福利厚生施設の利用その他の待遇について，差別的な取扱いをしていないこと
⑤ 一時帰国を希望した場合，休暇を取得させるものとしていること
⑥ 労働者派遣の対象とする場合は，派遣先や派遣期間が定められていること
⑦ 外国人が帰国旅費を負担できないときは，受入れ機関が負担するとともに契約終了後の出国が円滑になされるよう必要な措置を講ずることとしていること
⑧ 受入れ機関が外国人の健康の状況その他の生活の状況を把握するために必要な措置を講ずることとしていること
⑨ 分野に特有の基準に適合すること(※分野所管省庁の定める告示で規定)

25

受入れ機関に関する基準②

出入国在留管理庁
Immigration Services Agency of Japan

〈法第２条の５第３項，第４項，特定技能基準省令第２条第１項〉

■受入れ機関自体が満たすべき基準
① 労働，社会保険及び租税に関する法令を遵守していること
② 1年以内に特定技能外国人と同種の業務に従事する労働者を非自発的に離職させていないこと
③ 1年以内に受入れ機関の責めに帰すべき事由により行方不明者を発生させていないこと
④ 欠格事由(5年以内に出入国・労働法令違反がないこと等)に該当しないこと
⑤ 特定技能外国人の活動内容に係る文書を作成し，雇用契約終了日から1年以上備えて置くこと
⑥ 外国人等が保証金の徴収等をされていることを受入れ機関が認識して雇用契約を締結していないこと
⑦ 受入れ機関が違約金を定める契約等を締結していないこと
⑧ 支援に要する費用を，直接又は間接に外国人に負担させないこと
⑨ 労働者派遣の場合は，派遣元が当該分野に係る業務を行っている者などで，適当と認められる者であるほか，派遣先が①～④の基準に適合すること
⑩ 労災保険関係の成立の届出等の措置を講じていること
⑪ 雇用契約を継続して履行する体制が適切に整備されていること
⑫ 報酬を預貯金口座への振込等により支払うこと
⑬ 分野に特有の基準に適合すること(※分野所管省庁の定める告示で規定)

26

受入れ機関に関する基準③

出入国在留管理庁
Immigration Services Agency of Japan

〈法第２条の５第３項，特定技能基準省令第２条第２項〉

■受入れ機関自体が満たすべき基準(支援体制関係)
※ 登録支援機関に支援を全部委託する場合には満たすものとみなされます。
① 以下のいずれかに該当すること
ア 過去2年間に中長期在留者(就労資格のみ。)の受入れ又は管理を適正に行った実績があり，かつ，役職員の中から，支援責任者及び支援担当者(事業所ごとに1名以上。以下同じ。)を選任していること(支援責任者と支援担当者は兼任可。以下同じ)
イ 役職員で過去2年間に中長期在留者(就労資格のみ。)の生活相談等に従事した経験を有するものの中から，支援責任者及び支援担当者を選任していること
ウ ア又はイと同程度に支援業務を適正に実施することができる者で，役職員の中から，支援責任者及び支援担当者を選任していること
② 外国人が十分理解できる言語で支援を実施することができる体制を有していること
③ 支援状況に係る文書を作成し，雇用契約終了日から1年以上備えて置くこと
④ 支援責任者及び支援担当者が，支援計画の中立な実施を行うことができ，かつ，欠格事由に該当しないこと
⑤ 5年以内に支援計画に基づく支援を怠ったことがないこと
⑥ 支援責任者又は支援担当者が，外国人及びその監督をする立場にある者と定期的な面談を実施することができる体制を有していること
⑦ 分野に特有の基準に適合すること(※分野所管省庁の定める告示で規定)

27

支援計画に関する基準

出入国在留管理庁
Immigration Services Agency of Japan

〈法第２条の５第６項，第７項，第８項，特定技能基準省令第３条，第４条〉

■支援計画が満たすべき基準
① 支援計画にア～オを記載すること
ア 支援の内容
・ 本邦入国前に，本邦で留意すべき事項に関する情報の提供を実施すること
・ 出入国しようとする飛行場等において外国人の送迎をすること
・ 賃貸借契約の保証人となることその他の適切な住居の確保に係る支援，預貯金口座の開設及び携帯電話の利用に関する契約その他の生活に必要な契約に係る支援をすること
・ 本邦入国後に，本邦での生活一般に関する事項等に関する情報の提供を実施すること
・ 外国人が届出等の手続を履行するに当たり，同行等をすること
・ 生活に必要な日本語を学習する機会を提供すること
・ 相談・苦情対応，助言，指導等を講じること
・ 外国人と日本人との交流の促進に係る支援をすること
・ 外国人の責めに帰すべき事由によらないで雇用契約を解除される場合において，新しい就職先で活動を行うことができるようにするための支援をすること
・ 支援責任者又は支援担当者が外国人及びその監督をする立場にある者と定期的な面談を実施し，労働関係法令違反等の問題の発生を知ったときは，その旨を関係行政機関に通報すること
イ 登録支援機関に支援を全部委託する場合は，委託契約の内容等
ウ 登録支援機関以外に委託する場合は，委託先や委託契約の内容
エ 支援責任者及び支援担当者の氏名及び役職名
オ 分野に特有の事項
② 支援計画は，日本語及び外国人が十分理解できる言語により作成し，外国人にその写しを交付しなければならないこと
③ 支援の内容が，外国人の適正な在留に資するものであって，かつ，受入れ機関等において適切に実施することができるものであること
④ 本邦入国前の情報の提供の実施は，対面又はテレビ電話装置等により実施されること
⑤ 情報の提供の実施，相談・苦情対応等の支援が，外国人が十分理解できる言語で実施されること
⑥ 支援の一部を他者に委託する場合にあっては，委託の範囲が明示されていること
⑦ 分野に特有の基準に適合すること(※分野所管省庁の定める告示で規定)

28

登録支援機関の登録拒否事由

出入国在留管理庁
Immigration Services Agency of Japan

〈法第１９条の２６，施行令第５条，施行規則第１９条の２０，第１９条の２１〉

■登録支援機関の登録拒否事由

※ 次に掲げる登録拒否事由に該当しなければ，法人のみならず個人であっても登録が認められます。

① 関係法律による刑罰に処せられ，その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
② 心身の故障により支援業務を適正に行うことができない者，破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者等
③ 登録支援機関としての登録を取り消された日から5年を経過しない者（取り消された法人の役員であった者を含む）
④ 登録の申請の日前5年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者
⑤ 暴力団員等暴力団排除の観点から定める事由に該当する者
⑥ 受入れ機関や技能実習制度における実習実施者等であった場合において，過去1年間に自らの責めに帰すべき事由により行方不明者を発生させている者
⑦ 支援責任者及び支援担当者が選任されていない者（支援責任者と支援担当者との兼任は可）
⑧ 次のいずれにも該当しない者
ア 過去2年間に中長期在留者（就労資格のみ。）の受入れ又は管理を適正に行った実績がある者であること
イ 過去2年間に報酬を得る目的で業として本邦在留外国人に関する各種相談業務に従事した経験を有する者であること
ウ 支援責任者及び支援担当者が過去5年間に2年以上中長期在留者（就労資格のみ。）の生活相談業務に従事した一定の経験を有する者であること
エ ア～ウと同程度に支援業務を適正に実施することができる者であること
⑨ 外国人が十分理解できる言語による情報提供・相談等の支援を実施することができる体制を有していない者
⑩ 支援業務の実施状況に係る文書を作成し，雇用契約終了日から1年以上備え置かない者
⑪ 支援責任者又は支援担当者が一定の前科がある等の欠格事由に該当する者
⑫ 支援に要する費用を，直接又は間接に外国人に負担させる者
⑬ 支援委託契約を締結するに当たり，受入れ機関に対し，支援に要する費用の額及び内訳を示さない者

29

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策

30

外国人材の受入れ体制

出入国在留管理庁
Immigration Services Agency of Japan

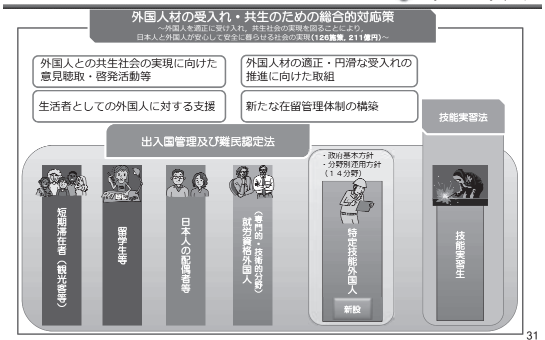

31

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（改訂）の概要

平成３０年１２月に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を策定。
令和元年６月に策定した「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について」の方向性に沿って、「総合的対応策」を改訂。
引き続き、関係省庁で連携し、着実に実施するとともに、今後も対応策の充実を図る。

（令和元年１２月２０日 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議）

外国人材の円滑かつ適正な受入れの促進に向けた取組（特定技能外国人の大都市圏その他特定地域への集中防止策等、特定技能試験の円滑な実施等）

- ○ **地域における就労を希望する外国人材と企業とのマッチング支援**（介護分野におけるマッチングを行う地方公共団体への財政支援、建設分野の特定技能外国人受入事業実施法人における求人求職のあっせん等の実施、地方公共団体とハローワークの連携によるモデル事業の実施等）
- ○ **地方創生推進交付金による地方公共団体の自主的・主体的で先導的な取組の積極的な支援**（優良事例の収集・横展開等）
- ○ **技能試験の受験機会の拡大等**（短期滞在者に係る受験資格対象者の拡大、日本語試験の不正防止の徹底）

生活者としての外国人に対する支援

- ○ **一元的相談窓口に係る地方公共団体への支援拡大等**（交付対象の全地方公共団体への拡大、複数の地方公共団体による広域連携の交付対象化、共生に資する日本人からの相談への対応等）
- ○ 入管庁・法テラス・人権擁護機関・ハローワーク・査証相談窓口・JETRO等の関係部門を集約した**「外国人共生センター（仮称）」の設置**（地方における外国人の雇用促進支援、一元的相談窓口からの問合せへの対応、地方公共団体担当者への研修、通訳支援の試行等）
- ○ **やさしい日本語の活用に関するガイドラインの作成**
- ○ **多言語自動音声翻訳技術に関するAI同時通訳の実現や対応言語の追加等に向けた取組**
- ○ **災害時の情報発信・支援等の充実**（災害情報の14か国語対応の推進、119番多言語対応等）
- ○ **運転免許取得等に係る多言語化の要請**（学科試験、外国の運転免許からの切替手続等）
- ○ **金融機関における外国人の口座開設円滑化のための環境整備**（14か国語のパンフレット作成・周知、外国人の在留期間の把握による口座の適切な管理等）
- ○ **「生活者としての外国人」に対する日本語教育の充実**（地域における日本語教育環境を強化するための総合的な体制整備、ICT教材の対応言語の拡大等）
- ○ **外国人労働者の就労場面における日本語コミュニケーション能力の評価支援**（コミュニケーション能力の定義・評価ツールの作成、「ひな形」としての各企業への提供）
- ○ **外国人児童生徒の就学機会の適切な確保等**（「外国人の子供の就学状況等調査」の結果に基づく就学状況把握・就学促進の好事例の普及、日本語指導等きめ細かな指導を行う自治体の支援）
- ○ **留学生の就職支援の強化**
  - ・**秋卒業者の国内就職促進**（通年採用の促進、就職が内定した留学生に採用までの滞在を「特定活動」で認める取扱いの企業等への周知等）
  - ・**留学生の日本語能力の多様性に応じた採用選考・採用後の柔軟な待遇等の推進に向けたチェックリストやベストプラクティス等の横展開、関係省庁から経済団体や大学等への周知**
  - ・**留学生や海外からのインターンシップの受入れの促進**（外国人共生センター（仮称）を拠点とした説明会やセミナー等の実施等）
- ○ 外国人労働者向け**安全衛生教育教材の多言語化**、VR技術等を用いた危険体感教育用教材の作成

新たな在留管理体制の構築

- ○ 留学生の在籍管理が不適正な大学等に対する、留学生の受入れを認めない等の**在留資格審査の厳格化**や、留学生別科についての日本語教育機関と同様の基準作成等
- ○ **技能実習生の失踪等の防止を目的とした取組の強化**（失踪に帰責性がある実習実施者の一定期間の新規受入れ停止等）、**日本人との同等報酬等の確認の徹底、人権侵害等の場合の実習先の変更が可能であることの周知**
- ○ 「収容・送還に関する専門部会」の議論を踏まえた、**有効な送還方法等の在り方や法整備を含む措置の検討**

32

〔詳細版〕外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（改訂）の概要

我が国に在留する外国人は近年増加(283万人)、我が国で働く外国人も急増(146万人)、新たな在留資格を創設(平成31年4月施行)
⇒ 外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組とともに、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を推進するため、平成30年12月に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を策定。
令和元年６月に策定した「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について」の方向性に沿って、「総合的対応策」を改訂（172施策）。
引き続き、関係省庁で連携し、着実に実施するとともに、今後も対応策の充実を図る。

（令和元年12月20日 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議）

外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等

(1) 国民及び外国人の声を聴く仕組みづくり
- ○ 「『国民の声』を聴く会」等において、幅広い関係者から意見を継続的に聴取（地方公共団体との継続的な意見交換）、受入環境調整担当官の体制整備により、総合的調整機能を強化

(2) 啓発活動等の実施
- ○ 全ての人が互いの人権を大切にし支え合う共生社会の実現のため、各種人権啓発活動を実施

外国人材の円滑かつ適正な受入れの促進に向けた取組

(1) 特定技能外国人の大都市圏その他特定地域への集中防止策等
- ○ **地域における就労を希望する外国人材と企業とのマッチング支援**（介護分野におけるマッチングを行う地方公共団体への財政支援、建設分野の特定技能外国人受入事業実施法人における求人求職のあっせん等の実施、地方公共団体とハローワークの連携によるモデル事業の実施等）
- ○ 地方公共団体と連携して地方で就労することのメリットを周知するとともに、外国人受入環境整備交付金による地方への支援を引き続き推進
- ○ **地方創生推進交付金による地方公共団体の自主的・主体的で先導的な取組の積極的な支援**（優良事例の収集・横展開等）

(2) 特定技能試験の円滑な実施等
- ○ **技能試験の受験機会の拡大等**（短期滞在者に係る受験資格対象者の拡大、日本語試験の不正防止の徹底）
- ○ 特定技能試験及び日本語試験についての周知方法の充実（法務省ホームページにおいて最新情報を多言語で一元的に提供。関係機関のホームページの多言語化）

(3) 悪質な仲介事業者等の排除
- ○ 二国間の政府間文書の作成とこれに基づく情報共有の実施
- ○ 外務省（在外公館）、警察庁、法務省、厚生労働省、外国人技能実習機構等の関係機関の連携強化による悪質な仲介事業者（ブローカー）等の排除の徹底と入国審査の厳格化

(4) 海外における日本語教育基盤の充実等
- ○ 日本での生活･就労に必要な日本語能力を確認する国際交流基金日本語基礎テストの実施の推進
- ○ 国際交流基金等による海外における日本語教育基盤強化(現地教師育成、現地機関活動支援)
- ○ 在外公館等による情報発信の充実、在外公館等と連携した特定技能に係る正確かつ効果的な広報の実施

生活者としての外国人に対する支援

(1)暮らしやすい地域社会づくり
① 行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備
- ○ **一元的相談窓口に係る地方公共団体への支援拡大等**（交付対象の全地方公共団体への拡大、複数の地方公共団体による広域連携の交付対象化、共生に資する日本人からの相談への対応等）
- ○ 入管庁・法テラス・人権擁護機関・ハローワーク・査証相談窓口・JETRO等の関係部門を集約した**「外国人共生センター（仮称）」の設置**（地方における外国人の雇用促進支援、一元的相談窓口からの問合せへの対応、地方公共団体担当者への研修、通訳支援の試行等）
- ○ 安全・安心な生活・就労のための「生活・就労ガイドブック」（14か国語と「やさしい日本語」）の作成・活用
- ○ **やさしい日本語の活用に関するガイドラインの作成**
- ○ **多言語自動音声翻訳技術に関するAI同時通訳の実現や対応言語の追加等に向けた取組**

② 地域における多文化共生の取組の促進・支援
- ○ **地方創生推進交付金による地方公共団体の自主的・主体的で先導的な取組の積極的な支援**（優良事例の収集・横展開等）（再掲）
- ○ 外国人の支援に携わる人材･団体の育成とネットワークの構築

(2) 生活サービス環境の改善等
① 医療・保健・福祉サービスの提供環境の整備等
- ○ 電話通訳や多言語翻訳システムの利用促進、マニュアルの整備、地域の対策協議会の設置等により全ての居住圏において外国人患者が安心して受診できる体制を整備
- ○ 地域の拠点的な医療機関における医療通訳者や医療コーディネーターの配置・院内の多言語化の支援
- ○ 医療費不払等の経歴がある外国人観光客に対し、厳格な審査を実施することにより、新たな医療費の不払いを抑止
- ○ 入国前結核スクリーニングの適切な実施

② 災害発生時の情報発信・支援等の充実
- ○ 気象庁ＨＰ、緊急地震速報や国民保護情報等の緊急情報を発信するプッシュ型情報発信アプリ Safety tips 等を通じた防災･気象情報の多言語化･普及(14か国語対応)
- ○ 三者間同時通訳による「119番」の多言語対応と救急現場における多言語音声翻訳アプリの利用、「災害時外国人支援情報コーディネーター」の養成

③ 交通安全対策、事件・事故、消費者トラブル、法律トラブル、人権問題、生活困窮相談等への対応の充実
- ○ **運転免許取得等に係る多言語化の要請**（学科試験、外国の運転免許からの切替手続等）
- ○ 「110番」や事件･事故等現場における多言語対応
- ○ 消費生活センター等(消費者ホットライン188番)、法テラス、人権擁護機関、生活困窮相談窓口等の多言語対応

④ 住宅確保のための環境整備・支援
- ○ 賃貸人・仲介事業者向け実務対応マニュアル、外国語版の賃貸住宅標準契約書等の普及(やさしい日本語含む14言語対応)
- ○ 外国人を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録・住宅情報提供・居住支援等の促進

⑤ 金融・通信サービスの利便性の向上
- ○ **金融機関における外国人の口座開設円滑化のための環境整備**（14か国語のパンフレット作成・周知、外国人の在留期間の把握による口座の適切な管理等）
- ○ 携帯電話の契約時の多言語対応の推進、在留カードによる本人確認が可能である旨の周知の徹底

※下線は平成30年12月総合的対応策からの変更

33

(3) 円滑なコミュニケーションの実現（日本語教育の充実）
- ○ **「生活者としての外国人」に対する日本語教育の充実**（地域における日本語教育環境を強化するための総合的な体制整備、ICT教材の対応言語の拡大等）
- ○ 夜間中学の設置促進とその教育活動の充実
- ○ 「ヨーロッパ言語共通参照枠（ CEFR ）」を参考にした日本語教育の標準等の作成
- ○日本語教師の養成・研修プログラムの改善・充実・普及、日本語教師の資質・能力を証明する新たな資格の整備
- ○ **外国人労働者の就労場面における日本語コミュニケーション能力の評価支援**（コミュニケーション能力の定義・評価ツールの作成、「ひな形」としての各企業への提供）

(4) 外国人の子供に係る対策
- ○ 保育所等における外国人児童に対する適切な支援を推進
- ○ **外国人児童生徒の就学機会の適切な確保等**（「外国人の子供の就学状況等調査」の結果に基づく就学状況把握・就学促進の好事例の普及、日本語指導等きめ細かな指導を行う自治体の支援）
- ○ 日本語指導に必要な教員定数の義務標準法の規定に基づく着実な改善と日本語指導補助者・母語支援員等の配置への支援
- ○ 教員等の資質能力の向上（研修指導者の養成、地方公共団体が実施する研修への指導者派遣等による全国的な研修実施の促進）
- ○ 地域企業やNPO等と連携した高校生等のキャリア教育等を行う自治体への支援

(5) 留学生の就職等の支援
- ○ 日本の大学を卒業した留学生の就職機会の拡大のための特定活動告示（第４６号）の周知
- ○ **秋卒業者の国内就職促進**（通年採用の促進、就職が内定した留学生に採用までの滞在を「特定活動」で認める取扱いの企業等への周知等）
- ○ 調理又は製菓の専修学校を卒業する等した留学生が就職できる業務の幅が拡大された「日本の食文化海外普及人材育成事業」の普及
- ○ 中小企業等に就職する際の在留諸申請手続における更なる提出資料の簡素化
- ○ 文部科学省による大学等の就職促進のプログラムの認定等
- ○ **留学生の多様性に応じた採用選考・採用後の柔軟な待遇等の推進に向けたチェックリストやベストプラクティス等の横展開、関係省庁から経済団体や大学等への周知**
- ○ 留学生の就職率の公表の要請、就職支援の取組状況や就職状況に応じた教育機関に対する奨学金の優先配分、介護人材確保のための留学・日本語学習支援の充実
- ○ 地方企業に対しても就職から活躍までのきめ細やかな支援を迅速かつ効率的に提供するため、専門家を全国に配置
- ○ インターンシップのマッチング及び日本企業での就職に関心を持つものを対象とした国内外でのジョブフェア等の情報提供の実施
- ○ **留学生や海外からのインターンシップの受入れの促進**（外国人共生センター（仮称）を拠点とした説明会やセミナー等の実施等）
- ○ インターンシップの適正な利用促進のためのガイドラインの策定及び当該制度の周知

(6) 適正な労働環境等の確保
① 適正な労働条件と雇用管理の確保、労働安全衛生の確保
- ○ 労働基準監督署・ハローワークの体制整備 、外国人技能実習機構の実地検査能力の強化
- ○ 「外国人労働者相談コーナー」、「外国人労働者向け相談ダイヤル」及び「労働条件相談ほっとライン」における多言語対応の推進･相談体制の拡充（14か国語対応）
- ○ 技能実習生に対して新たに周知すべき情報等の随時提供を可能にするため、入国時に配布している技能実習生手帳についてアプリ化
- ○ 外国人労働者向け**安全衛生教育教材の多言語化**、VR技術等を用いた危険体感教育用教材の作成

② 地域での安定した就労の支援
- ○ ハローワークにおける多言語対応の推進（14か国語対応）と地域における再就職支援、定住外国人向け職業訓練の実施
- ○ 日本の職場におけるコミュニケーション能力の向上やビジネスマナー等に関する知識習得を目的とした研修事業について、実施地域及び対象者数を拡充

(7) 社会保険への加入促進等
- ○ 法務省から厚生労働省等への情報提供等による社会保険への加入促進
- ○ 医療保険の適正な利用の確保（被扶養認定において原則として国内居住要件を導入、不適正事案対応等）
- ○ 納税義務の確実な履行の支援等の納税環境の整備

新たな在留管理体制の構築

(1) 在留資格手続の円滑化・迅速化
- ○ 受入れ企業等による在留資格手続のオンライン申請の対象の拡大（在留資格認定書交付申請、在留資格変更許可申請、就労資格証明書交付申請等）、標準処理期間の励行
- ○ マイナンバーカードの円滑な取得・更新、在留カードとマイナンバーカードの一体化の検討

(2) 在留管理基盤の強化
- ○法務省・厚生労働省において、外国人の在留状況・雇用状況の正確な把握のため、情報共有を推進するためのオンライン連携の検討
- ○ 業種別・職種別・在留資格別等の就労状況を正確に把握する仕組みの構築、公的統計の充実・活用
- ○ 出入国在留管理庁における出入国及び在留管理体制の強化

(3) 留学生の在籍管理の徹底
- ○ 留学生の在籍管理が不適正な大学等に対する、留学生の受入れを認めない等の**在留資格審査の厳格化**や、留学生別科についての日本語教育機関と同様の基準作成等
- ○ 日本語教育機関に関する情報を関係機関で共有し､法務省における調査や外務省における査証審査に活用

(4) 技能実習制度の更なる適正化
- ○ 外国人技能実習機構の実地検査能力の強化のため、出入国在留管理庁が把握している技能実習生の情報を共有
- ○ 不正を知った場合の対応方法及び失踪後に犯罪等に巻き込まれる可能性などについて、技能実習生に直接周知する方策を検討
- ○ **技能実習生の失踪等の防止を目的とした取組の強化**（失踪に帰責性がある実習実施者の一定期間の新規受入れ停止等）、**日本人との同等報酬等の確認の徹底、人権侵害等の場合の実習先の変更が可能であることの周知**

(5) 不法滞在者等への対策強化
- ○ 警察庁、法務省、外務省等の関係機関の連携強化による不法滞在者等の排除の徹底
- ○ 仮放免の身元保証人に係るより慎重な適性審査の実施及び仮放免を認める際の保証金の金額設定の適正化
- ○ 国際移住機関（IOM）による帰国支援プログラムを活用し、送還忌避者を翻意させ自主的な出国を促進するための取組を充実
- ○ 「収容・送還に関する専門部会」の議論を踏まえた、**有効な送還方法等の在り方や法整備を含む措置の検討**

※下線は平成30年12月総合的対応策からの変更

34

受入環境調整担当官について

出入国在留管理庁

1．受入環境調整担当官の配置

○外国人の受入れ環境整備を目的として，全国８つの地方出入国在留管理局及び３つの支局に，受入環境調整担当の統括審査官１１人，東京局及び名古屋局においては更に入国審査官各１人の合計１３人の担当者を配置。

2．主な役割

<地方公共団体との窓口役>
○外国人の受入れ環境整備に係る地方公共団体をはじめとした関係機関からの意見聴取
○在留外国人向けの相談窓口業務の設置・運営に関する地方公共団体からの相談への対応，情報提供，研修の実施　等

→ **外国人との共生社会の実現に向けた諸施策を推進**

<問合せ先>

官署名	住所	連絡先
札幌出入国在留管理局	北海道札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎　審査部門	011-261-9658
仙台出入国在留管理局	宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-20 仙台第2法務合同庁舎　審査部門	022-256-6080
東京出入国在留管理局	東京都港区港南5-5-30 審査管理部門	0570-03-4259（所属部署番号）230
横浜支局	神奈川県横浜市金沢区鳥浜町10-7 就労・永住審査部門	045-769-1721
名古屋出入国在留管理局	愛知県名古屋市港区正保町5-18 審査管理部門	052-559-2151

官署名	住所	連絡先
大阪出入国在留管理局	大阪府大阪市住之江区南港北1-29-53　審査管理部門	06-4703-2115
神戸支局	兵庫県神戸市中央区海岸通29番地 神戸地方合同庁舎　審査部門	078-393-2398
広島出入国在留管理局	広島県広島市中区上八丁堀2-31 広島法務総合庁舎 就労・永住審査部門	082-221-4412
高松出入国在留管理局	香川県高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎　審査部門	087-822-5851
福岡出入国在留管理局	福岡県福岡市中央区舞鶴3-5-25 福岡第1法務総合庁舎 就労・永住審査部門	092-717-7596
那覇支局	沖縄県那覇市樋川1-15-15 那覇第一地方合同庁舎　審査部門	098-832-4186

35

参考資料

・技能実習2号移行対象職種と特定技能1号における分野との関係について……　①
・特定技能1号における分野と技能実習2号移行対象職種との関係について……　②
・在留資格「特定技能」についての問合せ先……………………………　③
・地方で就労することのメリット…………………………………………　④
・優良事例（建設，造船，農業）…………………………………………　⑤

36

技能実習2号移行対象職種と特定技能1号における分野（業務区分）との関係について（1／4）

1 農業関係（2職種6作業）

職種名	作業名	分野（業務区分）
耕種農業	施設園芸	農業（耕種農業全般）
	畑作・野菜	
	果樹	
畜産農業	養豚	農業（畜産農業全般）
	養鶏	
	酪農	

2 漁業関係（2職種9作業）

職種名	作業名	分野（業務区分）
漁船漁業	かつお一本釣り漁業	漁業（漁業）
	延縄漁業	
	いか釣り漁業	
	まき網漁業	
	ひき網漁業	
	刺し網漁業	
	定置網漁業	
	かに・えびかご漁業	
養殖業	ほたてがい・まがき養殖	漁業（養殖業）

3 建設関係（22職種33作業）

職種名	作業名	分野（業務区分）
さく井	パーカッション式さく井工事	
	ロータリー式さく井工事	
建築板金	ダクト板金	
	内外装板金	
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工	
建具製作	木製建具手加工	
建築大工	大工工事	
型枠施工	型枠工事	建設（型枠施工）
鉄筋施工	鉄筋組立て	建設（鉄筋施工）
とび	とび	
石材施工	石材加工	
	石張り	
タイル張り	タイル張り	
かわらぶき	かわらぶき	建設（屋根ふき）
左官	左官	建設（左官）
配管	建築配管	
	プラント配管	
熱絶縁施工	保温保冷工事	
内装仕上げ施工	プラチック系床仕上げ工事	建設（内装仕上げ）
	カーペット系床仕上げ工事	
	鋼製下地工事	
	ボード仕上げ工事	
	カーテン工事	
サッシ施工	ビル用サッシ施工	
防水施工	シーリング防水工事	
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事	建設（コンクリート圧送）
ウエルポイント施工	ウエルポイント工事	
表装	壁装	建設（表装）
建設機械施工	押土・整地	建設（建設機械施工）
	積込み	
	掘削	
	締固め	
築炉	築炉	

技能実習制度　移行対象職種・作業一覧（平成30年12月28日現在　80職種144作業）　①－1

技能実習2号移行対象職種と特定技能1号における分野（業務区分）との関係について（2／4）

4 食品製造関係（11職種16作業）

職種名	作業名	分野（業務区分）
缶詰巻締	缶詰巻締	飲食料品製造業全般（飲食料品製造業全般（飲食料品（酒類を除く。）の製造・加工・安全衛生））
食鳥処理加工業	食鳥処理加工	
加熱性水産加工食品製造業	節類製造	
	加熱乾製品製造	
	調味加工品製造	
	くん製品製造	
非加熱性水産加工食品製造業	塩蔵品製造	
	乾製品製造	
	発酵食品製造	
水産練り製品製造	かまぼこ製品製造	
牛豚食肉処理加工業	牛豚部分肉製造	
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	
パン製造	パン製造	
そう菜製造業	そう菜加工	
農産物漬物製造業	農産物漬物製造	
医療・福祉施設給食製造	医療・福祉施設給食製造	外食業

5 繊維・衣服関係（13職種22作業）

職種名	作業名	分野（業務区分）
紡績運転	前紡工程	
	精紡工程	
	巻糸工程	
	合ねん糸工程	
織布運転	準備工程	
	製織工程	
	仕上工程	
染色	糸浸染	
	織物・ニット浸染	
ニット製品製造	靴下製造	
	丸編みニット製造	
たて編ニット生地製造	たて編ニット生地製造	
婦人子供服製造	婦人子供既製服縫製	
紳士服製造	紳士既製服製造	
下着類製造	下着類製造	
寝具製作	寝具製作	
カーペット製造	織じゅうたん製造	
	タフテッドカーペット製造	
	ニードルパンチカーペット製造	
帆布製品製造	帆布製品製造	
布はく縫製	ワイシャツ製造	
座席シート縫製	自動車シート縫製	

技能実習制度　移行対象職種・作業一覧（平成30年12月28日現在　80職種144作業）　①－2

技能実習2号移行対象職種と特定技能1号における分野（業務区分）との関係について（3／4）

6　機械・金属関係（15職種29作業）

職種名	作業名	分野（業務区分）			
鋳造	鋳鉄鋳物鋳造	素形材産業（鋳造）	産業機械製造業（鋳造）		
	非鉄金属鋳物鋳造				
鍛造	ハンマ型鍛造	素形材産業（鍛造）	産業機械製造業（鍛造）		
	プレス型鍛造				
ダイカスト	ホットチャンバダイカスト	素形材産業（ダイカスト）	産業機械製造業（ダイカスト）		
	コールドチャンバダイカスト				
機械加工	普通旋盤	素形材産業（機械加工）	産業機械製造業（機械加工）	電気・電子情報関連産業（機械加工）	造船・舶用工業（機械加工）
	フライス盤				
	数値制御旋盤				
	マシニングセンタ				
金属プレス加工	金属プレス	素形材産業（金属プレス加工）	産業機械製造業（金属プレス加工）	電気・電子情報関連産業（金属プレス加工）	
鉄工	構造物鉄工		産業機械製造業（鉄工）		造船・舶用工業（鉄工）
工場板金	機械板金	素形材産業（工場板金）	産業機械製造業（工場板金）	電気・電子情報関連産業（工場板金）	
めっき	電気めっき	素形材産業（めっき）	産業機械製造業（めっき）	電気・電子情報関連産業（めっき）	
	溶融亜鉛めっき				
アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理	素形材産業(アルミニウム)			
仕上げ	治工具仕上げ	素形材産業（仕上げ）	産業機械製造業（仕上げ）	電気・電子情報関連産業（仕上げ）	造船・舶用工業（仕上げ）
	金型仕上げ				
	機械組立仕上げ				
機械検査	機械検査	素形材産業（機械検査）	産業機械製造業（機械検査）		
機械保全	機械系保全	素形材産業（機械保全）	産業機械製造業（機械保全）	電気・電子情報関連産業（機械保全）	
電子機器組立て	電子機器組立て		産業機械製造業（電子機器組立て）	電気・電子情報関連産業（電子機器組立て）	
電気機器組立て	回転電機組立て		産業機械製造業（電気機器組立て）	電気・電子情報関連産業（電気機器組立て）	造船・舶用工業（電気機器組立て）
	変圧器組立て				
	配電盤・制御盤組立て				
	開閉制御器具組立て				
	回転電機巻線製作				
プリント配線板製造	プリント配線板設計		産業機械製造業（プリント配線板製造）	電気・電子情報関連産業（プリント配線板製造）	
	プリント配線板製造				

技能実習制度　移行対象職種・作業一覧（平成30年12月28日現在　80職種144作業）

①−3

技能実習2号移行対象職種と特定技能1号における分野（業務区分）との関係について（4／4）

7　その他（14職種26作業）

職種名	作業名	分野（業務区分）			
家具製作	家具手加工				
印刷	オフセット印刷				
製本	製本				
プラスチック成形	圧縮成形		産業機械製造業（プラスチック成形）	電気・電子情報関連産業（プラスチック成形）	
	射出成形				
	インフレーション成形				
	ブロー成形				
強化プラスチック成形	手積み積層成形				
塗装	建築塗装	素形材産業（塗装）	産業機械製造業（塗装）	電気・電子情報関連産業（塗装）	
	金属塗装				造船・舶用工業（塗装）
	鋼橋塗装				
	噴霧塗装				造船・舶用工業（塗装）
溶接	手溶接	素形材産業（溶接）	産業機械製造業（溶接）	電気・電子情報関連産業（溶接）	造船・舶用工業（溶接）
	半自動溶接				
工業包装	工業包装		産業機械製造業（工業包装）	電気・電子情報関連産業（工業包装）	
紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き				
	印刷箱製箱				
	貼箱製造				
	段ボール箱製造				
陶磁器工業製品製造	機械ろくろ成形				
	圧力鋳込み成形				
	パッド印刷				
自動車整備	自動車整備	自動車整備			
ビルクリーニング	ビルクリーニング	ビルクリーニング			
介護	介護	介護			
リネンサプライ	リネンサプライ仕上げ				

○　社内検定型の職種・作業（1職種3作業）

職種名	作業名	分野（業務区分）
空港グランドハンドリング	航空機地上支援	航空（空港グランドハンドリング）
	航空貨物取扱	
	客室清掃	

技能実習制度　移行対象職種・作業一覧（平成30年12月28日現在　80職種144作業）

①−4

特定技能1号における分野と技能実習2号移行対象職種との関係について

1　介護

職種名	作業名
介護	介護

（注）平成29年11月1日から対象職種に追加

2　ビルクリーニング

職種名	作業名
ビルクリーニング	ビルクリーニング

3　素形材産業

職種名	作業名
鋳造	鋳鉄鋳物鋳造
	非鉄金属鋳物鋳造
鍛造	ハンマ型鍛造
	プレス型鍛造
ダイカスト	ホットチャンバダイカスト
	コールドチャンバダイカスト
機械加工	普通旋盤
	フライス盤
	数値制御旋盤
	マシニングセンタ
金属プレス加工	金属プレス
工場板金	機械板金
めっき	電気めっき
	溶融亜鉛めっき
アルミニウム陽極酸化処理	アルミニウム陽極酸化処理
仕上げ	治工具仕上げ
	金型仕上げ
	機械組立仕上げ
機械検査	機械検査
機械保全	機械系保全
塗装	建築塗装
	金属塗装
	鋼橋塗装
	噴霧塗装
溶接	手溶接
	半自動溶接

4　産業機械製造業

職種名	作業名
鋳造	鋳鉄鋳物鋳造
	非鉄金属鋳物鋳造
鍛造	ハンマ型鍛造
	プレス型鍛造
ダイカスト	ホットチャンバダイカスト
	コールドチャンバダイカスト
機械加工	普通旋盤
	フライス盤
	数値制御旋盤
	マシニングセンタ
金属プレス加工	金属プレス
鉄工	構造物鉄工
工場板金	機械板金
めっき	電気めっき
	溶融亜鉛めっき
仕上げ	治工具仕上げ
	金型仕上げ
	機械組立仕上げ
機械検査	機械検査
機械保全	機械系保全
電子機器組立て	電子機器組立て
電気機器組立て	回転電機組立て
	変圧器組立て
	配電盤・制御盤組立て
	開閉制御器具組立て
	回転電機巻線製作
プリント配線板製造	プリント配線板設計
	プリント配線板製造
プラスチック成形	圧縮成形
	射出成形
	インフレーション成形
	ブロー成形
塗装	建築塗装
	金属塗装
	鋼橋塗装
	噴霧塗装
溶接	手溶接
	半自動溶接
工業包装	工業包装

5　電気・電子情報関連産業

職種名	作業名
機械加工	普通旋盤
	フライス盤
	数値制御旋盤
	マシニングセンタ
金属プレス加工	金属プレス
工場板金	機械板金
めっき	電気めっき
	溶融亜鉛めっき
仕上げ	治工具仕上げ
	金型仕上げ
	機械組立仕上げ
機械保全	機械系保全
電子機器組立て	電子機器組立て
電気機器組立て	回転電機組立て
	変圧器組立て
	配電盤・制御盤組立て
	開閉制御器具組立て
	回転電機巻線製作
プリント配線板製造	プリント配線板設計
	プリント配線板製造
プラスチック成形	圧縮成形
	射出成形
	インフレーション成形
	ブロー成形
塗装	建築塗装
	金属塗装
	鋼橋塗装
	噴霧塗装
溶接	手溶接
	半自動溶接
工業包装	工業包装

②−1

特定技能1号における分野と技能実習2号移行対象職種との関係について

6　建設

職種名	作業名
型枠施工	型枠工事作業
左官	左官作業
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業
建設機械施工	押土・整地作業
	積込み作業
	掘削作業
	締固め作業
かわらぶき	かわらぶき作業
鉄筋施工	鉄筋組立て作業
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事作業
	カーペット系床仕上げ工事作業
	鋼製下地工事作業
	ボード仕上げ工事作業
	カーテン工事作業
表装	壁装作業

7　造船・舶用工業

職種名	作業名
溶接	手溶接
	半自動溶接
塗装	金属塗装作業
	噴霧塗装作業
鉄工	構造物鉄工作業
仕上げ	治工具仕上げ作業
	金型仕上げ作業
	機械組立仕上げ作業
機械加工	普通旋盤作業
	数値制御旋盤作業
	フライス盤作業
	マシニングセンタ作業
電気機器組立て	回転電機組立て作業
	変圧器組立て作業
	配電盤・制御盤組立て作業
	開閉制御器具組立て作業
	回転電機巻線製作作業

8　自動車整備

職種名	作業名
自動車整備	自動車整備

9　航空

職種名	作業名
空港グランドハンドリング	航空機地上支援

10　宿泊

職種名	作業名

11　農業

職種名	作業名
耕種農業	施設園芸
	畑作・野菜
	果樹
畜産農業	養豚
	養鶏
	酪農

12　漁業

職種名	作業名
漁船漁業	かつお一本釣り漁業
	延縄漁業
	いか釣り漁業
	まき網漁業
	ひき網漁業
	刺し網漁業
	定置網漁業
	かに・えびかご漁業
養殖業	ほたてがい・まがき養殖

13　飲食料品製造業

職種名	作業名
缶詰巻締	缶詰巻締
食鳥処理加工業	食鳥処理加工
加熱性水産加工食品製造業	節類製造
	加熱乾製品製造
	調味加工品製造
	くん製品製造
非加熱性水産加工食品製造業	塩蔵品製造
	乾製品製造
	発酵食品製造
水産練り製品製造	かまぼこ製品製造
牛豚食肉処理加工業	牛豚部分肉製造
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造
パン製造	パン製造
そう菜製造業	そう菜加工
農産物漬物製造業	農産物漬物製造

14　外食業

職種名	作業名
医療・福祉施設給食製造	医療・福祉施設給食製造

（注）平成30年11月16日から対象職種に追加

②−2

在留資格「特定技能」についての問合せ先（法務省）

（制度全般，入国・在留手続，登録支援機関等について）

官署名	住所	連絡先
札幌出入国在留管理局	[illegible] 総務課	011−261−7502
仙台出入国在留管理局	[illegible] 総務課	022−256−6076
東京出入国在留管理局	東京都港区港南5−5−30 就労審査第三部門	0570-034259 (内線330)
横浜支局	[illegible] 総務課	045−769−1720
[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible] 総務課	06−4703−2100
神戸支局	[illegible] 総務課	078−391−6377(代)
[illegible]	[illegible]	082−221−4412(代)
[illegible]	[illegible] 総務課	087−822−5852
[illegible]	[illegible] 総務課	092−717−5420
[illegible]	[illegible] 審査部門	098−832−4186

〔参考：法務省ホームページ「新たな外国人材受入れ（在留資格「特定技能」の創設等）」〕 [illegible]

③−1

在留資格「特定技能」についての問合せ先

（造船・舶用工業分野）

官署名	住所・担当部署	連絡先
国土交通省海事局	東京都千代田区霞が関2-1-3 船舶産業課	TEL 03-5253-8634
北海道運輸局	北海道札幌市中央区大通西10 海事振興部旅客・船舶産業課	TEL 011-290-1012
東北運輸局	宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1 海事振興部海事産業課	TEL 022-791-7512
関東運輸局	神奈川県横浜市中区北仲通5-57 海事振興部船舶産業課	TEL 045-211-7223
北陸信越運輸局	新潟県新潟市中央区美咲町1-2-1 海事部海事産業課	TEL 025-285-9156
中部運輸局	愛知県名古屋市中区三の丸2-2-1 海事振興部船舶産業課	TEL 052-952-8020
近畿運輸局	大阪府大阪市中央区大手前4-1-76 海事振興部船舶産業課	TEL 06-6949-6425
神戸運輸監理部	兵庫県神戸市中央区波止場町1-1 海事振興部船舶産業課	TEL 078-321-3148
中国運輸局	広島県広島市中区上八丁堀6-30 海事振興部船舶産業課	TEL 082-228-3691
四国運輸局	香川県高松市サンポート3-33 海事振興部船舶産業課	TEL 087-802-6816
九州運輸局	福岡県福岡市博多区博多駅東2-11-1 海事振興部船舶産業課	TEL 092-472-3158
沖縄総合事務局	沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 運輸部船舶船員課	TEL 098-866-1838

（建設分野）

官署名	住所・担当部署	連絡先
国土交通省 土地・建設産業局	東京都千代田区霞が関2-1-3 建設市場整備課	TEL 03-5253-8283
北海道開発局	札幌市北区北8条西2丁目 事業振興部建設産業課	TEL 011-709-2311 （内線：5895）
東北地方整備局	仙台市青葉区本町3−3−1 建政部建設産業課	TEL 022-263-6131
関東地方整備局	埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 建政部建設産業第一課	TEL 048-601-3151
北陸地方整備局	新潟県新潟市中央区美咲町1-1-1 建政部計画・建設産業課	TEL 025-370-6571
中部地方整備局	愛知県名古屋市中区三の丸2丁目5番1号 建政部建設産業課	TEL 052-953-8572
近畿地方整備局	大阪市中央区大手前1-5-44 建政部建設産業第一課	TEL 06-6942-1071

（建設分野（続き））

官署名	住所・担当部署	連絡先
中国地方整備局	広島市中区八丁堀2-15 建政部計画・建設産業課	TEL 082-221-9231
四国地方整備局	高松市 サンポート3番33号 建政部計画・建設産業課	TEL 087-811-8314
九州地方整備局	福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号 建政部建設産業課	TEL 092-471-6331 （内線：6147,6142）
沖縄総合事務局	沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号 開発建設部建設産業・地方整備課	TEL 098-866-1910

（宿泊分野）

官署名	住所・担当部署	連絡先
国土交通省観光庁	東京都千代田区霞が関2-1-2 観光産業課観光人材政策室	TEL 03-5253-8367
北海道運輸局	北海道札幌市中央区大通西10丁目 観光部観光企画課	TEL 011-290-2700
東北運輸局	宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1番地 観光部観光企画課	TEL 022-791-7509
関東運輸局	神奈川県横浜市中区北仲通5-57 観光部観光企画課	TEL 045-211-1255
北陸信越運輸局	新潟県新潟市中央区美咲町1-2-1 観光部観光企画課	TEL 025-285-9181
中部運輸局	愛知県名古屋市中区三の丸2-2-1 観光部観光企画課	TEL 052-952-8045
近畿運輸局	大阪府大阪市中央区大手前4-1-76 観光部観光企画課	TEL 06-6949-6466
中国運輸局	広島県広島市中区上八丁堀6-30 観光部観光企画課	TEL 082-228-8701
四国運輸局	香川県高松市サンポート3-33 観光部観光企画課	TEL 087-802-6735
九州運輸局	福岡県福岡市博多区 博多駅東2-11-1 観光部観光企画課	TEL 092-472-2330
沖縄総合事務局	沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 運輸部企画室	TEL 098-866-1812

（自動車整備分野）

官署名	住所・担当部署	連絡先
国土交通省自動車局	東京都千代田区霞が関2-1-3	TEL 03-5253-8111 （42426、42414）

（航空分野）

官署名	住所・担当部署	連絡先
国土交通省航空局	東京都千代田区霞が関2-1-3	TEL 03-5253-8111
	航空ネットワーク部 航空ネットワーク企画課（空港グランドハンドリング関係）	（内線：49114）
	安全部　運航安全課　乗員政策室（航空機整備関係）	（内線：50137）

③−2

在留資格「特定技能」についての問合せ先

（農業分野）

官署名	住所・担当部署	連絡先
農林水産省経営局	東京都千代田区霞が関1-2-1 就農・女性課	TEL 03-6744-2162
北海道農政事務所	北海道札幌市中央区 南22条西6丁目2-22 生産経営産業部担い手育成課	TEL 011-330-8809
東北農政局	宮城県仙台市青葉区 本町三丁目3番1号 経営・事業支援部経営支援課	TEL 022-221-6217
関東農政局	埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 経営・事業支援部経営支援課	TEL 048-740-0394
北陸農政局	石川県金沢市広坂2丁目2番60号 経営・事業支援部経営支援課	TEL 076-232-4238
東海農政局	愛知県名古屋市中区 三の丸1-2-2 経営・事業支援部経営支援課	TEL 052-223-4620
近畿農政局	京都府京都市上京区 西洞院通下長者町下る丁子風呂町 経営・事業支援部経営支援課	TEL 075-414-9055
中国四国農政局	岡山県岡山市北区 下石井1丁目4番1号 経営・事業支援部経営支援課	TEL 086-224-8842
九州農政局	熊本県熊本市西区 春日2丁目10番1号 経営・事業支援部経営支援課	TEL 096-300-6375
沖縄総合事務局	沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎2号館 農林水産部経営課	TEL 098-866-1628

（漁業分野）

官署名	住所・担当部署	連絡先
農林水産省水産庁	東京都千代田区霞が関1-2-1 企画課漁業労働班	TEL 03-6744-2340

（介護分野）

	住所・担当部署	連絡先
厚生労働省社会・援護局	東京都千代田区霞が関1-2-2 福祉人材確保対策室	TEL 03-5253-1111 （内線2125,3146）

（産業機械製造業分野）

	住所・担当部署	連絡先
経済産業省製造産業局	東京都千代田区霞が関1-3-1 産業機械課	TEL 03-3501-1691
（製造3分野全体について）	東京都千代田区霞が関1-3-1 総務課	TEL 03-3501-1689

（素形材産業分野）

	住所・担当部署	連絡先
経済産業省製造産業局	東京都千代田区霞が関1-3-1 素形材産業室	TEL 03-3501-1063
（製造3分野全体について）	東京都千代田区霞が関1-3-1 総務課	TEL 03-3501-1689

（電気・電子情報関連産業分野）

	住所・担当部署	連絡先
経済産業省 商務情報政策局	東京都千代田区霞が関1-3-1 情報産業課	TEL 03-3501-6944
（製造3分野全体について） 経済産業省製造産業局	東京都千代田区霞が関1-3-1 総務課	TEL 03-3501-1689

（外食分野）

官署名	住所・担当部署	連絡先
農林水産省食料産業局	東京都千代田区霞が関1-2-1 食文化・市場開拓課	TEL 03-6744-7177

（飲食料品製造業分野）

官署名	住所・担当部署	連絡先
農林水産省食料産業局	東京都千代田区霞が関1-2-1 食品製造課	TEL 03-6744-7180

（ビルクリーニング分野）

	住所・担当部署	連絡先
厚生労働省 医薬・生活衛生局	東京都千代田区霞が関1-2-2 生活衛生課	TEL 03-5253-1111 （内線　2432）

③−3

在留資格「特定技能」についての問合わせ先（特定技能に関する二国間の協力覚書を締結した国に係る各国連絡先一覧）

国名	問合せ先		郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	メールアドレス	対応言語
フィリピン	日本国内	駐日フィリピン共和国大使館 海外労働事務所 http://polotokyo.dole.gov.ph/	106-8537	東京都港区六本木5丁目15番5号	03-6441-0428 / 03-6441-0478	03-6441-3436	polotokyo@gmail.com	英語、フィリピン語
	海外	フィリピン海外雇用庁事前雇用サービス室 Philippine Overseas Employment Administration Pre-Employment Service Office http://poea.gov.ph/	1550	Blas F. Ople Building Ortigas Avenue corner EDSA Mandaluyong City	+632-722-1162	−	marketdev@poea.gov.ph	英語、フィリピン語
カンボジア	日本国内	駐日カンボジア王国大使館	107-0052	東京都港区赤坂8丁目6-9	03-5412-8521 / 080-3459-7889	03-5412-8526	camemb.jpn@mfaic.gov.kh / rithy_bbajp@yahoo.com	日本語，英語，クメール語
	海外	カンボジア王国労働職業訓練省（The Ministry of Labour and Vocational Training of the Kingdom of Cambodia）	−	Building #3,Russian Federation Blvd., Sangkat Teklaak I, Khan Toulkok Phnom Penh, Kingdom of Cambodia	+855-23880474 / +855-78449959	−	sopheakhoung@yahoo.com	英語，クメール語
モンゴル	日本国内	駐日モンゴル大使館	150-0047	東京都渋谷区神山町21-4	03-3469-2088	03-3469-2216 / 03-3469-2192	tokyo@mfa.gov.mn	日本語，英語，モンゴル語
	海外	労働・社会保障サービス総合事務所（General Office for Labour and Social Welfare Services）	17042	General Office for Labour and Social Welfare Services Building, Chinggis Avenue, 2nd khoroo, Khan-Uul district, Ulaanbaatar city, Mongolia	+976-77121285	+976-70136990	ssw@hudulmur-halamj.gov.mn	英語，モンゴル語 ※日本語について，2019年9月以降対応可。
ミャンマー	日本国内	駐日ミャンマー王国大使館	140-0001	東京都品川区北品川4-8-26	03-3441-9291	03-3447-7394	contact@myanmar-embassy-tokyo.net	日本語，ビルマ語，英語
	海外	ミャンマー連邦共和国労働・入国管理・人口省労働局（Department of Labour, The Ministry of Labour, Immigration and Population of the Republic of the Union of Myanmar）	（確認中）					

〔参考：法務省ホームページ「新たな外国人材受入れ（在留資格「特定技能」の創設等）」〕
http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri05_00021.html

③−4

地方で就労することのメリット（生活費の水準等）

出入国在留管理庁
Immigration Services Agency of Japan

1か月当たり家賃

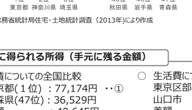

※総務省統計局住宅・土地統計調査（2013年)により作成

1か月当たり生活費

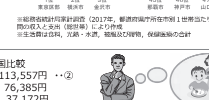

※総務省統計局家計調査（2017年，都道府県庁所在市別１世帯当たりの１か月間の収入と支出（総世帯）により作成
※生活費は食料，光熱・水道，被服及び履物，保健医療の合計

１か月に得られる所得（手元に残る金額）

○　家賃についての全国比較
東京都(１位)　：77,174円　・・①
青森県(47位)：36,529円
差額　　　　　：40,645円

○　生活費についての全国比較
東京区部(１位)　：113,557円　・・②
山口市　(47位)：　76,385円
差額　　　　　：　37,172円

○　**１か月の報酬から上記数値（家賃，生活費）を減算することにより，１か月に得られる所得（手元に残る金額）をある程度予測することが可能**

例１(都市部の場合)：228,800円（注１）（１か月の報酬）－（①（家賃)+②(生活費))＝ 38,069円（手元に残る金額）
例２(地方の場合)　：180,500円（注１）（１か月の報酬）－（38,447円（注２）(家賃)+86,440円（注３）(生活費))
＝ 55,613円（手元に残る金額）

（注１）厚生労働省「平成３０年賃金構造基本統計調査」に基づき作成。東京都（１位）及び宮崎県（４７位）における２０～２４歳の場合の所定内給与額。
（注２）宮崎県（４１位）における１か月当たり家賃。　（注３）宮崎県（４１位）における１か月当たり生活費。

○　**地方は，都市部に比べ家賃・生活費が少ないため，賃金面でも就労するメリットがある。**

④

先進的な受け入れ企業の取組み例

国土交通省

受入企業の紹介

・本社所在地：東京都
・許可業種：建築・土木工事業等
・売上高：315億円（H30年度）
・外国人就労者の受け入れ開始：H28年度より
（H31年１月末現在：就労者4人，　実習生36人を受け入れ）

受入企業の取り組み，工夫

✓ 日本での経験が浅い技能実習生について，現場での指示に対する理解不足が生じないよう，組織編制を「１号又は２号技能実習生＋３号技能実習生又は外国人建設就労者＋日本人指導者」とし，先輩の技能実習生等が意思疎通をフォローできるようにしている。
✓ 寮では，ベトナム人による運営委員会が月１回開催され，生活しやすい環境整備を自ら協議。この結果に対し，会社が支援している。(食事内容の見直し，近隣清掃，日本語勉強会，イベント開催など)
✓ 春・秋のバスツアーやバーベキュー，忘年会，テトの時期に合わせた新年会，尼さんによる説法などのイベントを開催し，コミュニケーションの活性化や互いの文化理解の促進を図っている。

外国人建設就労者受入制度に対する受入企業の評価

✓ 技能実習生の中には優秀で熱心な者もあり，技能実習時に身に付けた技能や日本語を，引き続き日本の建設現場で発揮してもらえる機会があることは良い。
✓ 建設技能者については，数年で一人前になることが困難であるという実態踏まえると，技能実習生として来日した外国人にとっても，母国へ帰国するまでにより高い水準の技能を身に付けられるチャンスがあるという点で歓迎されていると思う。

就労者の紹介

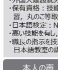

ベトナム人男性
（29歳）

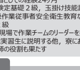

【コンクリートを流し込むための型枠を組む作業の様子】

・外国人建設就労者としての経験24ヶ月
・保有資格：技能検定基礎２級，玉掛け技能講習，丸のこ等取扱作業従事者安全衛生教育など
・日本語検定：Ｎ２級
・高い技能を有し，現場で作業チームのリーダーを担当
・職長の指示を技能実習生に説明する他，寮において日本語教室の講師の役割も果たす

本人の声

✓ 来日時は外国語を使っての仕事は非常に困難であったが，諦めずに日本語勉強し続けてきた
✓ 身につけた技能を活かし引き続き日本で働きたい
✓ 将来的にはベトナムの経済発展に役に立ちたい

受入先におけるキャリアパスの例

・４か月間　母国ベトナムで語学及び技能の基礎研修を受講（技能実習生としての来日前）
・1か月間　国内で法定の研修（日本語，生活一般，労働関係法令等）
・1か月後※　技能実習生として型枠工事作業に従事
・3年後※　外国人建設就労者（在留資格：特定活動）に在留資格を変更，引き続き型枠工事に従事
・４年後※～　現場の班長として，5人程度の若手を指導監督
※技能実習生としての初入国以後の年月

受け入れ先における給与体系のイメージ

・技能実習生１年目　約16.7万円
↓
・外国人建設就労者１年目　約19.2万円
（資格取得，勤務態度等に対する評価含む）
↓
・外国人建設就労者２年目　約19.4万円

⑤−1

先進的な受け入れ企業の取組み例

国土交通省

受入企業の紹介

- 本社所在地：千葉県
- 許可業種：大工，とび・土工工事業
- 売上高：2億円（H29年度）
- 外国人材の受け入れ開始：H24年度より
（H31年１月末現在の受入数：外国人建設就労者４人，　技能実習生８人）

受入企業の取り組み，工夫

✓ 社内では，技能実習生や外国人建設就労者などの外国籍の人材も，日本人と対等な関係であるべきという基本概念をベースにし，互いに協力しながら同じ仕事にあたる同僚であるという考え方をもつよう，共に努力している

✓ 仕事で頻繁に使用する単語について，ひらがな，ローマ字，英語による表記のリストを作成し，定着のためのテストを繰り返し実施している

✓ 地域行事やボランティアを通じて，日本の風習や地域住民との相互理解を深めるきっかけとしている

外国人建設就労者受入制度に対する受入企業の評価

✓ この制度によって，優秀な人材に成長した技能実習修了者とより長い期間共に働けることは，教える側にとっても，教わる側にとっても技術向上へのモチベーションが高くなっている。また，人材不足が激化するこの業界においては，同僚が増える唯一の望みと安心する職長もいる。

✓ 外国人建設就労者受入事業は２０２０年度までの時限的な措置であり，また在留期間も最長３年と区切られているが，企業も本人も希望する場合，引き続きの在留が認められる措置があると良い。

就労者の紹介

フィリピン人男性（30歳）

【鋼製型枠を鉄筋上に取付けている作業風景（左が外国人材）】

- 外国人建設就労者としての経験24ヶ月
- 保有資格：職長・アーク溶接・低圧電流・研削砥石・丸のこ
- 日本語検定：N３級
- 鋼製型枠を組立・取付・解体する業務に従事
- 同等の実務経験を有する日本人技能者よりも，高い技術力を有し，職長のサブとして現場をまとめている

本人の声

✓ 来日前の目標はお金を稼ぐことだったが，今では，自分の経験・培った技能を活かし，誰かの役に立つ人になりたいと考えている

✓ 仕事だけでなく，地域の福祉施設でのイベントへの参加を通じ，地域の皆さんの笑顔があふれることが嬉しい

受入先におけるキャリアパスの例

- １か月間　母国フィリピンで語学及び技能の基礎研修を受講（技能実習生としての来日前）
- １か月間　国内で，日本語・日本の風習・生活様式（特にゴミの分別）等の研修
- ２か月後※　技能実習生として型枠工事の組立・解体作業に従事
- 3.5年後※　外国人建設就労者（在留資格：特定活動）に在留資格を変更，引き続き同作業に従事
- 3.8年後※～　現場のサブとして，4人程度の若手を指導

※技能実習生としての初入国以後の年月

受け入れ先における給与体系のイメージ

- 技能実習生　約15万円程度
↓
- 外国人建設就労者（特定活動）１年目　約26万円程度
↓
- 職長（サブ）に昇格　約29万円程度

⑤－2

先進的な受け入れ企業の取組み例

国土交通省

受入企業の紹介

- 本社所在地：山形県
- 許可業種：とび・土工工事業
- 売上高：44億円（H29年度）
- 外国人材の受け入れ開始：H12年度
（H31年１月末現在の受入数：外国人建設就労者４人，　技能実習生17人）

受入企業の取り組み，工夫

✓ 現地ベトナム建設企業との人材育成等に関する提携を通じて，外国人材に対するきめ細やかな人材育成や人事評価を実現するとともに，日本滞在の前後を含めたキャリアパスや，資格取得インセンティブ給等を示すことで，技能習得や資格取得のモチベーション維持を図っている

✓ 外国人材についても，社内の技能大会に参加させ，技能を身に付けた者には現場でグループのリーダーとしての役割を与えるなど，日本人の技能者と同様の待遇としている

✓ 福利厚生として，寮を整備するとともに寮費を低額に抑えるとともに，１週間程度の帰省制度を設け外国人建設就労者には旅費を支給している

外国人建設就労者受入制度に対する受入企業の評価

✓ 高度な建設技能を身に付ける点，１級技能検定・大型自動車免許取得，また，互いの文化を理解するという点においても，技能実習期間（３～５年）に加えてより長期の在留期間が認められる制度があることは良いと考える。

✓ 受入企業にとっての技能者育成の観点や，外国人材にとっての就労意欲の維持の観点からも，日本入国前後を含めたキャリアパスを描けることが大事

就労者の紹介

ベトナム人男性（２９歳）

【圧送ポンプを利用して型枠内にコンクリートを打ち込むところ】

- 外国人建設就労者としての経験31ヶ月
- 保有資格：技能検定３級（２級受験済み）
- 日本語検定：N２級
- 生コンクリートをポンプを使って流しこむコンクリート圧送の業務に従事
- 高い技能・日本語能力を有し，職長を支えるサブとして現場打合せの補佐，技能実習生への指導等も行う

本人の声

✓ 技能だけではなく，日本語も覚えて，職長レベルになることを目指している

✓ 一緒に働いている技能実習生の良きリーダーになりたい

✓ 日本の文化を学ぶとともに，ベトナムの文化を伝えていきたい

受入先におけるキャリアパスの例

- ３月間～　母国ベトナムで語学研修及び建設企業内での建設技能習得（技能実習生としての来日前）
- １月間　国内で集合教育による日本語や日本生活の基礎知識の研修
- １か月後※　技能実習生としてコンクリート圧送作業に従事
- ３年後※　母国建設企業に戻り，コンクリート圧送業に従事し，大型自動車免許取得，オペレーターに昇格
- ５年後※　外国人建設就労者（在留資格：特定活動）に在留資格を変更，引き続き同作業に従事
- ５年後※～　実習生リーダーとして5～8人程度の若手を指導，現場のサブとして他社作業員との共働を行う

※技能実習生としての初入国以後の年月

受け入れ先における給与体系のイメージ

実習生１年目　平均支給額24.5万円（基本給14.8万円）
外国人建設就労者１年目　平均支給額31.5万円（基本給16.6万円）
外国人建設就労者３年目　平均支給額34.0万円（基本給17.0万円＋資格級0.7万円）

⑤－3

先進的な受け入れ企業の取組み例

国土交通省

受入企業の紹介

- 企業名：造船所A社　・所在地：四国地方等
- 外国人就労者の出身国：中国

受入企業の取り組み，工夫　～地方ならではの快適な生活環境を提供～

✓ 専用の寮を新設。地方ならではの広い敷地を活かし，充実した施設を安価に提供。
- 6畳個室。家族と連絡が取れるようインターネット完備。　・昼食無料，自炊も可能。
- 仲間と運動を楽しめるよう卓球場，ビリヤード室，トレーニングジムを完備。
- これらの設備を備えた寮を15,000円/月で提供。

✓ 便利な立地
- 車がなくても生活に困らないよう，大型ショッピングセンターまで徒歩10分の好立地。
- 近隣にグラウンド。サッカーやバスケットボールが楽しめる。

✓ アットホームな環境
- 社員旅行/夏の慰労会等を開催。　・旧正月・中秋節等には，プレゼント配布。

✓ 充実した生活サポート
- 通訳が24時間体制で常駐しており，支障なく生活できるよう生活面でもサポート。
- 実習生向けの社内報を毎月1回発刊。（日本・中国の情報発信など）

自炊可能な台所

寮には卓球場・ビリヤード場・トレーニングジムを完備

清潔な個室

自転車マナー教育

日帰り観光（USJ）

新設した外国人専用の寮（外観）

造船所A社で働く中国人の声

✓ **造船所では溶接の仕事をしています。先輩の指導のおかげで，今では殆どの作業を一人でこなしています。**

✓ **私達の住んでいる寮です。快適に過ごしています！**

✓ **休日には卓球場やトレーニングジムで体を動かします。**

✓ **作業服や昼食を無料にしてくれており，助かってます！！**

✓ **通信費・水光熱込みで寮費15,000円であり，その分，給料の多くを仕送りに充てられます。**

寮懇親会の様子

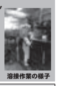

溶接作業の様子

受入先におけるキャリアパスの例

✓ 1ヶ月間 … 母国で日本語，基礎研修
✓ 1ヶ月間 … 国内での研修
✓ 1ヶ月後 … 技能実習生として溶接作業に従事
✓ 36ヶ月後 … 造船特定活動の就労者として従事
✓ 24ヶ月後 … 現場の班長として１０人の若手を指導
✓ 将来 … 特定技能1号で来日予定あり

就労制度に対する受入企業の評価

✓ 世界最大級の大型コンテナ船プロジェクトへの本格参入を果たした当社にとって，造船特定活動は，建造工程の円滑化・安定化に大きな貢献を果たした制度と言える。結果として，日本人雇用の安定継続にもつながっている。

✓ 新たな「特定技能」制度は，技術力の高い日本において，より高度な技能をより長く身につけることができ，外国人実習生等からも歓迎される制度になろう。

⑤－4

先進的な受け入れ企業の取組み例

国土交通省

受入企業の紹介

- 企業名：造船所B社
- 所在地：九州地方等
- 外国人就労者の出身国：ベトナム

受入企業の取り組み，工夫　～地方都市で充実した就労環境を整備～

✓ 細やかな安全指導・技能指導
- ベトナム人就労者が安心安全に働くことができるよう，常勤ベトナム人通訳スタッフが安全面の指導をアシスト。
- 日本人技術者だけでなく，先輩ベトナム人就労者が実習生を細やかに技術指導・アシスト。先輩就労者は自覚と気概を，実習生は安心感をもって仕事にあたっている。

✓ 日本語の習熟
- 常勤ベトナム人通訳スタッフを各事業所に配置して，日本語講習を指導・実施。
- 自主的な上達を促すため，日本語資格習得者への報奨金制度を用意。
- 実習生全員に，来日する前６か月の日本語教育を企業負担で実施。

✓ 就労状況等のフォローアップ
- 会社スタッフとの面接相談を定期的に実施（３ヶ月毎）
- 常勤ベトナム人通訳スタッフが日本での生活や職場に関する相談に丁寧に対応

✓ 職住近接
- 地方都市のため，職場の近くに寮があり便利。
- 安い寮費で住まいを提供している上，自転車を無償貸与するなど通勤にも配慮。

会社スタッフによる面談

安全教育講習に臨む実習生

工場に近接する寮（外観）

造船所B社で働くベトナム人の声

✓ **造船特定活動による就労者として，溶接作業に従事しています。B社での技能実習の経験があるので，今の仕事には直ぐに慣れました。**

✓ **分からないことがあれば，現場の指導者の方が通訳スタッフの助力も得て，現場でしっかり教えてくれます。**

✓ **会社の方との面談では親切に相談に乗ってもらえるので，助かっています。**

✓ **日本語は少しずつ上達していて，若手実習生をフォローすることもあります。**

✓ **宿舎は改装されてキレイで，光熱・通信費込で2万円です。職場にも近く，快適な生活を送っています。**

✓ **自転車も無料で貸してもらえるので，買物や観光に便利です。**

受入先におけるキャリアパスの例

✓ 6か月間 … 母国で日本語，基礎研修
✓ 2か月間 … 国内で技能・安全・日本生活等の研修
✓ 来日2か月後 … 技能実習生として実地溶接作業等に従事
✓ 1号・２号実習(合計36か月)修了時 … 溶接技能評価試験専門級試験受験
✓ 一時帰国，再入国後 … 造船特定活動の就労者として従事
✓ 特定活動終了後 … 特定技能1号として従事（予定）（総合評価で班長への道も）

就労制度に対する受入企業の評価

✓ 造船特定活動により，外国人材は実習で学んだ技能を実務の多様な場面で実践でき，人材確保で苦慮している受入企業の現場にとっても有益な制度。

✓ 新たな受入制度「特定技能」により，作業を主導するリーダーや班長となれる力量を持つ者も出てくると考えられる。更なる技能の向上により，母国産業と我が国産業双方の発展に寄与することが期待される。

⑤－5

先進的な受け入れ企業の取組み例

国土交通省

受入企業の紹介

- 企業名：造船所C社　・所在地：中国地方
- 外国人就労者の出身国：フィリピン

受入企業の取り組み，工夫～地元企業の強みを活かして地域交流，余暇の充実に取り組む～

✓ 余暇の充実
- クリスマス会，バスケットボール大会などのイベントや，遊園地でのレクリエーションを行い，日本での生活を楽しんでもらえるよう工夫している。外国人同士，外国人と日本人同士の交流が深まり，チームワークの醸成にもつながっている。
- 実習生の母国で人気のあるバスケットボールのコートを整備した。

✓ 地域交流の充実
- 地元企業の強みを活かして，運動会やお祭り，花火大会，マラソン大会等様々な地域の行事に受け入れてもらっている。また，地域清掃活動にも参加して，地元に貢献している。こうした活動を通じて，地元住民との相互理解を深め，住み心地の良い環境づくりにもつながっている。

✓ 充実した生活サポート
- 母国の家族との連絡が取りやすくするため，無料WI-FIを設置
- 外国での生活の負担軽減のため，社内，寮での定期面談，母国語相談を実施。

バスケットコートの整備

地域行事への参加

地域清掃活動への参加

造船所C社で働くフィリピン人の声

✓ **仕事は楽しいと感じています。**

✓ **できれば，もっと長く（あと5年くらい）日本で働きたいと思っています。**

✓ **社員寮の生活環境は充実しています。無線LANが整備されているので，いつでも母国の家族と連絡が取れます。**

✓ **会社の施設として，工場の直ぐ近くにバスケットボールのコートがあります。フィリピン人はバスケットが大好きなので，とてもありがたいです。**

✓ **日本は法律やルールがしっかりと整備されているので，安心して生活できます**

✓ **寮費は電気水道代込みで18,000円と安めで，家族のために貯蓄しています。**

✓ **作業服，防寒着，安全靴等は会社が支給してくれます。**

受入先におけるキャリアパスの例

✓ 入国前２か月間 … 母国で日本語，基礎研修
✓ 入国後１か月間 … 国内で日本での生活習慣・日本語の研修
✓ 上記研修後 … 技能実習生として塗装作業に従事
✓ ３６か月以降 … 技能実習生3号として熟練塗装員として従事（予定）

就労制度に対する受入企業の評価

✓ 実習生の中には優秀な者も多数おり，実習の成果がその後も日本で発揮できる制度は外国人材・企業双方にとっても望ましい。

✓ 造船業は数年で技術の習得が困難な部分もある為，長期での技能習得はより高いレベルを得る良い機会になると思われる。

⑤－6

農業の外国人技能実習生受入れの優良事例

農林水産省

酪農

【受入れ経営体概要】（平成30年11月現在）
所在地：北海道
従業員：正社員８名，技能実習生４名，パート等４名
経営規模：乳牛980頭
（年間生産生乳量は1ℓパック500万本分）

【実習生の状況】
受入れ開始：平成27年６月（フィリピンより）
現在は全員女性，20歳代，手取り給与額13万円程度

【受入れ経営体の取組】
- 採用時は現地で直接面接
- 実習生用の社宅（２棟６名分）を整備（整備費は約5,000万円）
- 「家族と同様に接する」をモットーに，休日は近隣の観光，宴会などに連れ出している

「給料はよく部屋も快適で，仕送りにより家族がトラクタやバイクを購入した」と語る実習生（右）

実習生が住む社宅
個室でキッチン・居間8畳，寝室，風呂・トイレを完備

日本国旗と実習生のフィリピン国旗を牧場事務所前に掲揚

畑作・野菜

【受入れ経営体概要】（平成３１年1月現在）
所在地：香川県
従業員：正社員４名，技能実習生10名，パート等２名
経営規模：55㌶（レタス，ネギなど）

社長（中央）の指導の下，レタス畑で活躍しているインドネシア人の実習生ら

【実習生の状況と受入経営体の取組等】
- 平成16年から受入れ（インドネシアより）
- 人事・昇給制度等の処遇も日本人正社員と同等
- 女性実習生（実習３年目）を作業部門の責任者に登用
- 受入れにより経営規模の拡大，労務管理の改善を実現
- 販売高は受入れ前の10倍に

【受入れ経営体・監理団体・地域の取組】
- 受入れ経営体の元技能実習生がインドネシアに戻って送出機関を作り，連携
- 地域農家20戸が平成23年に自らで監理団体を組織
- 地域の行事等への参加を促す，祭りでインドネシアの歌を合唱する，など意識的に接点づくりに取り組む

⑤－7

東京商工会議所

外国人材への期待と課題

東京商工会議所
産業政策第二部

---

1. はじめに

日商・東商「人手不足等への対応に関する調査」の結果概要 ①

○日商・東商の調査では、人手不足は年々深刻化し、企業の66.4%で人手が不足している。
○今後人手不足感が増すと回答した企業も過半数を超えるなど、人手不足は中小企業の最大の経営課題となっている。

▪ 人員の過不足状況 （内側2015年度～外側2019年度）

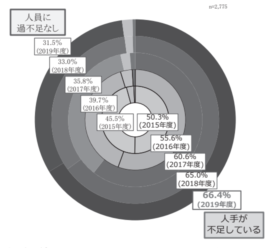

▪ 数年後（3年程度）の人員充足状況に関する見通し

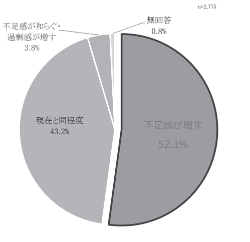

出典：日商・東商「人手不足等への対応に関する調査」（調査期間：2019年3月～4月）

---

1. はじめに

日商・東商「人手不足等への対応に関する調査」の結果概要 ②

○業種別でみると、「介護・看護」の人手不足感が急激に高まっている。また、「宿泊・飲食業」および「運輸業」における人手不足企業の割合が8割程度で高止まりしており、深刻な状況。
○従業員規模別でみると、規模が大きいほど人手が不足する企業の割合が高くなっている。

▪ 人員の過不足状況（業種別集計） ▪ 人員の過不足状況（従業員規模別集計）

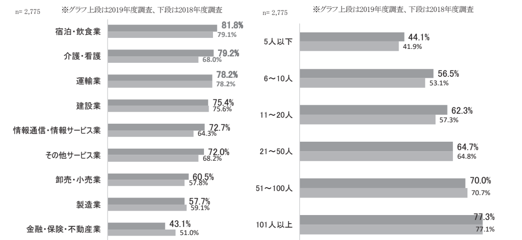

---

1. はじめに

日商・東商「人手不足等への対応に関する調査」の結果概要 ③

○外国人材の受入れニーズがあると回答した企業は半数（50.8%）と、前回調査から大幅に上昇している
○また、調査内で「人手不足」と回答した企業に限ると、外国人材の受入れニーズは6割近く（57.8%）と、深刻な人手不足の中で外国人材に対する期待と関心の高さがうかがえる。

▪ 外国人材の受入れニーズ

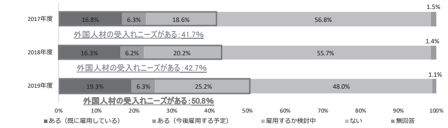

（参考）人手不足の企業における外国人材の受入れニーズ

＜人員の過不足状況＞
n= 2,775

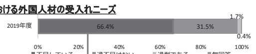

＜外国人材の受入れのニーズ＞
n= 1,842

ある（既に雇用している）	ある（今後雇用する予定）	雇用するか検討中	ない	無回答
400（21.7%）	142（7.7%）	523（28.4%）	761（41.3%）	16（0.9%）

外国人材の受入れニーズがある：57.8%

出典：日商「外国人材の受入れニーズに関する調査」（調査期間：2019年3月～4月）

---

2. 外国人材の現状と商工会議所の取組み

外国人労働者数、外国人雇用事業者数の推移 ④

○外国人雇用者数ならびに外国人労働者を雇用している事業所数は右肩上がりの状況が続いている。
○事業所規模別に外国人労働者数を見ると、99人以下の中小企業が半数を占めている。

▪ 外国人労働者数、外国人雇用事業所数の推移（全国、東京）

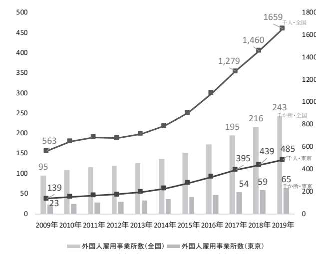

▪ 事業所規模別外国人労働者数（2019年）

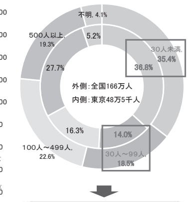

事業所規模別に外国人労働者数を見ると、全国、東京ともに99人以下の中小企業が半数を占めている。

出典：厚生労働省

---

2. 外国人材受入れ状況と商工会議所の取組み

業種別外国人労働者の割合、在留資格別外国人労働者の割合 ⑤

○業種別に外国人労働者の割合を見ると、全国では製造業（29.1%）、卸売業・小売業（12.8%）、宿泊業・飲食サービス業（12.5%）が多い。一方、東京では、宿泊業・飲食サービス業（22.6%）、卸売業・小売業 （18.8%）、情報通信業（11.4%）が多い。
○在留資格別に外国人労働者の割合を見ると、「技能実習」や「資格外活動（留学生）」といった原則は就労が認められない在留資格で就労を行う者が4割程度を占めている。

▪ 業種別外国人労働者の割合（全国、東京） ▪ 在留資格別外国人労働者の割合（全国、東京）

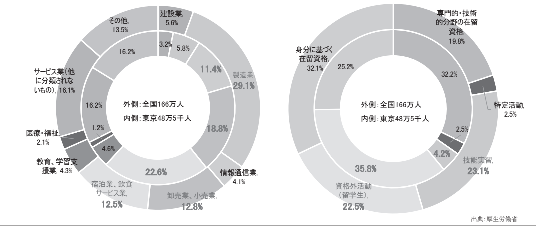

出典：厚生労働省

---

2. 外国人材受入れ状況と商工会議所の取組み

外国人留学生数の推移 ⑥

○外国人留学生の数は、2018年に30万人近く（298,980人）に達しており、近年加速度的に増加している。
○出身地域別留学生の割合は、アジア地域からの留学生が9割。国別では、中国・ベトナムからの留学生が全体の6割を占めている。

▪ 外国人留学生数の推移（各年5月1日時点）

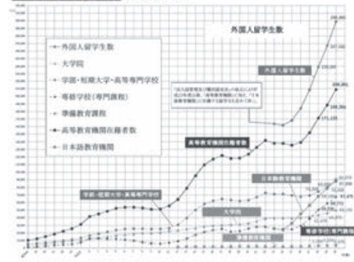

▪ 出身地域別留学生数

地域	人数	比率
アジア	279,250人	93.4%
欧州	10,115人	3.4%
北米	3,415人	1.1%
アフリカ	2,380人	0.8%
中南米	1,546人	0.5%
中東	1,457人	0.5%
大洋州	809人	0.3%
その他	8人	0.0%

▪ 出身国別留学生数（上位国抜粋）

国	人数	比率
中国	114,950人	38.4%
ベトナム	72,354人	24.2%
ネパール	24,331人	8.1%
韓国	17,012人	5.7%
台湾	9,524人	3.2%
スリランカ	8,329人	2.8%
インドネシア	6,277人	2.1%
ミャンマー	5,928人	2.0%
タイ	3,962人	1.3%

出典：日本学生支援機構

---

2. 外国人材受入れ状況と商工会議所の取組み

留学生のさらなる就職促進に向けた政府対応策 ⑦

○政府は、「日本再興戦略改訂2016」において、外国人留学生の国内就職率を現状の3割から5割に向上させることを明記。
○また、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（2018年12月）に基づき、政府横断的に外国人留学生の就職促進に向けた体制構築を開始。

▪ 留学生の就職促進支援策
（「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」ならびに「外国人の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について」の進捗状況）

特定活動の告示の改正（2019.5.1）
日本の大学・大学院を卒業した留学生の就職支援に向けた特定活動告示を改正。これまで、サービス業務や製造業務などが主たる場合は就業が認められなかったが、改正により、大学の専攻外の業務であっても、高い日本語能力（N1レベル等）を活かした業務に従事する場合は就業可能となった。

中小企業に就職する留学生の在留資格申請時の提出書類の簡素化（2020.3）
中小企業に就職する留学生数の増加等に向け、「ユースエール認定」、「くるみん認定」、「健康経営優良法人認定」等の認定を受けている中小企業については、提出書類について一部簡素化。

日本の食文化海外普及人材育成事業の改正（2019.11.1）
「日本料理海外普及人材育成事業」を「日本の食文化普及人材育成事業」に改名。調理の専門学校を卒業した外国人留学生が日本国内の料理店等で働きながら技術を学べる制度（最長5年）で、これまで日本料理に限定されていたが、改正により日本料理以外の料理や製菓も対象となった。

外国人企業活動促進事業に関する告示の施行（2019.12）
留学生を含む外国人起業家の促進を目的とし、地方公共団体の支援のもと1年以内に企業する見込みのある外国人材については、起業準備期間として最長1年の入国・在留を認める制度を開始。

出典：法務省資料より作成

---

2. 外国人材受入れ状況と商工会議所の取組み

東京商工会議所の外国人留学生向け事業例（2019年4月～） ⑧

（1）合同説明会「東商就職ジョブフェア」の開催
①日　時：2019年5月15日　13:00～17:00 （於：新宿エルタワー）
②参加者：企業55社、学生等162名（うち留学生42名）
③内　容：就職を希望する概ね34歳以下の若者（新卒予定者および既卒者・第二新卒・中途・外国人留学生）までを対象とした合同説明会の開催。
④今後の予定：2020年3月12日、3月13日、4月14日、4月15日

（2）企業と大学との「インターンシップ交流会」の開催
①日　時：2019年6月28日　（於：ソマール株式会社丸正ビル）
②参加者：企業26社（33名）、大学14校（17名）
③内　容：インターンシップの受入を検討している企業人事担当者と、留学生を含む学生の派遣を検討する大学担当者が一堂に会し、夏季・冬季インターンシップの実施に向けて情報を交換した。

（3）専門学校に通う外国人留学生向けの採用面談会の開催
①日　時：2019年7月13日　11:30～15:30 （次回開催：10月19日）（於：新宿区立産業会館）
②参加者：企業17社、留学生138名（中国、韓国、台湾など）
③内　容：大学に通う留学生に比べ、専門学校に通う留学生は、合同説明会などへ参加する機会が限られていることから、東商会員企業と留学生との相互理解を深め、日本での就業を支援するための採用面談会を開催。（城西地区6支部（新宿、世田谷、渋谷、中野、杉並、練馬）主催）

（4）企業向け「外国人材活用・採用セミナー」の開催（12月以降開催分）
○「～即戦力として外国人社員の受け入れを考える～ 外国人雇用のための人事労務管理」
日時：2019年12月5日　14:00～16:00　場所：目黒区民センター
○「外国人採用で押さえたい5つのポイント」
日時：2020年2月20日　14:00～16:00　場所：としま産業振興プラザ
○「外国人留学生を新卒採用するための実務セミナー」
日時：2020年2月26日　14:00～16:00　場所：中野区産業振興センター

---

2. 外国人材受入れ状況と商工会議所の取組み

外国人材受入れに関する商工会議所の要望と実現状況 ⑨

第1弾　今後の外国人材の受入れのあり方に関する意見
～開かれた日本の実現に向けた新たな受入れ策の構築を～　2017年11月16日
➢『開かれた日本』の実現に向けた、移民とは異なる新たな受入れ制度の構築に関する検討を政府で行うこと。
➢就労が認められる１８の在留資格について、より積極的に外国人を受入れるため、早急に検証・見直しを行うこと。

前田副会頭による葉梨法務副大臣への手交

第2弾　専門的・技術的分野の外国人材受入れに関する意見
～新たな在留資格「中間技能人材」の創設を～　2018年4月26日
➢一定の専門性・技能を有する外国人材を「中間技能人材」（仮称）と定義し、新たな在留資格を創設した上で、受入れを積極的に進めていくべき。
➢「中間技能人材」の創設にあたっては、原則、人手不足の業種・職種であることを受入れの基本的な条件とし、期間は他の在留資格と同様に5年を上限に更新可とすべき。

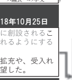
石田専務理事によるタスクフォース議長への手交

第3弾　「入管法改正案」骨子及び「政府基本方針」骨子案に対する意見
～深刻な人手不足に苦慮する中小企業に有効な制度とするために～　2018年10月25日
➢外国人材の新たな受入れ制度は深刻な人手不足への対応を主な目的に創設されることから、人手不足に苦慮する中小企業が円滑に外国人材を受入れられるようにするなど、有効な制度とすることが不可欠。
➢上記の考えに基づき、外国人材を受入れる中小企業に対する支援の拡充や、受入れ企業、登録支援機関の要件等について、中小企業の実態に基づき要望した。

第4弾　法務省・外国人材の新たな受入れ制度に関する省令（案）
厚生労働省・外国人雇用管理指針（改正案）に対する意見　2019年1月25日
➢外国人材を受入れる中小企業を念頭に置いた省令とすること、外国人材の雇用管理に関して事業主が講ずべき措置を取り纏めた「外国人雇用管理指針」の幅広い周知

第5弾　法務省　出入国在留管理基本計画（案）に対する意見　2019年4月12日
➢出入国在留管理行政の基本方針と今後２年程度の具体的な施策の方針が盛り込まれている上記基本計画に、人手不足に苦慮する中小企業のための施策を盛り込むよう

安倍総理発言（2018/2/21 経済財政諮問会議）
➢専門的・技術的な外国人受入れの制度の在り方について、早急に検討を進め
➢前提条件は、
①在留期間の上限を設定し
②家族の帯同は基本的に認めない
③移民政策は採らない　こととし
今夏までに方向性を示す。

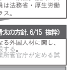

専門的・技術的分野における外国人材の受入れに関するタスクフォース（2/23～）
➢菅官房長官、上川法務大臣（当時）のもとに設置。議長は内閣官房副長官補（内政担当）で、構成員は法務省・厚生労働省・経済産業省など関係省庁の局長クラス。

経済財政運営と改革の基本方針2018（骨太の方針、6/15 抜粋）
➢一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人材に関し、就労を目的とした新たな在留資格を創設する。
➢受入れ業種ごとに必要な知識・技能は業所管省庁が定める試験によって確認する。

外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議（7/24～）

法務省・外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策検討会（9/13～）

「入管法改正案」骨子及び「政府基本方針」骨子案（10/12 抜粋）
➢相当程度の知識または経験を要する技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格「特定技能１号」と、同分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格「特定技能２号」を新設。

改正出入国管理法成立（12/8）
2019/4より外国人材の新たな受入れ制度がスタート

法務省・外国人材の新たな受入れ制度に関する省令
厚生労働省・外国人雇用管理指針
➢外国人材の新たな受入れ制度の創設に向け、特定技能外国人に対する支援内容、雇用契約の基準や受入れ企業が満たすべき基準等について定めた省令と、外国人雇用管理指針が公布された。

2. 外国人材受入れ状況と商工会議所の取組み

特定技能制度の概要

東京商工会議所 ⑩

・特定技能１号・２号の概要

	特定技能１号	特定技能２号
技術水準	相当程度の知識又は経験を必要とする技能（試験で確認）	熟練した技能（試験で確認）
日本語能力水準	ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度を基本とし、業務上必要な日本語能力（試験で確認）	―
在留期間	通算で上限５年まで（1年、6か月又は4か月ごとの更新）	制限なし（3年、1年又は6か月ごとの更新）
家族の帯同	基本的に不可	可能（配偶者、子）
受入れ分野	１４分野 介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造、外食業	２分野 建設、造船・舶用工業
特定技能外国人に対する支援	受入れ企業、又は登録支援機関が10項目の支援を実施（義務） ①入国前生活ガイダンス ②出入国時の空港等への送迎 ③住宅確保、生活に必要な契約支援 ④在留中の生活オリエンテーション ⑤日本語習得の機会の提供 ⑥外国人からの相談・苦情への対応 ⑦各種行政手続に関する情報提供、支援 ⑧日本人との交流の促進 ⑨転職支援（人員整理等の場合） ⑩定期的な面談・行政機関への通報	支援の必要なし
転職	入国・在留を認めた分野での転職可	同左

・就労が認められる在留資格の技能水準

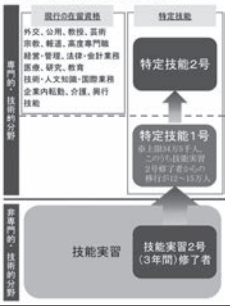

2. 外国人材受入れ状況と商工会議所の取組み

特定技能外国人材への受入れに対する企業の関心

東京商工会議所 ⑪

○外国人材の受入れニーズがあると回答した企業のうち、「特定技能」外国人材の受入れに関心がある（「現在、受入れを検討中」、「今後、受入れを検討する可能性あり」）と回答した企業は、83．6%に達する。

・「特定技能」外国人材の受入れへの関心 n= 1,411

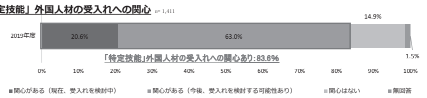

・政府が実施すべき取組【複数回答】

※対象：「特定技能外国人材の受入れに関心がある」と回答した企業

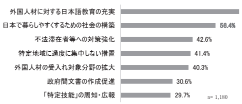

・政府が実施すべき受入れ企業向け支援策【複数回答】

※対象：「特定技能外国人材の受入れに関心がある」と回答した企業

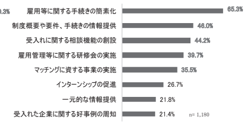

出典：日商「外国人材の受入れニーズに関する調査」（調査期間：2019年3月～4月）

2. 外国人材の現状と商工会議所の取組み

特定技能外国人材の受入れ状況等について

東京商工会議所 ⑫

出典：法務省

特定技能外国人の許可状況等について（令和元年12月末現在：速報値）

① 在留資格認定証明書交付　交付　１，１３９件
② 在留資格変更許可　許可　１，０６２件
③ 登録支援機関登録　登録　３，４５１件
④ 特例措置としての「特定活動」　許可　８５７件（未交付含む）

登録支援機関の内訳

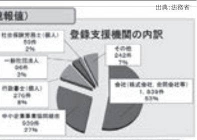

許可件数等の内訳

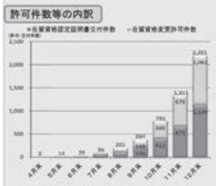

特定技能在留外国人数（令和元年11月末現在：速報値）

特定技能１号在留外国人数　１，０１９人

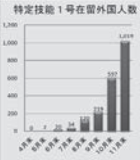

分野	人数
介護	19人
ビルクリーニング	12人
素形材産業	143人
産業機械製造業	151人
電気・電子情報関連産業	31人
建設	59人
造船・舶用工業	32人
自動車整備	8人
航空	0人
宿泊	13人
農業	169人
漁業	8人
飲食料品製造業	303人
外食業	71人

3. 今後の展望

「外国人材の受入れ政策に関する要望」（概要） 2019年10月17日公表

東京商工会議所 ⑬

○特定技能外国人材の受入れ状況等を踏まえ、全国515商工会議所への調査等をもとに2019年10月に出入国在留管理庁をはじめ関係省庁へ意見書を提出。

Ⅰ．重点要望事項

1．外国人材の受入れに係る相談機能の強化・拡充
2．受入れ企業と外国人材とのマッチング機会の提供
3．特定技能外国人の受入れ対象分野の拡大に向けた検討

➤日商の調査では全国の商工会議所より特定技能1号の追加希望分野・業種として下記が挙げられている。

○林業　○建設業（とび作業、防水施行作業等）　○印刷業　○ビルメンテナンス業
○製造業（金属製品、紙加工品、ゴム製品、飲食料品、自動車部品、繊維、陶磁器等）　○縫製業　○運輸業（トラック、タクシー、水運業）
○倉庫業　○卸売業（飲食料品、鮮魚）　○小売業（コンビニ、スーパー）　○廃棄物処理業

4．特定技能外国人の大都市圏への偏在防止に向けた具体的な方策

Ⅱ．個別要望事項

1．外国人材の円滑な受入れに向けた政策
（1）外国人材の送出国における特定技能の効果的な周知・広報　（2）技能実習2号修了予定者等に対する制度周知
（3）在留資格手続きの円滑化・迅速化　（4）受入れ対象分野の特定技能試験の早期実施と地方での試験実施

2．外国人材の受入れ拡大に向けた政策
（1）わが国の国家資格取得者の積極的な受入れ　（2）留学生のわが国における就職・起業の促進
（3）高度人材の受入れ促進に資する施策の強化・拡充

3．受入れ企業に対する政策
（1）特定技能の在留資格に係る新たな制度の幅広い周知　（2）外国人雇用管理指針の幅広い周知
（3）公共職業訓練を通じた特定技能外国人のスキルアップ　（4）分野別協議会の緊密な連携、好事例の周知・横展開

4．共生社会の実現に向けた受入れ環境の更なる整備
5．総合的対応策の定期的なフォローアップと施策の追加・拡充
6．外国人材にとって納得感の高い社会保障制度の検討

4. 参考資料

特定技能外国人材の受入れ状況等について

東京商工会議所 ⑭

外国人材の採用や登用で得られるメリット

≪高度外国人材を雇用する日本企業の声≫

- 中国人を採用し、活躍することで、中国の取引先から高い信用を得られる。商習慣の違いを理解しており、日本人より成果を出す場合がある。また、現地法人とのやり取りがスムーズになった。
- 若い高度外国人材の活用により、日本人も触発された。また、多様性を重んじる組織文化が生まれ、根付いてきた。
- 日本人とは違った視点、経験の豊富さ等、日本人にはない特有な考えを持っており、常に気づきがある。

事業の海外展開、新規顧客の獲得
外国語に堪能、かつ現地市場をよく知る外国人材を採用し、事業の海外展開や新規顧客・販路開拓。

外国人材目線での商品開発・サービス提供
日本人とは異なる新鮮な発想や視点を持つ外国人材が、商品開発に取組み、各国の市場ニーズに合わせた商品・サービスを提供。

新たなビジネスモデル構築
海外現地法人と日本法人との時差を利用することで、日本国内と海外で業務の分業体制を構築するなど、新たなビジネスモデルを創出。作業効率も向上。

社員の意識変革
外国人材の活動が日本人社員に新たな「気づき」を引き起こし、社員の意識改革や職場環境の改善、生産性の向上へ。

※経済産業省「高度外国人材活用企業50社」、厚生労働省「高度外国人材活用のための実践マニュアル」より一部抜粋

4. 参考資料

外国人材の活躍に向けたポイント

東京商工会議所 ⑮

	企業側（日本人）の意識・価値観		外国人側の意識・価値観
人材活用、活躍	➤日本人社員と同様に配置、配属	⇔	➤外国人ならではの能力や語学力を活用して仕事がしたい
評価	➤総合的な評価（成果、プロセス、勤務態度…）	⇔	➤評価基準が不透明
キャリア形成	➤長期的な雇用を前提とした人材育成 ➤終身雇用、年功序列	⇔	➤短期間でキャリア形成をしたい ➤離転職に抵抗がない、離転職によりキャリアアップ
仕事とプライベート	➤残業・休日出勤	⇔	➤プライベートを尊重
意思表示 コミュニケーション	➤以心伝心、察する ➤婉曲、曖昧な物言い ➤本音と建前 ➤とりあえず、謝罪	⇔	➤はっきりと主張する ➤直接的な物言い ➤謝罪＝非を認める

出典：厚生労働省資料（事務局が一部加筆・編集）

4. 参考資料

日本企業（日本人）と外国人材とのコミュニケーションギャップの例

東京商工会議所 ⑯

出典：厚生労働省資料（事務局が一部加筆・編集）

外国人材が感じるコミュニケーション上の課題（例）

- 職場のルール、ビジネスマナーなど、日本人にとって当たり前のことが分からない。
  →外国人が職場で疎外感を感じないよう、日本語習得の支援、日本の生活習慣やビジネスマナーに関する研修、メンター制度の導入・定期的な面談、生活面でのサポート（衣食住、医療、地域社会との交流など）等が有効
- 日本人の間での婉曲的な表現を理解することが難しい。
- 日本人の仕事の指示があいまいで、理解できない。
  →主語や時制を明確にして、目的と、誰が、いつまでにやらなければならないか等、5W1Hを明確にして具体的に指示する
- 謝罪についての考え方が、日本人と外国人とでは違うことが誤解を生じさせている。
  →日本：謝ることで人間関係を上手く保つ、外国：謝ることは責任を認めること
- 日本国内外でコミュニケーションの違いがあることを日本人社員が認識していない。
- 日本の文化と外国の文化に違いがあることを日本人社員が認識していない。
  →「時間」に対する厳格さ、生活習慣、宗教、文化など

外国人材がマネジメントに関して感じる不満・不安（例）

- 評価基準が不明確、不透明で、評価に対する不信感、不満を持つ。
  →採用目的・担当業務の明確化
  →自社の経営方針、勤務制度（休暇制度、勤務時間等）、評価基準、育成方針等に関する丁寧な説明
- 日本人社員と比べて、昇進、昇格が遅く、公平に扱われていないのではないかという不安がある。
- 母国の企業や外資系企業に比べて、昇進や処遇に差があることから不満を持つ。
- 勤務時間、有給休暇の取得において不満、不安がある。

4. 参考資料

中小企業における外国人材の採用方法

東京商工会議所 ⑰

○民間シンクタンクの調査では、外国人材の募集・採用方法は、「求人広告の掲載」が約4割で、「大学や専門学校など学校経由の募集」、「監理団体経由で採用」が続く。
○採用するにあたって考慮することは、「人物・人柄」、「日本語能力」が約7割にのぼるなど、多くの企業が業務を遂行するうえでの基礎的な面を挙げている。

（１）外国人材の募集・採用方法 (n=449)

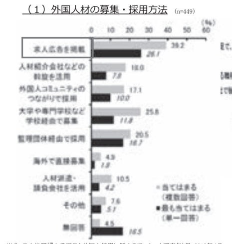

（２）外国人を採用するにあたって考慮すること

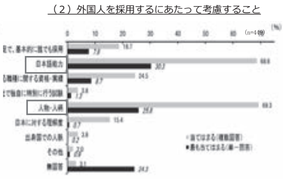

出典：日本総研「『人手不足と外国人採用に関するアンケート調査』結果」2019年4月

4. 参考資料

外国人材の活躍状況、活用上の課題

東京商工会議所 ⑱

○外国人材の活躍状況は、「ほぼ期待通りの活躍」が64．4%、「期待以上の活躍」が12．7%。「期待ほどではない」、「期待外れ」との割合は少ない。
○外国人材の活用上の課題は、「一定期間しか雇えない」の他、「コミュニケーションに苦労する」が多いことから、外国人材の活躍・定着には円滑なコミュニケーションが重要となる。

（３）外国人材の活躍状況 (n=449)

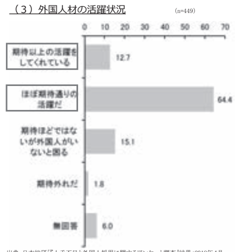

（４）外国人材の活用上の課題 (n=449)

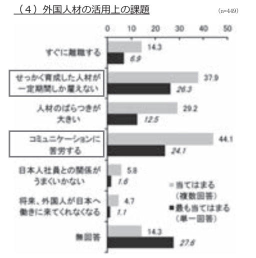

出典：日本総研「『人手不足と外国人採用に関するアンケート調査』結果」2019年4月

4. 参考資料

日本企業と外国人材に対する調査結果（外国人材を必要としている理由）

東京商工会議所 ⑲

○日本企業が外国人材を必要としている理由は、「海外での事業展開や外国企業との取引強化」、「外国人としての感性・国際感覚等の強みの発揮」、「外国人材の母国との橋渡しの役割期待」などが多く挙げられている。

（１）【対象：日本企業】外国人材を必要としている理由 n=外国人材が就労する日本企業55社（ヒアリング）

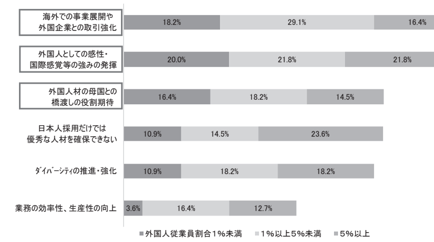

出典：総務省「高度外国人材の受入れに関する政策評価書」※2019年6月

4. 参考資料

日本企業と外国人材に対するアンケート結果（希望勤続年数、離職状況）

東京商工会議所

○（1）外国人材が考える日本での今後の希望勤続年数は「6年未満」が28．1%を占めている（2）日本企業が外国人材に期待する就業期間と比較すると、「10年以上」とする割合には開きがある。
○（3）日本企業が認識する外国人材の離職状況は、「日本人より低い」、「日本人と変わらない」、「日本人より高い」で大差はない。

（1）【対象：外国人材】日本での今後の希望勤続年数　n=日本の企業に勤務している外国人材232人

（2）【対象：日本企業】日本企業が外国人材に期待する就業期間　n=外国人材が就労する日本企業55社（ヒアリング）

（3）【対象：日本企業】日本企業が認識する外国人材の離職状況　n=外国人材が就労する日本企業55社（ヒアリング）

出典：総務省「高度外国人材の受入れに関する政策評価書」（2019年6月

東京商工会議所

4. 参考資料

日本企業と外国人材に対する調査結果（外国人材が認識する日本の就労環境の短所・課題）

東京商工会議所

○外国人材が挙げる日本の就労環境の短所・課題と日本企業の対応にはギャップがある。
○外国人材が挙げる日本の就労環境の短所・課題について、日本企業が「何もしていない」と認識している外国人材が33．1%にのぼる。

（1）【対象：外国人材】外国人材が挙げる日本の就労環境の短所・課題　n=日本の企業に勤務している外国人材232人のうち、日本の就労環境に短所・課題があると認識する外国人材164人

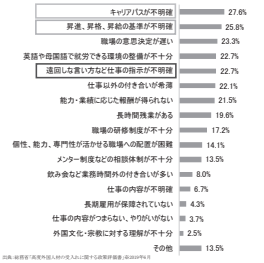

（2）【対象：外国人材】外国人材が認識する日本企業の対応

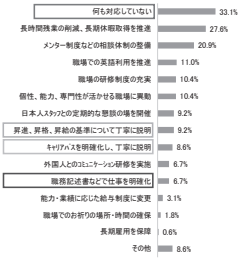

出典：総務省「高度外国人材の受入れに関する政策評価書」（2019年6月

4. 参考資料

日本企業と外国人材に対する調査結果（外国人材が認識する日本の就労環境の課題）

東京商工会議所

○日本企業が認識する就労環境上の課題と、それに対する日本企業の対応にはギャップがある。
○就労環境上の課題を認識しながらも、「何もしていない」日本企業が24．2%ある。

（1）【対象：日本企業】日本企業が認識する就労環境上の課題　n=外国人材が就労する日本企業55社のうち、就労環境上の課題があると認識する日本企業33社

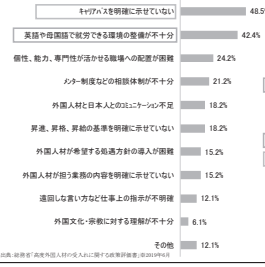

（2）【対象：日本企業】就労環境上の課題への日本企業の対応

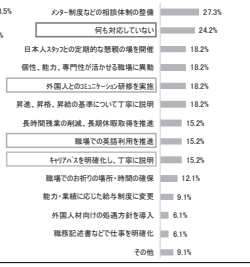

出典：総務省「高度外国人材の受入れに関する政策評価書」（2019年6月

4. 参考資料

日本企業と外国人材に対する調査結果（外国人材が認識する日本の生活環境の短所）

東京商工会議所

○（1）外国人材が挙げる日本の生活環境の短所・困っている点は、「住宅の確保が困難」、「英語や母国語でも通える病院が少ない」が多く挙げられている。
○（2）日本での生活環境改善のために必要な公的支援についても上記の2点が多い。

（1）【対象：外国人材】日本の生活環境の短所・困っている点　n=日本の企業に勤務している外国人材232人、大学に勤務の外国人材82人、留学生61人のうち、日本の生活環境に短所・困っている点があるとする外国人材274人

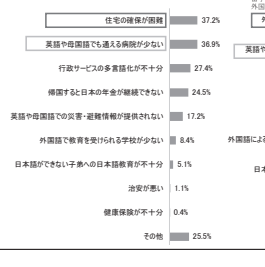

（2）【対象：外国人材】日本での生活環境改善のために必要な公的支援　n=日本の企業に勤務している外国人材232人、大学に勤務の外国人材82人、留学生61人のうち、日本の生活環境の改善のために公的支援が必要だと認識する外国人材339人

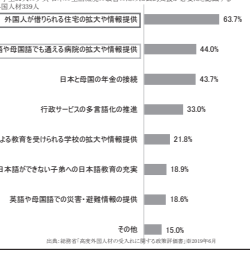

出典：総務省「高度外国人材の受入れに関する政策評価書」（2019年6月

4. 参考資料

日本企業と外国人材に対する調査結果（日本企業が認識する日本の生活環境上の課題等）

東京商工会議所

○（1）日本企業が認識する日本の生活環境上の課題は、「行政サービスの多言語化が不十分」、「住宅の確保が困難」、「英語や母国語でも通える病院が少ない」が多く挙げられている。
○（3）雇用している外国人材の生活環境の改善のために必要な公的支援についても上記の3点が多い。

（1）【対象：日本企業】採用した外国人材の定着のために対応すべき生活環境上の課題　n=外国人材が就労する日本企業55社のうち、生活環境上の課題があると認識する日本企業29社

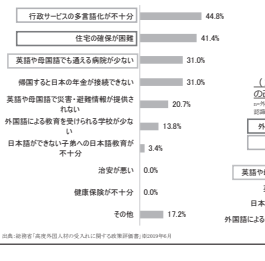

（2）【対象：日本企業】外国人材の生活環境上の課題に対応するために実施したこと　n=外国人材が就労する日本企業55社のうち、生活環境上の課題に対応した日本企業17社

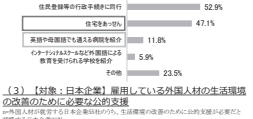

（3）【対象：日本企業】雇用している外国人材の生活環境の改善のために必要な公的支援　n=外国人材が就労する日本企業55社のうち、生活環境の改善のために公的支援が必要だと認識する日本企業38社

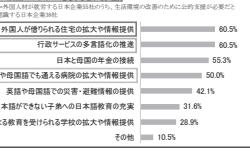

出典：総務省「高度外国人材の受入れに関する政策評価書」（2019年6月

宿泊分野における特定技能外国人の受入れについて

令和2年2月12日
観光庁観光人材政策担当参事官室

観光庁
Japan Tourism Agency ／ Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

宿泊分野における特定技能外国人の受入れについて ①

観光庁

○平成30年12月、臨時国会において「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が成立。一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人材を受け入れるため、新たな在留資格「特定技能」が創設。

○平成31年4月に施行され、本制度のもとで宿泊分野については、宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客及びレストランサービス等の宿泊サービスの提供に係る業務に従事する外国人材の受入れが可能。

在留資格「特定技能」の創設

○ 新たな在留資格として、人手不足分野において、相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格「特定技能１号」と、同分野において熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格「特定技能２号」を新設する

1. 受入れ対象分野
○ 生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお、外国人材の受入れが必要と認められる宿泊など14分野

2. 受入れ対象者
○ 一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材
○ ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語能力を有することが基本

宿泊分野において受入れる外国人材
<特定技能１号>
対象者（一社）宿泊業技能試験センターが実施する「宿泊業技能測定試験」の合格者

3. 外国人への支援
○ 「特定技能１号」の外国人材に対し，受入れ機関又は登録支援機関において，我が国での活動を安定的・円滑に行うことができるようにするための日常生活上，職業生活上又は社会生活上の支援を行う

4. 受入れ機関
○ 受入れ機関は，所要の基準に適合した雇用契約を締結し，当該契約の適正な履行を確保するなど所要の基準を満たさなければならない

5. 登録支援機関
○ 登録支援機関は，所要の基準を満たした上で，出入国在留管理庁長官の登録を受けて支援を行う

6. その他
○ 「特定技能１号」は，在留期間の上限を通算５年とし，家族の帯同を基本的に認めない

在留資格一覧表

出入国在留管理庁
Immigration Services Agency of Japan

就労が認められる在留資格（活動制限あり）

在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、公使等及びその家族
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家、画家、作家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者、管理者等
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師等
研究	政府関係機関や企業等の研究者等
教育	高等学校、中学校等の教員等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者
介護	介護福祉士
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等
特定技能（注１）	特定産業分野（注２）の各業務従事者
技能実習	技能実習生

（注１）平成31年4月1日から
（注２）介護，ビルクリーニング，素形材産業，産業機械製造業，電気・電子情報関連産業，建設，造船・舶用工業，自動車整備，航空，宿泊，農業，漁業，飲食料品製造業，外食業
（平成３０年１２月２５日閣議決定）

身分・地位に基づく在留資格（活動制限なし）

在留資格	該当例
永住者	永住許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者，我が国で出生し引き続き在留している実子
定住者	日本３世，外国人配偶者の連れ子等

就労の可否は指定される活動によるもの

在留資格	該当例
特定活動	外交官等の家事使用人，ワーキングホリデー等

就労が認められない在留資格（例）

在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客，会議参加者等
留学	大学，専門学校，日本語学校等の学生
研修	研修生
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者，子

※ 資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められる。

宿泊分野における特定技能外国人の受入れについて ②

観光庁

業務内容

○宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客及びレストランサービス等の宿泊サービスの提供に係る業務

フロント業務
- チェックイン/アウト、周辺の観光地情報の案内、ホテル発着ツアーの手配 等

企画・広報業務
- キャンペーン・特別プランの立案、館内案内チラシの作成、HP、SNS等による情報発信 等

接客業務
- 館内案内、宿泊客からの問い合わせ対応 等

レストランサービス業務
- 注文への応対やサービス（配膳・片付け）、料理の下ごしらえ・盛りつけ等の業務 等

技能水準（試験について）

<技能試験>
○（一社）宿泊業技能試験センターが実施する「宿泊業技能測定試験」。
○国内及び国外で実施。
国内での１回目を平成31年4月に全国7カ所で実施。280名が合格。
国内での２回目を令和元年10月に全国8カ所で実施。363名が合格。
ミャンマーにて令和元年10月に実施。85名が合格。
国内での３回目を令和２年１月に実施。412名が合格。
<日本語能力に係る試験>
○「日本語能力試験」(JLPT)のN4レベルまたは、(独)国際交流基金の実施する「国際交流基金日本語基礎テスト」に合格すること。

宿泊分野特定技能協議会

○設置趣旨：特定技能外国人の適正な受入れ及び保護を行うとともに、各地域における必要な特定技能外国人を受け入れるため、相互連絡及び必要な措置を講じる。
○設置時期：平成31年４月１日
○構成員　：有識者、業界団体、関係省庁（法、警、外、厚、観）、特定技能所属機関、登録支援機関、事務局（観光庁）
○開催頻度：原則として3月に1回以上（持ち回りによる開催含む）

受入れ人数・雇用形態

○受入れ人数：5年間で22，000人を上限
○雇用形態　：直接雇用

制度概要　①在留資格について

出入国在留管理庁
Immigration Services Agency of Japan

○ **特定技能１号**：特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
○ **特定技能２号**：特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

特定産業分野：介護，ビルクリーニング，素形材産業，産業機械製造業，電気・電子情報関連産業，（１４分野）　建設，造船・舶用工業，自動車整備，航空，宿泊，農業，漁業，飲食料品製造業，外食業
（特定技能２号は下線部の２分野のみ受入れ可）

特定技能１号のポイント
○ 在留期間：１年，６か月又は４か月ごとの更新，通算で上限５年まで
○ 技能水準：試験等で確認（技能実習２号を修了した外国人は試験等免除）
○ 日本語能力水準：生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認（技能実習２号を修了した外国人は試験等免除）
○ 家族の帯同：基本的に認めない
○ 受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象

特定技能２号のポイント
○ 在留期間：３年，１年又は６か月ごとの更新
○ 技能水準：試験等で確認
○ 日本語能力水準： 試験等での確認は不要
○ 家族の帯同：要件を満たせば可能（配偶者，子）
○ 受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外

【就労が認められる在留資格の技能水準】

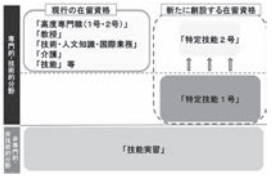

制度概要　②受入れ機関と登録支援機関について

出入国在留管理庁
Immigration Services Agency of Japan

受入れ機関について

1　受入れ機関が外国人を受け入れるための基準
①　外国人と結ぶ雇用契約が適切（例：報酬額が日本人と同等以上）
②　機関自体が適切（例：５年以内に出入国・労働法令違反がない）
③　外国人を支援する体制あり（例：外国人が理解できる言語で支援できる）
④　外国人を支援する計画が適切（例：生活オリエンテーション等を含む）

2　受入れ機関の義務
①　外国人と結んだ雇用契約を確実に履行（例：報酬を適切に支払う）
②　外国人への支援を適切に実施
→　支援については，登録支援機関に委託も可。
全部委託すれば１③も満たす。
③　出入国在留管理庁への各種届出
(注)　①～③を怠ると外国人を受け入れられなくなるほか，出入国在留管理庁から指導，改善命令等を受けることがある。

登録支援機関について

1　登録を受けるための基準
①　機関自体が適切（例：５年以内に出入国・労働法令違反がない）
②　外国人を支援する体制あり（例：外国人が理解できる言語で支援できる）

2　登録支援機関の義務
①　外国人への支援を適切に実施
②　出入国在留管理庁への各種届出
(注)　①②を怠ると登録を取り消されることがある。

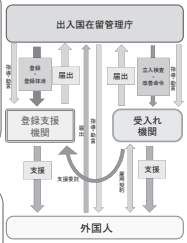

宿泊事業における特定技能外国人材受入れセミナーについて

観光庁

○ 2019年4月1日の入管法改正により、新たな在留資格「特定技能」が創設。宿泊分野も対象となっており、外国人材の言語等の強みを活かしたサービス向上や労働力不足解消に期待。
○ 宿泊業界における外国人材活用のための環境整備の一環として、特定技能外国人受入れセミナーを開催。
○ 第Ⅰ部では、特定技能に係る制度の説明や、特定技能外国人材等の受入れのための実務面のポイント・留意点などを地域事業者の取組紹介を交えて紹介。
○ 第Ⅱ部では、特定技能外国人材等の受入れを検討している事業者および宿泊業界で働くことに関心のある外国人材を対象に、受入れ・共生に向けた工夫や課題等について、意見交換等を行う交流会を実施。

セミナー概要

【対象者】
・外国人材の雇用に関心のあるホテル・旅館等の宿泊事業者及び登録支援機関
・日本の宿泊業界で働きたい外国人、外国人が在籍する教育機関の指導担当　等
【開催日時】
2019年10月～2020年2月
開場　13:30
第Ⅰ部 14:00～15:30（制度の説明、事例紹介等）
第Ⅱ部 15:45～17:00（交流会）
【開催地域】全国10ブロック、計12回開催
【定　　員】各回 定員50～80名程度

セミナー日程

日付	開催地	会場
10/31(木)	関東	機械振興会館（東京都港区）
11/20(水)	北陸信越	新潟美咲合同庁舎２号館（新潟県新潟市）
11/27(水)	東海	名古屋合同庁舎第１号館（愛知県名古屋市）
11/29(金)	沖縄	那覇第2地方合同庁舎２号館（沖縄県那覇市）
12/6(金)	関東	機械振興会館（東京都港区）
12/11(水)	東北	仙台第４合同庁舎（宮城県仙台市）
12/13(金)	近畿	大阪合同庁舎第４号館（大阪府大阪市）
12/20(金)	北海道	札幌第２合同庁舎（北海道札幌市）
1/14(火)	四国	高松サンポート合同庁舎南館（香川県高松市）
1/22(水)	近畿	大阪合同庁舎第４号館（大阪府大阪市）
2/3(月)	九州	福岡合同庁舎本館（福岡県福岡市）
2/10(月)	中国	広島合同庁舎４号館（広島県広島市）

宿泊業における特定技能の外国人材の求人情報の掲載について

観光庁

○宿泊業における特定技能外国人材の受入に向け、日本ホテル協会、全日本シティホテル連盟、日本旅館協会、全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会（全旅連）の業界団体4団体は、それぞれのウェブサイトにおいて求人情報を掲載している。

日本ホテル協会
協会サイト内のホテルページには電話番号や各ホテルのウェブリンク等基礎コンタクト情報を記載。

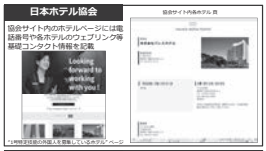

日本旅館協会
協会サイト内の旅館ページに給与、休日、必要応募書類等の情報を記載。

全日本シティホテル連盟
連盟サイト内のホテルページに給与、休日、必要応募書類等の情報を記載。

全旅連
連合会サイト内の旅館ページに給与、休日、必要応募書類等の情報を記載。

特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針について
（平成30年12月25日 閣議決定）

別紙１０

宿泊分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針

法 務 大 臣
国家公安委員会
外 務 大 臣
厚生労働大臣
国土交通大臣

「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年６月15日閣議決定）を踏まえ、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「法」という。）第２条の４第１項の規定に基づき、法第２条の３第１項の規定に基づき定められた「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）にのっとって、宿泊分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（以下「運用方針」という。）を定める。

１　人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野（特定産業分野）
宿泊分野

２　特定産業分野における人材の不足の状況（当該産業上の分野において人材が不足している地域の状況を含む。）に関する事項
（１）特定技能外国人受入れの趣旨・目的
宿泊分野において深刻化する人手不足に対応するため、専門性・技能を生かした業務に即戦力として従事する外国人を受け入れることで、本分野の存続・発展を図り、もって我が国の経済・社会基盤の持続可能性を維持する。
（２）生産性向上や国内人材確保のための取組等
宿泊分野では、生産性の向上や国内人材の確保の取組として、業務効率化、ＩＴ化・機械化や、女性・高齢者・若者の就業促進に取り組んでいる。
（生産性向上のための取組）
宿泊分野では、マルチタスク化の推進、スタッフの技能向上を促すとともに、その習得状況を情報共有するためのスキルマップの作成、ＩＴを活用した問合せへの自動応答や宿泊者情報の共有による業務効率化等に取り組んでいる。また、全国の旅館・ホテルの幹部層を対象としたワークショップやセミナー等を開催し、好事例を全国へ展開することにより、これらの取組の普及拡大を進めている。
これらの取組により、過去５年間の年平均生産性向上率は 2.8 %と、全産業平均（1.7 %）を大きく上回る状況となっている。
（国内人材確保のための取組）
宿泊分野では、女性のキャリアアップを促進する教育研修制度の確立や高齢者が働きやすい勤務体系の導入、シニアスタッフが担当する新入社員をサポートするメンター制度の導入等を進めているほか、休館日の導入、有給休暇完全消化の徹底等の

運用方針の変更を含め、必要な措置を講じる。
（５）特定技能外国人が大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することとならないようにするために必要な措置
自治体における一元的な相談窓口の設置、ハローワークによる地域の就職支援等を着実に進める等の業種横断的な措置・方策に加え、国土交通省は、地域における人手不足の状況について、協議会等の場を活用して、地域別の有効求人倍率及び欠員率や業界団体を通じた調査等により定期的な把握を行うとともに、関係省庁や宿泊業界と連携して、本制度の趣旨や優良事例を全国的に周知し、各地域の宿泊施設による生活支援の充実を促すとともや、地域の宿泊施設から送出し国に対し、地域の魅力や受入れ環境についての情報発信を促すことを含め、必要な措置を講じることにより、各地域の事業者が必要な特定技能外国人を受け入れられるよう図っていく。

１．宿泊分野をめぐる人手不足状況の変化の把握方法
国土交通大臣は、以下の指標をもって人手不足状況の変化を的確に把握する。
（１）宿泊分野の１号特定技能外国人在留者数（３か月に１回法務省から国土交通省に提供）
（２）職業安定業務統計に基づく有効求人倍率、雇用動向調査に基づく欠員率
（３）業界団体を通じた所属企業等への調査
（４）「宿泊分野特定技能協議会」による状況把握等

２．人手不足状況の変化等を踏まえて講じる措置
（１）国土交通大臣は、上記１に掲げた指標及び動向の変化や当初の受入れ見込数とのかい離、就業構造や経済情勢の変化等を踏まえ、人手不足の状況に変化が生じたと認める場合には、それらの状況を的確に把握・分析を加えた上で、変化に応じた人材確保の必要性を再検討し、状況に応じて運用方針の見直しの検討・発議等の所要の対応を行う。
また、向こう５年間の受入れ見込数を超えることが見込まれる場合には、法務大臣に対し、受入れの停止の措置を求める。
（２）上記（１）で受入れの停止の措置を講じた場合において、当該受入れ分野において再び人材の確保を図る必要性が生じた場合には、国土交通大臣は、受入れの再開の措置を講じることを発議する。

第３　その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

１．１号特定技能外国人が従事する業務
宿泊分野において受け入れる１号特定技能外国人が従事する業務は、上記第１の試験合格により確認された技能を要する宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客及びレストランサービス等の宿泊サービスの提供に係る業務をいう。
あわせて、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務（例：館内販売、館内備品の点検・交換等）に付随的に従事することは差し支えない。

２．第２号技能実習を良好に修了した者の日本語能力の評価
職種・作業の種類にかかわらず、第２号技能実習を良好に修了した者については、技能実習生として良好に３年程度日本で生活したことにより、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語能力水準を有する者と評価し、上記第１の２（１）及び（２）の試験を免除する。

３．分野の特性を踏まえて講じる措置
（１）「宿泊分野特定技能協議会」（運用方針５（２）イ及びウ関係）
国土交通省は、宿泊分野の特定技能所属機関、業界団体その他の関係者により構成される「宿泊分野特定技能協議会」（以下「協議会」という。）を組織する。
協議会は、その構成員が相互の連絡を図ることにより、外国人の適正な受入れ及び外国人の保護に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図る。

の労働環境の改善に取り組んでいる。また、宿泊分野における女性・シニアの活躍事例を調査し、その好事例をオンライン講座やセミナーを通じて広く発信することにより、これらの取組の普及拡大を進めている。
（３）受入れの必要性（人手不足の状況を判断するための客観的指標を含む。）
平成 29 年の訪日外国人旅行者数は 2,869 万人であり、これは平成 24 年と比較すると約 3.4 倍の増加となっている。さらに、今後「明日の日本を支える観光ビジョン」における訪日外国人旅行者数の政府目標（2020 年 4,000 万人、2030 年 6,000 万人）の達成に向けた宿泊需要に対応するためには、これを支える宿泊分野の人材確保が必要不可欠である。また、観光を地方創生につなげていくためには、３大都市圏以外の地方部への外国人旅行者の訪問を増大させる必要があるが、その延べ宿泊者数は、最近５年間で大都市圏では約 2.2 倍、地方部では約 2.8 倍の増加となっており、全国にわたって、宿泊需要の増大への対応が必要となっている。
地方、宿泊分野に係る職業の有効求人倍率（平成 29 年度）は全国で 6.15 倍であり、また、宿泊業、飲食サービス業の欠員率（平成 29 年）は全国で 5.4 %となっており、宿泊分野では、現時点で既に約３万人の人手不足が生じているものと推計しているが、さらに、今後の訪日外国人旅行者の増加等に伴い、５年後（平成 35 年）までに全国で 10 万人程度の人手不足が生じると見込んでいる。
以上のような状況に対応するため、宿泊分野において、一定の専門性・技能を有し、その能力を用いたフロント、企画・広報、接客及びレストランサービス等の様々な業務に従事する外国人を受け入れることにより、宿泊分野の深刻な人手不足の解決に繋げることが、当該分野の基盤を維持し、今後も発展させていくために必要不可欠である。
（４）受入れ見込数
宿泊分野における向こう５年間の受入れ見込数は、最大２万 2,000 人であり、これを向こう５年間の受入れの上限として運用する。
向こう５年間で 10 万人程度の人手不足が見込まれる中、今般の受入れは、毎年 2.8 %程度の生産性向上を図るとともに、国内人材の確保のための取組を進めることにより、労働効率化（５年間で５万人程度）及び追加的な国内人材の確保（５年間で３万人程度）を行ってもなお不足すると見込まれる数を上限として受け入れるものであり、過大な受入れ数とはなっていない。

３　特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項
宿泊分野において特定技能１号の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験に合格した者とする。
（１）技能水準（試験区分）
「宿泊業技能測定試験（仮称）」
（２）日本語能力水準
「日本語能力判定テスト（仮称）」又は「日本語能力試験（Ｎ４以上）」

４　法第７条の２第３項及び第４項（これらの規定を同条第５項において準用する場合

「宿泊分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領

平成 30 年 12 月 25 日
令和元年 11 月 29 日一部改正

法 務 省
警 察 庁
外 務 省
厚生労働省
国土交通省

出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「法」という。）第２条の４第１項の規定に基づき、宿泊分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、宿泊分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（以下「運用方針」という。）を定めているところ、運用方針に係る運用要領を以下のとおり定める。

第１　特定産業分野において認められる人材の基準に関する事項

１．技能水準及び評価方法等（特定技能１号）
「宿泊業技能測定試験」
（１）技能水準及び評価方法
（技能水準）
当該試験は、フロント、企画・広報、接客及びレストランサービス等の様々な業務について、定型的な内容であれば独力で実施できることを求めることとしており、これらの業務に係る技能・知識を確認することとしている上記試験の合格者は、運用方針５（１）の業務において、一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有するものと認める。
（評価方法）
試験言語：日本語
実施主体：一般社団法人宿泊業技能試験センター
実施方法：筆記試験及び実技試験
（２）試験の適正な実施を担保する方法
試験の実施に当たり、試験会場における試験監督の定期的な見回り、旅券その他の写真付きの身分証明書による本人確認等の方法により、替え玉受験等の不正受験を防止する措置を講じる。
（３）国内試験の対象者
国内で試験を実施する場合、①退学・除籍処分となった留学生、②失踪した技能実習生、③在留資格「特定活動（難民認定申請）」により在留する者、④在留資格「技能実習」による実習中の者については、その在留資格の性格上、当該試験の受

また、特定技能所属機関は、以下の事項等について必要な協力を行う。
① １号特定技能外国人の受入れに係る状況の全体的な把握
② 問題発生時の対応
③ 法令遵守の管発
④ 特定技能所属機関の倒産等の際の１号特定技能外国人に対する転職支援及び帰国担保
⑤ 就業構造の変化や経済情勢の変化に関する情報の把握・分析
（２）国土交通省又はその委託を受けた者が行う調査又は指導に対する必要な協力（運用方針５（２）エ関係）
特定技能所属機関は、国土交通省又はその委託を受けた者が行う一般的な指導、報告の徴収、資料の要求、意見の聴取又は現地調査その他の指導に対し、必要な協力を行う。

４．治安への影響を踏まえて講じる措置
（１）治安上の問題に対する措置
国土交通省は、宿泊分野における特定技能外国人が関わる犯罪、行方不明、悪質な斡旋出機関の介在その他の治安上の問題を把握した場合には、事業者、業界団体等に対して助言・指導を行うなど、必要な措置を講じる。
（２）治安上の問題を把握するための取組
国土交通省は、上記（１）の治安上の問題について、所掌事務を通じ、事業者、業界団体等から把握するために必要な措置を講じる。
（３）把握した情報等を制度関係機関等と共有するための取組等
国土交通省は、上記（１）の治安上の問題について、制度関係機関等との間で適切に共有するため、情報共有の手続を定めるなど、必要な措置を講じる。
また、深刻な治安上の影響が生じるおそれがあると認める場合には、法第２条の３第１項に規定する特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び運用方針を踏まえつつ、国土交通省及び制度関係機関において、共同して所要の検討を行い、運用要領の変更を含め、必要な措置を講じる。

を含む。）の規定による同条第１項に規定する在留資格認定証明書の交付の停止の措置又は交付の再開の措置に関する事項
（１）国土交通大臣は、有効求人倍率等の公的統計等の客観的指標等を踏まえ、人手不足の状況の変化に応じて運用方針の見直しの検討・発議等の所要の対応を行うとともに、上記２（４）に掲げた向こう５年間の受入れ見込数を超えることが見込まれる場合には、法務大臣に対し、受入れの停止の措置を求める。
（２）受入れの停止の措置を講じた場合において、当該受入れ分野において再び人材の確保を図る必要性が生じた場合には、国土交通大臣は、法務大臣に対し、受入れの再開の措置を求める。

５　その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項
（１）１号特定技能外国人が従事する業務
宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客及びレストランサービス等の宿泊サービスの提供に係る業務
（２）特定技能所属機関に対して特に課す条件
ア　宿泊分野においては、１号特定技能外国人が従事する業務内容を踏まえ、旅館・ホテル営業の形態とするとともに、以下の条件を満たすものとする。
（ア）旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第２条第２項に規定する「旅館・ホテル営業」の許可を受けた者であること。
（イ）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号。以下「風俗営業法」という。）第２条第６項第４号に規定する「施設」に該当しないこと。
（ウ）特定技能外国人に対して風俗営業法第２条第３項に規定する「接待」を行わせないこと。
イ　特定技能所属機関は、国土交通省が設置する「宿泊分野における外国人材受入協議会（仮称）（以下「協議会」という。）の構成員になること。
ウ　特定技能所属機関は、協議会に対し、必要な協力を行うこと。
エ　特定技能所属機関は、国土交通省又はその委託を受けた者が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。
オ　特定技能所属機関は、登録支援機関に１号特定技能外国人支援計画の実施を委託するに当たっては、上記イ、ウ及びエの条件を全て満たす登録支援機関に委託すること。
（３）特定技能外国人の雇用形態
直接雇用に限る。
（４）治安への影響を踏まえて講じる措置
国土交通省は、基本方針を踏まえつつ、所掌事務を通じて治安上の問題となり得る事項を把握するために必要な措置を講じるとともに、把握した事項について制度関係機関と適切に共有する。
また、深刻な治安上の影響が生じるおそれがあると認める場合には、基本方針を踏まえつつ、国土交通省及び制度関係機関において、共同して所要の検討を行い、

験資格を認めない。

２．日本語能力水準及び評価方法等（特定技能１号）
（１）「国際交流基金日本語基礎テスト」
ア　日本語能力水準及び評価方法
（日本語能力水準）
当該試験は、本制度での受入れに必要となる基本的な日本語能力水準を判定するために国際交流基金が開発・実施する試験であるところ、これに合格した者については、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有するものと認められることから、基本的な日本語能力水準を有するものと評価する。
（評価方法）
実施主体：独立行政法人国際交流基金
実施方法：コンピューター・ベースド・テスティング（ＣＢＴ）方式
イ　試験の適正な実施を担保する方法
同試験は、試験実施に必要な設備を備え、国外複数か国で大規模試験の実施実績があり、かつ、替え玉受験等の不正受験を防止する措置を講じることができる試験実施団体に業務委託することで適正な実施が担保される。
（２）「日本語能力試験（Ｎ４以上）」
ア　日本語能力水準及び評価方法
（日本語能力水準）
当該試験に合格した者については、「基本的な日本語を理解することができる」と認定された者であることから、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有するものと認められ、本制度での受入れに必要となる基本的な日本語能力水準を有するものと評価する。
（評価方法）
実施主体：独立行政法人国際交流基金及び日本国際教育支援協会
実施方法：マークシート方式
イ　試験の適正な実施を担保する方法
同試験は 30 年以上の実績があり、また、国外実施における現地の協力団体は各国の大学や日本語教師会といった信頼性の高い団体であり、主催団体が提供する試験実施マニュアルに即して、試験問題の厳重な管理、試験監督員の研修・配置、当日の本人確認や持ち物検査の実施等、不正受験を防止する措置が適切に講じられている。
（３）業務上必要な日本語能力水準
上記１の試験に合格した者については、業務上必要な日本語能力水準を有するものと評価する。

第２　法第７条の２第３項及び第４項（これらの規定を同条第５項において準用する場合を含む。）の規定による同条第１項に規定する在留資格認定証明書の交付の停止の措置又は交付の再開の措置に関する事項

2020 年 2 月 12 日
「留学生受入れと外国人人材の活用」シンポジウム

「日本の国力と外国人材～高等教育機関の役割」

一般社団法人外国人留学生高等教育協会常務理事
公益社団法人東京都専修学校各種学校協会副会長　　岡本　比呂志

１．国力とは何か

１.人口　２．経済力（GDP）　３.科学技術力　４.人材・文化（ソフトパワー）
５.政治・外交・安全保障

２．日本と外国人

○日本から見た外国人の役割　○外国人から見た日本の魅力

３．日本は今後も先進国でいられるか

○平成は「失われた 30 年」か　○世界と日本の GDP　○ GDP を上げるには
○２１世紀の日本＝人口激減・少子高齢化社会　○一人当たり GDP ＝日本の労働生産性

４．日本の科学技術力、国際競争力

○日本のノーベル賞受賞者　○日本の科学技術力　○大学の世界ランキング
○日本のイノベーション力、国際ビジネス競争力

５．日本の国家戦略はどうあるべきか

○国家戦略＝「21 世紀の国際環境の中で､国力を高め国際競争に打ち勝っていくための国家目標の設定、グランドデザインとビジョンの策定」
○日本の国家目標＝「成長する国、魅力ある国をつくる」
○高付加価値産業の育成
・金融、IT、AI、デザイン、文化など高付加価値産業で世界との競争に負けない
○日本の国家戦略を担う人材
・人材育成、高等教育、外国人受入れの基本戦略
⇒新しい高付加価値産業を担う高度な専門人材の育成システムと処遇

６．日本の高等教育機関の使命

○これからの外国人材受入れ
・基本戦略＝未来の成長戦略の一端を担える高度人材・専門職人材の受け入れ
→　安易な低スキルの外国人労働者受け入れには疑問
○「留学生 50 万人」「専門職人材 50 万人」構想（私案）
・大学、専門学校、日本語学校の留学生の質的・量的振興支援策が必要
○「審査の厳格化」への対応
○大学・専門学校・日本語学校で学ぶ留学生への評価と支援

１．外国人留学生数（3 年推移）

（単位：人）

	留学生総数	日本語教育機関	高等教育機関			
			専門学校	大学	大学院	準備教育機関
2016 年	239,287	68,165	50,235	74,323	43,478	3,086
2017 年	267,042	78,658	58,771	80,020	46,373	3,220
2018 年	298,980	90,079	67,475	87,806	50,184	3,436

（日本学生支援機構 JASSO 「外国人留学生在籍状況調査」）

２．外国人留学生進路状況（2017 年度　2018 年 3 月）

（単位：人）

学種	日本国内				卒業生数
	就職	進学	その他	小計	合計
専門学校	7,246（36.8%） 16 年 5,532（32.2%） 15 年 3,725（29.7%）	9,047（46.0%）	3,372（17.1%）	19,665（100%）	22,635 帰　国（2,763） その他（ 207）
大　学 （学部）	4,418（58.9%）	2,080（27.7%）	1,001（13.3%）	7,499（100%）	11,347 帰　国（3,030） その他（ 818）

（日本学生支援機構 JASSO 「外国人留学生進路状況調査」）

Ⅲ　記　　録

3－1　委員構成

2019年度 文部科学省委託事業「専修学校グローバル化対応推進支援事業」
東京都におけるグローバル化対応推進支援事業

実施委員

氏　名	所　属	役　職
岡　本　比呂志	早稲田文理専門学校	理事長・校長
山　中　祥　弘	ハリウッド美容専門学校	理事長・校長
多　　忠　貴	日本電子専門学校	理事長
平　野　公美子	日本外国語専門学校	理事・事務局長
吉　野　真　文	文化服装学院	就職支援室長
小　林　光　俊	一般社団法人外国人留学生高等教育協会	代表理事
武　田　哲　一	全国専門学校日本語教育協会	副会長
吉　岡　正　毅	一般社団法人全国各種学校日本語教育協会	理事長
上　坂　　慎	東京都生活文化局	私学部　企画担当課長
林　　さやか	東京都産業労働局	雇用就業部　人材確保支援担当課長
羽　柴　秀　俊	東京商工会議所	産業政策第二部　主任調査役
大　場　順　二	公益財団法人東京都中小企業振興公社	企画管理部　企画調整担当課長
上　野　芳　江	公益財団法人東京しごと財団	正規雇用対策担当課長

３-２　議事録

（様式）

会議議事録

事業名	東京都におけるグローバル化対応推進支援事業
団体名	公益社団法人東京都専修学校各種学校協会

会議名	実施委員会兼組織戦略分科会（第１回）
開催日時	2019 年 10 月 3 日（火） 15：00～17：00（2H）
場所	グランドヒル市ヶ谷　2F「琴」
出席者	① 委員（計 9 名） 岡本比呂志（早稲田文理専門学校）/山中祥弘（ハリウッド美容専門学校）/平野公美子（日本外国語専門学校）/吉野真文（文化服装学院）/小林光俊（一般社団法人外国人留学生高等教育協会）/武田哲一（全国専門学校日本語教育協会）/吉岡正毅（一般社団法人全国各種学校日本語教育協会）/上坂慎（東京都生活文化局）　（計 8 名） ② 事務局 真崎裕子/後藤由利（計 2 名） （参加者合計 10 名）
議題等	〈進行〉 1. 開会 公益社団法人東京都専修学校各種学校協会山中会長より開会挨拶の後，自己紹介ならびに所属機関での関連事業紹介があった。続いて委員長に岡本先生が選任された。 2. 2019 年度事業計画の説明 事業計画書に基づき事務局より 2019 年度実施事業に関する説明を行った。 3. 事業運営について 本年の実施事業スケジュールの確認ならびに次年度以降に向けた取り組みに関して，また外国人・外国人留学生を取り巻く東京での就労状況など情報交換を行った。 次回委員会での審議事項，開催時期について連絡し閉会 〈配付資料〉 委員名簿/事業計画書/団体概要

以上

（様式）

会議議事録

事業名	東京都におけるグローバル化対応推進支援事業
団体名	公益社団法人東京都専修学校各種学校協会

会議名	実施委員会兼組織戦略分科会（第 2 回）
開催日時	2020 年 2 月 12 日（水） 16：30～18：00（1.5H）
場所	アルカディア市ヶ谷私学会館　6F「伊吹東」
出席者	① 委員（計 7 名） 岡本比呂志（早稲田文理専門学校）/山中祥弘（ハリウッド美容専門学校）/吉野真文（文化服装学院）/吉岡正毅（一般社団法人全国各種学校日本語教育協会）/林さやか（東京都産業労働局）/羽柴秀俊（東京商工会議所）/大場順二（公益財団法人東京都中小企業振興公社）　（計 7 名） ② 事務局 真崎裕子/後藤由利（計 2 名） （参加者合計 9 名）
議題等	〈進行〉 1. 開会 公益社団法人東京都専修学校各種学校協会山中会長より開会挨拶の後，自己紹介ならびに所属機関での関連事業紹介があった。 2. 2019 年度事業の報告 事業計画書に基づき事務局より 2019 年度実施事業に関する報告を行った。 3. 事業運営について 本年の実施事業スケジュールの確認ならびに次年度以降に向けた取り組みに関して，また外国人・外国人留学生を取り巻く東京での就労状況など情報交換を行い，次年度以降の取り組みに関して検討し閉会 〈配付資料〉 委員名簿/成果報告会資料/成果報告書抜粋

以上

2019年度文部科学省委託事業「専修学校グローバル化対応推進支援事業」
東京都におけるグローバル化対応推進支援事業

事 業 成 果 報 告 書

2020年3月

発行　公益社団法人東京都専修学校各種学校協会
〒151-0051 東京都渋谷区代々木1-58-1 石山ビル6F
電話 03-3378-9601　FAX 03-3378-9625